

小野市地域防災計画

資 料 編

令和3年8月変更

【目 次】

1 条例関係

1 - 1	小野市防災会議条例	1
1 - 2	小野市災害対策本部条例	2
1 - 3	小野市防災会議委員名簿	3

2 協定関係

2 - 1	災害協定等一覧	6
2 - 2	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	7
2 - 3	東播磨地域及び北播磨地区災害時における広域相互応援協定	9
①	東播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領	11
2 - 4	兵庫県広域消防相互応援協定	13
2 - 5	兵庫県広域消防相互応援覚書	16
2 - 6	兵庫県航空機使用管理要綱	22
2 - 7	兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	25
2 - 8	兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱	28
①	兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目	30
2 - 9	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	32
①	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目	
2 - 10	小野市防災行政無線局管理運用規程	36
①	小野市防災行政無線局管理運用細則	38
2 - 11	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	40
2 - 12	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	44
2 - 13	災害時における小野市と小野市内郵便局との相互協力に関する覚書	47
2 - 14	災害時における支援協力に関する協定書（北播磨建設業協会 小野支部）	49
2 - 15	緊急時における生活物資確保に関する協定書	53
①	生活協同組合コープこうべ	53
②	セッツカートン(株)	55
③	イオンリテール(株)	57
2 - 16	播磨広域防災連携協定	59
2 - 17	災害時等の応援に関する申し合わせ	61
2 - 18	災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書	63
2 - 19	災害時における支援協力に関する協定（L P ガス等）	65
2 - 20	災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定（広興姫路）	67
2 - 21	災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定（株オーディテック）	69
2 - 22	災害時における支援協力に関する協定（兵庫みらい農業協同組合）	71
2 - 23	災害時要配慮者の福祉避難所として介護保険施設と市の協力体制に関する協定書	73
2 - 24	災害時における食料品等の物資供給に関する協定書	75
2 - 25	災害時におけるボランティア支援に関する協定書	77

3 各行動・運用マニュアル

3 - 1	職員の参集・動員編	81
3 - 2	災害対策本部編	85
3 - 3	避難所編	89
3 - 4	学校編	92
3 - 5	避難所の開設	95
3 - 7	避難所の運営	97
3 - 8	災害時における通信計画	102
3 - 11	災害対策本部設置フロー	103
3 - 12	参集体制フロー	104
3 - 13	初動体制フロー	105
3 - 14	応急対策フロー	106
3 - 15	災害時（風水害・地震）における行動マニュアル	107
3 - 16	災害対策本部指示系統	114
3 - 17	応援要請フロー	115

4 関係機関連絡先一覧

4 - 1	兵庫県 企画県民部防災対策局	120
4 - 2	兵庫県 北播磨県民局	
4 - 3	兵庫県 その他	
4 - 4	陸上自衛隊	
4 - 5	東播磨地域 防災関係機関（広域応援協定）	121
4 - 6	国土交通省 近畿地方整備局	
4 - 7	警 察	
4 - 8	消防本部（東播磨地区）	
4 - 9	ライフライン・医療・その他関係機関	122
4 - 10	小野市災害対策各部 直通電話番号表	

5 避難指示等の判断・伝達マニュアル

5 - 1	加古川本流避難判断速見表	124
5 - 2	東条川避難判断速見表	125
5 - 3	万願寺川避難判断速見表	
5 - 4	その他河川避難判断速見表	126
5 - 5	発令判断基準	128

6 浸水想定区域に対する洪水時の対策について 130

7 災害時要援護者施設リスト

7 - 1	高齢者施設	134
7 - 2	障害者施設	136
7 - 3	幼児施設	
7 - 4	病院・診療所（入院施設）	137
7 - 5	その他	

8 ため池リスト

8 - 1	防災重点ため池指定箇所	139
-------	-------------	-----

8 様 式 編

1 条例関係

1 - 1 小野市防災会議条例

(昭和38年小野市条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の規定する重要事項に関し、市町に意見を述べること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次のに掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 市長が特に必要と認める機関又は団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項第7号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関の役員又は職員並びに学識経験のある者の中から、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 2 小野市災害対策本部条例

(昭和38年小野市条例第23号)

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第3条の2第8項の規定に基づき、小野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 3 小野市防災会議委員名簿

	機 関 名	職 名	氏 名	備 考
会 長	小 野 市	市 長	蓬 萊 務	63 - 1000 (代)

(1) 指定地方行政機関の職員

委 員	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	所 長	山田 拓也	079 - 282 - 8211
〃	陸上自衛隊 第8高射特科群	第338高射中隊 中隊長	濱本 伊織	66 - 7301 内線 210

(2) 兵庫県知事部内の職員

委 員	兵 庫 県	北播磨県民局長	上田 賢一	0795 - 42 - 9309
-----	-------	---------	-------	------------------

(3) 兵庫県警察官

委 員	兵庫県警察本部	小野警察署長	植波 博文	64 - 0110
-----	---------	--------	-------	-----------

(4) 市長部内の職員

委 員	小 野 市	副 市 長	藤 井 大	63 - 1000 (代)
〃	〃	副 市 長	小林 清豪	63 - 1010 (代)
〃	〃	技 監	森 本 孝	63 - 1000 (代)
〃	〃	防 災 監	上田 芳敬	63 - 1000 (代)

(5) 市教育長

委 員	小野市教育部	教 育 長	橋本 浩明	63 - 1000 (代)
-----	--------	-------	-------	---------------

(6) 消防長・消防団長

委 員	小野市消防本部	消 防 長	藤 原 靖	63-0119
〃	小 野 市 消 防 団	消 防 団 長	小林 直基	63-0119

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

指定公共機関

	機 関 名	職 名	氏 名	備考
委員	西日本旅客鉄道(株) 神戸支社	加古川管理駅助役 加 古 川 線 区 長	澁谷 秀文	079 - 422 - 3621
〃	西日本電信電話株式会社	兵庫支店設備部 マネジメント担当 災害対策室次長	平井 達也	078 - 393 - 9440
〃	関西電力送配電(株)	兵庫支社姫路電力本部 社配電営業所長	福島 伸一	0800 - 777 - 3081
〃	神姫バス株式会社	三 木 営 業 所 長	岡部 和彦	0794 - 82 - 3126

〃	社団法人兵庫県医師会	小野市加東市 医師会会長	西山 敬吾	62 - 5280 (医師会館)
---	------------	-----------------	-------	---------------------

(8) 学識経験者

委 員	小野市議会議会	議 長	川名 善三	63 - 1000 (代)
〃	北播磨総合医療センター	病院長職務 代理者 副院長	栗野 孝次郎	88-8800
〃	小野市連合区長会	代 表	市橋 一男	
〃	小野市社会福祉協議会	会 長	小塩 慶明	63 - 2575
〃	小野商工会議所	会 頭	柳田 吉亮	63 - 1161
〃	兵庫みらい農業協同組合	組 合 長	小紫 康正	0790-42-1225
〃	女性団体連絡協議会	会 長	喜多 幸子	
〃	消防団女性分団	分 団 長	岡田 ひろみ	63 - 0119
〃	NPO 法人北播磨市民活動支援センター小野市男女共同参画センター	センター長	飛田 協子	63 - 8156

(9) その他市長が認める者

委 員	小野市議会女性議員	代表者	平田 真実	63 - 1000 (代)
〃	おの防災リーダーの会	会長	久保田 真輔	

2 協定関係

2 - 1 災害協定等一覧

(1) 公的機関

施行日及び締結日	協定及び要綱等
昭和63年 8月 1日	兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱
昭和63年 8月 1日	兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目
平成 8年 1月 17日	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定
平成10年 3月 16日	兵庫県水道災害相互応援に関する協定
平成12年 5月 1日	兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領
平成12年 5月 1日	兵庫県航空機使用管理要綱
平成17年 9月 1日	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定
平成18年11月 1日	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定
平成18年11月 1日	東播磨地域及び北播磨地区災害時における広域相互応援協定
平成19年 6月 29日	兵庫県広域消防相互応援協定
平成21年10月 20日	兵庫県広域消防相互応援覚書
平成24年 8月 30日	播磨広域防災連携協定
平成26年 4月 22日	播磨広域防災連携協定（明石市が加入し、13市9町）前回は廃止
平成24年10月 20日	災害時等応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）

(2) 民間

締結日	企業名（団体）	協定及び要綱等
平成12年 2月 16日	小野市内郵便局	災害時における小野市と小野市内郵便局との相互協力に関する覚書
平成12年11月 14日	生活協同組合 コープこうべ	緊急時における生活物資確保に関する協定書
平成20年 4月 1日	セッツカートン株式会社	災害時における支援協力に関する協定書
平成21年 8月 21日	北播磨建設業界小野支部	災害時における支援協力に関する協定書
平成23年 4月 1日	イオンリテール株式会社	災害時における支援協力に関する協定書
平成25年 3月 19日	青山荘、逢花苑 ふたばの里、ぬく森 シルバーランド、オパール 小野福祉工場・小野起生園	災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書
平成26年 3月 24日	一般社団法人兵庫県LPガス 協会東播支部	災害時における支援協力に関する協定書（LPガス及び燃料機器等）
平成26年 5月 27日	エープライド(株)	災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定
平成26年 6月 3日	(株)オーディーテック	災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定
平成26年 7月 30日	兵庫みらい農業協同組合	災害時における支援協力に関する協定
平成28年10月 1日 （播磨広域連携協議会）	兵庫県行政書士会	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定
平成30年 3月 22日	薫楓苑	災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書
平成30年12月 20日	藤本食品(株)	災害時における食料品等の物資供給に関する協定書
平成30年12月 27日	小野ライオンズクラブ 小野ひまわりライオンズクラブ	災害時におけるボランティア支援に関する協定書
平成31年 4月 1日	(株)日本管財環境サービス	災害時における上下水道事業に関する協定書
令和元年 10月 21日	小野上下水道工業協同組合	災害時における上下水道事業に関する協定書
令和元年 12月 26日	NEC ネットエスアイ(株)神戸支店	大規模災害時における災害応援協定に関する覚書
令和2年 1月 20日	ヤフー(株)	災害時における情報発信等に関する協定
令和2年 3月 11日	新明和工業(株)	災害時における復旧支援業務に関する協定
令和2年 12月 1日	兵庫県石油商業組合	災害時における物資優先支援に関する協定
令和3年 6月 1日	(株)ナフコ	災害時における物資供給に関する協定
令和3年 8月 24日	くつろぎの杜	災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書

--	--	--

2-2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

資料編 2 協定関係

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

2-3 東播磨地域及び北播磨地区災害時における広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

(地域及び構成市町)

第2条 この協定の地域及び市町は、次のとおりとする。

地 域	東播磨地域、北播磨地域
市	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市
町	稲美町、播磨町、多可町

(広域災害支援本部の設置)

第3条 東播磨地域及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。ただし、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロックの代表市町に本部を設置するものとする。

2 ブロック別市町は、次のとおりとする。

東播磨ブロック	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨ブロック	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

(応援の要請)

第4条 災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援の要請を受けた本部は特段の理由がない限りこれを実施するものとする。

2 応援の要請がない場合でも、本部において応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

3 本部は、兵庫県災害対策東播磨地方本部（東播磨県民局）又は兵庫県災害対策北播磨地方本部（北播磨県民局）と緊密な連絡をとり、必要な共同応援を実施するものとする。

(応援の実施)

第5条 本部は、応援の要請を受けた場合、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

2 本部は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

3 本部は、関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 前条の応援の実施に要した費用は、原則として応援した市町が負担するものとする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(情報の収集及び伝達)

第7条 この協定を的確かつ円滑に実施するため、相互の情報収集及び伝達の方法は別に定める。

資料編 2 協定関係

(平常時の活動)

第8条 構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定める。

この協定の成立を証するため本書11通を作成し、各市町長記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年11月 1日

明	石	市	長
加	古	川	市
西	脇	市	長
三	木	市	長
高	砂	市	長
小	野	市	長
加	西	市	長
加	東	市	長
稲	美	町	長
播	磨	町	長
多	可	町	長

2-3 - ① 東播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領

1 広域災害支援本部の設置及び運営

(1) 広域災害支援本部（以下「本部」という。）の設置

平成31年度までの各年度の本部設置市町、東播磨ブロック代表市町及び北播磨ブロック代表市町は、次の表のとおりとする。

項目 年度	本部設置市町	東播磨ブロック 代表市町	北播磨ブロック 代表市町	備考
18年度	加西市	明石市	加西市	北播磨ブロック代表市町の順番は、加西市＝Ⅰ、三木市＝Ⅱ、小野市＝Ⅲ、西脇市＝Ⅳ、加東市＝Ⅴ、多可町＝Ⅵとし、平成18年度を最初の年度とし12年周期で次の順による。 Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴ→Ⅵ→Ⅱ→Ⅰ→Ⅳ→Ⅲ→Ⅵ→Ⅴ
19年度	加古川市	加古川市	三木市	
20年度	小野市	高砂市	小野市	
21年度	稲美町	稲美町	西脇市	
22年度	加東市	播磨町	加東市	
23年度	明石市	明石市	多可町	
24年度	三木市	加古川市	三木市	
25年度	高砂市	高砂市	加西市	
26年度	西脇市	稲美町	西脇市	
27年度	播磨町	播磨町	小野市	
28年度	多可町	明石市	多可町	
29年度	加古川市	加古川市	加東市	
30年度	加西市	高砂市	加西市	
31年度	稲美市	稲美町	三木市	

(2) 本部の運営

本部の運営は、それぞれの市町の災害対策本部設置要綱に準じて行い、応援の内容、役割分担等については、ブロック代表市町が協議して定める。

(3) 次年度ブロック代表市町による本部の設置及び運営

被害の状況等により、両ブロック代表市町において円滑な本部の設置及び運営を行うことができない場合、次年度のブロック代表市町が本部の設置及び運営を行うものとする。

2 情報の収集及び伝達方法

(1) 災害が発生した市町又はその隣接市町は、災害情報を収集し、速やかにブロック代表市町にその情報を伝達するものとする。

(2) 災害が発生した場合、ブロック代表市町は、速やかに災害情報を収集し、ブロック構成市町にその情報を伝達するものとする。

(3) 情報の収集及び伝達は、電話、衛星電話及び職員派遣をもって行うものとする。

(4) 本部設置後の情報の収集及び伝達は、原則として本部と市町が直接行うものとする。

3 応援の内容

- | | |
|---------|--|
| (1) 物資 | 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等 |
| (2) 資機材 | 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車
仮設風呂、テント、重機、自転車、バイク、携帯電話等 |
| (3) 施設 | 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場、ごみ焼却場等 |
| (4) 職員 | 市町職員 |

4 応援の方法

(1) 物資及び資機材は、必要とする市町ごと及び種類ごとに仕分け、必要数量を搬入する。

(2) 資機材は、原則として応援する市町が維持管理する。

(3) 応援する市町職員は、応援を受ける市町の統制下に入るものとする。

5 応援体制の確立

広域相互応援体制の確立のため、上記の物資、資機材及び施設等の整備計画を別に定める。

6 経費の負担

整備に要する経費は、市及び町が別途協議して定める。

7 資料及び情報の交換

相互応援のための地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口、担当責任者及び同補助者の職氏名
- (2) 物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

8 防災担当者会議の開催

東播磨及び北播磨防災担当課長会議を開催し、協定に掲げる次の事項の推進を図る。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

2-4 兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

- (1) 阪神地域
尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町
- (2) 神戸地域
神戸市
- (3) 東播地域
明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市
- (4) 西播地域
姫路市、南はりま消防組合、赤穂市
- (5) 但馬地域
豊岡市、南但消防本部及び美方広域消防組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故
- (4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 地域内応援
第2条に規定する地域内の市町等に対する応援
- (2) 県内応援
前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

資料編 2 協定関係

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(消防航空応援)

第10条 消防航空機の応援を要請する場合は、消防組織法第43条に基づき、別に定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

資料編 2 協定関係

(実施期日)

第13条 この協定は、平成24年3月27日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成19年6月29日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書28通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2-5 兵庫県広域消防相互応援覚書

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成19年6月29日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

(1) 県下広域応援

大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。

(2) 県下広域応援部隊

応援消防本部が県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。

(3) 代表消防本部

兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。

(4) 代表代行消防本部

代表消防本部に事故ある時に、その任務を代行する消防本部をいう。

(5) 地域別代表消防本部

協定第2条各号に定める地域を代表する消防本部をいう。

(6) 地域別代表代行消防本部

地域別代表消防本部に事故ある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。

(代表消防本部等)

第3条 代表消防本部、代表代行消防本部、地域別代表消防本部及び地域別代表代行消防本部は、別表1に定めるとおりとする。

(平常時の任務)

第4条 平常時においては、代表消防本部は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及び地域別代表消防本部と、地域別代表消防本部は代表消防本部及び地域内消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

(情報連絡先等の交換)

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2及び別表3に定める情報連絡先等を交換しておくものとする。なお、情報連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに地域別代表消防本部を通じて各消防本部に連絡するものとする。

第2章 応援要請

(県下広域応援の早期要請)

第6条 各消防本部は、災害が発生した時は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、地域別代表消防本部又は代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請すること。

(応援要請の通知)

第7条 協定第5条に定める応援要請の通知は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ等により様式第1号(消防応援要請書)を送付するものとする。

資料編 2 協定関係

(応援要請の方法等)

第8条 応援要請の方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

被災地を管轄する消防本部（以下「被災地消防本部」という。）から自消防本部の所属する地域別代表消防本部を通じて他の地域内消防本部に対して行うものとし、要請を受けた地域別代表消防本部は、地域内の消防本部に対して応援要請を行うとともに、地域内応援要請があった旨を代表消防本部に連絡するものとする。

(2) 県内応援

被災地消防本部の属する地域別代表消防本部を通じて代表消防本部に対して行うものとし、代表消防本部は、他の地域別代表消防本部を通じて各消防本部に応援要請を行うとともに、兵庫県に対して連絡するものとする。

2 県下広域応援以前に隣接市町等との間における相互応援協定に基づき応援活動を行っていた場合又は、地域内応援により応援活動を行っていた後に県内応援が要請された場合は、それ以前の要請は切り替えられたものとみなす。

(派遣の決定)

第9条 応援要請を受けた消防本部は、特段の事情がない限り求めに応じなければならない。

2 県下広域応援部隊を派遣する消防本部は様式第2号（消防応援派遣決定通知書）により、地域内応援にあつては地域別代表消防本部へ、県内応援にあつては代表消防本部（地域別代表消防本部経由）を通じて受援側消防本部へ通知するものとする。

3 応援出動を行う各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

第3章 応援消防本部の任務

(受援側地域別代表消防本部の任務)

第10条 受援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

(1) 受援消防本部との応援要請の連絡、調整に関すること。

(2) 代表消防本部との連絡及び情報交換に関すること。

(3) 地域内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び受援消防本部の指揮支援に関すること。

(4) 県内応援時において、代表消防本部が行う受援消防本部の指揮支援の補佐に関すること。

(5) その他必要な事項

2 前項において、地域別代表消防本部が受援消防本部となり、受援側地域別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側地域別代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

(応援側地域別代表消防本部の任務)

第11条 応援側地域別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

(1) 受援側地域別代表消防本部との応援要請の連絡、調整に関すること。

(2) 地域内消防本部との派遣部隊の調整に関すること。

(3) 応援要請及び情報伝達の中継に関すること。

(4) 地域内応援部隊の活動の管理に関すること。

(5) その他必要な事項

(代表消防本部の任務)

第12条 代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

(1) 応援側地域別代表消防本部及び受援側地域別代表消防本部との派遣部隊の調整に関すること。

(2) 応援要請及び情報伝達の中継に関すること。

(3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関すること。

(4) 県内応援時における応援部隊の活動の管理及び受援側地域別代表消防本部と連携しての受

資料編 2 協定関係

援消防本部の指揮支援に関すること。

(5) その他必要な事項

- 2 前項において、代表消防本部が受援消防本部となり、代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、代表代行消防本部が前各号の任務を行うものとする。

第4章 指揮活動等

(応援隊調整本部の設置)

第13条 受援消防本部は、県下広域応援を要請した場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、応援隊調整本部を設置するものとする。

- 2 応援隊調整本部の構成員は、原則として受援消防本部消防長の委任を受けた者、受援側地域別代表消防本部の派遣職員、代表消防本部の派遣職員、兵庫県派遣職員その他必要な者とし、受援消防本部消防長の委任を受けた者を本部長とする。この場合において、応援隊調整本部は、兵庫県、代表消防本部及び次条の後方支援本部等と連携し、次の事務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の部隊配備に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 各種情報の集約・整理に関すること。
- (4) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
- (5) その他必要な事項

(後方支援本部の設置)

第14条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、出動部隊の活動を支援するため、地域別代表消防本部に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部は、当該地域内又は県内各消防本部との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動支援を行うものとする。

(県下広域応援部隊の指揮)

第15条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）の指揮の下に活動するものとする。

- 2 地域内応援時においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 県内応援時においては、代表消防本部の指揮者は指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

この場合においては、受援側地域別代表消防本部の指揮者は、代表消防本部の指揮者を補佐することとする。

(部隊の単位)

第16条 部隊の単位は1隊を1小隊とし、2隊以上の場合は地域別ごと「(阪神・神戸・東播・西播・但馬)中隊」又は消火、救助、救急等の任務ごと「(消火・救助・救急等)部隊」に編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。また、単一の消防本部から2隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部指揮者を派遣するものとする。

- 2 中隊長は、地域別ごとに編成する場合は各地域別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は神戸市消防局、救助中隊長は尼崎市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ指名するものとする。

(通信連絡体制)

第17条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 応援隊調整本部と各中隊長相互間の通信は、県内共通波を使用する。
- (2) 同一消防本部間における小隊相互間の通信は、それぞれの市町村波を使用する。
- (3) 指揮系統を複数に分離する必要がある場合には、全国共通波2(148.75MHz)又は全国共通波3(154.15MHz)のいずれかから消防力の配置及び活動状況に応じて使用チャンネルを指定する。

(部隊の交代)

第18条 派遣部隊の交代は、原則として、地域を単位として行うこととする。

(活動報告等)

第19条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、応援隊調整本部に適宜報告するものとする。

第5章 活動の終了

(現場引き揚げ)

第20条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、受援消防本部の消防長の指示によるものとする。

2 第15条第2項または第3項に定める県下広域応援部隊の指揮者は、受援消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。

(1) 部隊の活動概要(場所、時間、隊数等)

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第21条 部隊が帰署(所)したとき、当該部隊の属する消防本部は、様式第3号(応援活動即時報告書)により、速やかに受援消防本部、代表消防本部及び兵庫県に連絡するものとする。

第6章 雑則

(協議)

第22条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この覚書は、平成21年10月20日から施行する。

2 兵庫県広域消防相互応援覚書(平成19年6月29日)は、廃止する。

3 この覚書の成立を証するため、本書30通を作成し、各消防本部において各1通を保有するものとする。

消防本部連絡先

		連絡・要請窓口	NTT 電話番号	NTT FAX	衛星電話	衛星 FAX
兵庫県	昼	企画県民部 災害対策局消防課	078-362-9900	078-362-9911	028-151-5331	028-151-6380
	夜	災害対策センター				
総務省消防庁	昼	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-7527	048-500-7537
	夜	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-7782	048-500-7782

地域	消防本部		連絡・要請窓口	NTT 電話番号	NTT FAX	衛星電話	衛星 FAX
阪神地域	○尼崎市消防局	昼	消防防災課	06-6481-0119	06-6483-5023	028-753-43	028-753-62
		夜	情報指令課		06-6482-1995		
	◎西宮市消防局	昼	消防課	0798-26-0119	0798-36-2460	028-755-42	028-755-62
		夜	指令課				
	芦屋市消防本部	昼	警防課	0797-32-2345	0797-32-0119	028-206-43	028-206-62
		夜	通信司令室				
	伊丹市消防局	昼	警防課	072-783-0123	072-783-4999	028-757-42	028-757-62
		夜	通信司令室				
	宝塚市消防本部	昼	警防課	0797-73-1141	0797-72-7244	028-762-43	028-762-62
		夜	情報管制課				
	川西市消防本部	昼	消防課	072-759-9980	072-757-3379	028-765-43	028-765-62
		夜	川西市及び猪名川町 消防指令センター	072-759-0119	072-759-5061	028-765-44	
	三田市消防本部	昼	通信司令室	079-564-0119	079-563-1230	028-767-43	028-767-62
		夜					
	篠山市消防本部	昼	警防課	079-594-1119	079-594-2070	028-871-42	028-871-62
		夜	消防署通信係				
	丹波市消防本部	昼	消防課	0795-72-2255	0795-72-1155	028-911-42	028-911-62
		夜					
	猪名川町消防本部	昼	消防署	072-766-0119	072-766-1216	028-769-243	028-769-260
		夜					
神戸地域	神戸市消防局	昼	司令課	078-333-0119	078-325-8529	028-751-408	028-751-407
		夜					
東播地域	◎明石市消防本部	昼	情報指令室	078-921-0119	078-927-0119	028-754-42	028-754-62
		夜					
	淡路広域消防事務 組合消防本部	昼	警防課	0799-24-0119	0799-24-4575	028-906-44	028-906-62
		夜	指令課				
	○加古川市消防本 部	昼	指令課	079-424-0119	079-425-7587	028-759-44	028-759-62
		夜					
	北はりま消防組合 消防本部	昼	警防課	0795-48-3072	0795-48-3234		
	北はりま消防本部 西脇消防署	昼	情報管理係	0795-22-0119	0795-23-6119	028-920-42	028-920-62
		夜				028-920-43	
	北はりま消防本部 多可消防署	昼	庶務係	0795-32-0119	0795-32-3900		
		夜					
	北はりま消防本部 加西消防署	夜	情報管理係	0790-42-0119	0790-43-0119	028-768-44	028-768-62
	北はりま消防本部 加東消防署	夜	情報管理係	0795-42-0119	0795-42-4209	028-891-42 028-891-43	028-891-62
	三木市消防本部	昼	通信指令室	0794-82-0119	0794-82-9167	028-763-41	028-763-62
		夜					
	高砂市消防本部	昼	通信指令室	079-448-0119	079-448-0124	028-764-41	028-764-62
		夜					
	小野市消防本部	昼	総務課指令係	0794-63-0119	0794-63-6699	028-218-42	028-218-62
		夜					
西播地域	◎姫路市消防局	昼	情報指令課	079-223-0003	079-222-8222	028-201-42	028-201-62
		夜					
西	西はりま消防組合 消防本部	昼					
		夜					
西	西はりま消防本部	昼	通信指令室	0791-23-3119	0791-23-2119	028-208-42	028-208-62

資料編 2 協定関係

播磨地域	相生消防署	夜					
	西はりま消防本部	昼	警防課	0791-64-3176	0791-63-3042	028-211-43	028-211-62
	たつの消防署	夜	通信指令室	0791-63-3511			
	西はりま消防本部	昼	通信指令室	0790-62-0119	0790-63-0119	028-918-41	028-918-62
	宍粟消防署	夜					
	西はりま消防本部	昼	警防課	079-276-1191	079-276-2246		
	太子消防署	夜					
	西はりま消防本部	昼	警防課	0790-82-3872	0790-82-0119	028-858-43	028-858-62
	佐用消防署	夜					
但馬地域	○赤穂市消防本部	昼	警防課	0791-43-6883	0791-45-0119	028-761-43	028-761-62
		夜	通信指令室	0791-43-0119			
	◎豊岡市消防本部	昼	指令センター	0796-24-1119	0796-24-4253	028-929-43	028-929-62
		夜					
	○南但消防本部	昼		079-672-0119	079-672-5046		
		夜					
	南但消防本部	昼	消防課	079-672-0119	079-672-5046	028-914-44	028-914-62
		夜	通信指令室				
	南但消防本部	昼	警防課	079-662-0119	079-662-7764	028-864-43	028-864-62
		夜					
	美方広域消防本部	昼	警防課	0796-92-0119	0796-92-0937	028-928-41	028-928-62

◎: 地域別代表消防本部

○: 地域別代表代行消防本部

2-6 兵庫県航空機使用管理要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の使用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の使用及び管理は、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、災害応急対策活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事するために消防課に設置する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

(4) 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟を図るために独自に行う訓練をいう。

第2章 運航管理

(総括管理者)

第4条 航空機の運航管理の総括は、防災監が行い消防課長が補佐する。

(運航管理責任者)

第5条 航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）が掌理する。

(航空機に搭乗する者の指定)

第6条 隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(業務指揮者)

第7条 消防防災業務の指揮は、業務指揮者が行う。業務指揮者には、消防防災業務に関する知識及び技術を有する隊員の中から、隊長が指定する。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗中、副隊長の航空機の安全維持に関する指示に従い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

(航空業務計画)

第8条 隊長は、消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画を定めなけ

ればならない。

(運航基準)

第9条 航空機は、次に掲げる活動でその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、傷病者発生地への医師の搬送及び医療資器材等の輸送並びに高次医療機関への重篤患者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の捜索並びに救助、救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動、情報収集及び伝達広報など

(4) 災害応急対策活動

災害等の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住民への避難誘導、警報等の伝達など

(5) 広域航空消防防災応援活動

近隣府県市等との航空消防防災応援協定等による相互応援活動

(6) 災害予防活動

災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など

(7) 訓練のための活動

(8) その他防災監が必要と認める活動

2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として日の出から日没までの間とする。ただし、特に必要と認めた場合は、夜間照明設備のある場合に限り、日の出前又は日没後に離着陸することができるものとする。

(緊急運航)

第10条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第5号に規定する運航をいう。

2 緊急運航は、第8条に規定する運航計画に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

3 隊長は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中であつては通常運航を中断し、緊急運航に移行する旨を業務指揮者に指示しなければならない。

4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定める。

(情報連絡及び報告)

第11条 業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく隊長に報告しなければならない。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く。）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第2号）を作成し、隊長に報告しなければならない。

第3章 使用手続

(使用申請)

第12条 航空機を使用しようとするものは、使用する月の前々月の末日までに、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）を作成し、防災監に申請するものとする。

2 訓練等参加申請の場合は、訓練等実施月の前々月の末日までに、消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第3号）を作成し、防災監に申請するものとする。

3 前項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

4 防災監が指定した臨時発着場以外の場所を離着陸に使用するときは、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

(使用承認)

第13条 防災監は、前条の使用申請があった場合、その使用目的、飛行内容、離着陸場所及び飛行時間等について審査のうえ、適当と認めたときは承認するものとする。

2 防災監は、前項により承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第6号）又は消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

第4章 補則

(事故の報告)

第14条 業務指揮者は、航空機に搭乗し消防防災業務に従事中、航空機の事故が発生した場合は、その状況を隊長に報告しなければならない。

2 隊長は、業務指揮者から航空機の事故発生の報告を受けた場合には、直ちに防災監に事故に関する報告を行わなければならない。

(備付簿冊)

第15条 隊長は、運航管理に必要な記録簿を備えなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、航空機の使用及び管理に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

2 兵庫県航空機使用管理要綱（昭和55年7月15日施行）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

2-7 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県航空機使用管理要綱（以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第9条第1項第1号から5号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 有効性 消防防災ヘリコプターによる活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(1) 救急活動

ア 救急現場から三次救急医療機関又は災害拠点病院への緊急搬送

救急現場から傷病者を緊急に三次救急医療機関（三次小児救急病院を含む。）又は災害拠点病院へ搬送する必要がある場合で、消防防災ヘリコプターによる搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合

イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 傷病者の緊急転送

傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合

エ 高次医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合

オ 高速道路上での事故

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

カ 臓器の緊急搬送

(社)日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律の規定に基づき摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師の搭乗できる場合

キ その他救急活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

資料編 2 協定関係

- ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜査または救助
水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応が困難と認められる場合
 - イ 高層建築物火災における救助
高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
 - ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救出
山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救出が不可能で、空中からの要救助者の救出が必要と認められる場合
 - エ その他救助活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防御活動
- ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
 - イ 被害状況調査
大規模火災、爆発事故等が発生し、広範囲にわたる被害状況把握調査を行う必要があると認められる場合
 - ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送
大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
 - エ その他火災防御活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (4) 情報収集活動
- ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集
上記(1)から(2)の救急活動、救助活動、火災防御活動のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、消防防災ヘリコプターによる活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合
 - イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）
消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合
 - ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）
火災・災害等即報該当事案で、運行時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合
- (5) 災害応急対策活動
- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
 - イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

資料編 2 協定関係

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ その他災害応急対策上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害が発生した市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長等（以下「要請者」という。）が消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。

2 前項の要請は、神戸市消防局に対し手続を行うものとする。

(緊急運航の決定)

第5 防災監は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、別表第1に定める要請区分から別表第2に定める出動区分を選択し、災害の状況及び現場の気象状況を確認のうえ、出動の可否を決定し、要請者にその旨を回答するものとする。

(受入れ態勢)

第6 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、兵庫県消防防災航空隊長に対して、直ちに緊急運航活動即時報告書（様式第2号）により活動の概要を報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2-8 兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱

(目的)

第1条 この広域消防航空応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、兵庫県広域消防相互応援協定（昭和63年8月1日締結。以下「協定」という。）第11条の規定に基づく必要な事項について定めることを目的とする。

(対象となる大規模特殊災害)

第2条 航空応援の対象となる大規模特殊災害は、次に定めるもので、かつ、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での大火災、大災害、大事故等
- (3) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (4) その他上記に準ずる災害

(航空応援の種別)

第3条 航空応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 火災出動 消火活動のための出勤
- (2) 救助出動 人名救助のための特別な活動を要する場合の出勤（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (3) その他出動 その他上記に準ずる出勤

(航空応援の要請手続)

第4条 要請側市町長（消防事務組合の管理者を含む。以下同じ。）は、県知事に次の事項を明らかにして航空応援の要請を行うものとする。

- (1) 要請者・要請日時
- (2) 災害の発生日時・場所・概要
- (3) 必要な応援の概要

2 県知事は、前項の要請があり、かつ、航空応援の必要があると認める時は、応援側市の消防長を通じて当該応援側市長に要請を行うものとする。

3 応援側市から航空応援の決定の連絡があったとき、要請側市長（消防事務組合を含む。以下同じ。）の消防長（消防本部を置かない市町は、市町長。以下同じ。）は、できるだけ速やかに、応援実施に伴う必要事項を応援側市の消防長に通報しなければならない。

(航空応援の決定通知)

第5条 応援側市の消防長は、前条の航空応援の要請に基づいて航空応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町に報告の上、その指示に従って県知事に通知するものとする。この場合において、同時に要請側市町の消防長へも航空応援を決定した旨を連絡するものとする。

2 県知事は、応援側市が応援を決定した時、要請側市町長へ通知するものとする。

(航空応援の始期、終期及び中断)

第6条 航空応援の始期、終期及び中断は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月消防救第61号、以下「国要綱」という。）8及び9を準用する。

資料編 2 協定関係

(航空応援のため出動したヘリの指揮等)

第7条 航空応援のため出動したヘリの指揮等は、国要綱10を準用する。

(要請側市町の事前計画等)

第8条 要請側市町の事前計画等は、国要綱11を準用する。

(航空応援に要する経費の負担区分等)

第9条 航空応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 航空応援に要する経費は、「財団法人兵庫県市町村振興協会広域消防航空応援交付金交付規程」(昭和63年6月規程第11号)によるものとする。
- (2) 航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は応援側の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(実施細部)

第10条 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

2-8-① 兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目

(目的)

第1条 この兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目（以下「細目」という。）は、兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱（以下「要綱」という。）を実施する上で必要な事項について定めることを目的とする。

(要請手続)

第2条 要綱第4条の要請について、県の連絡先は次のとおりとする。

	時間	連絡・要請窓口の名称	電 話	ファクシミリ
昼間	9:00～18:00	企画県民部災害対策局消防課	(078) 325-8519	(078) 362-9915
夜間	18:00～9:00	災害対策局（宿直）	(078) 362-9900	(078) 362-9911

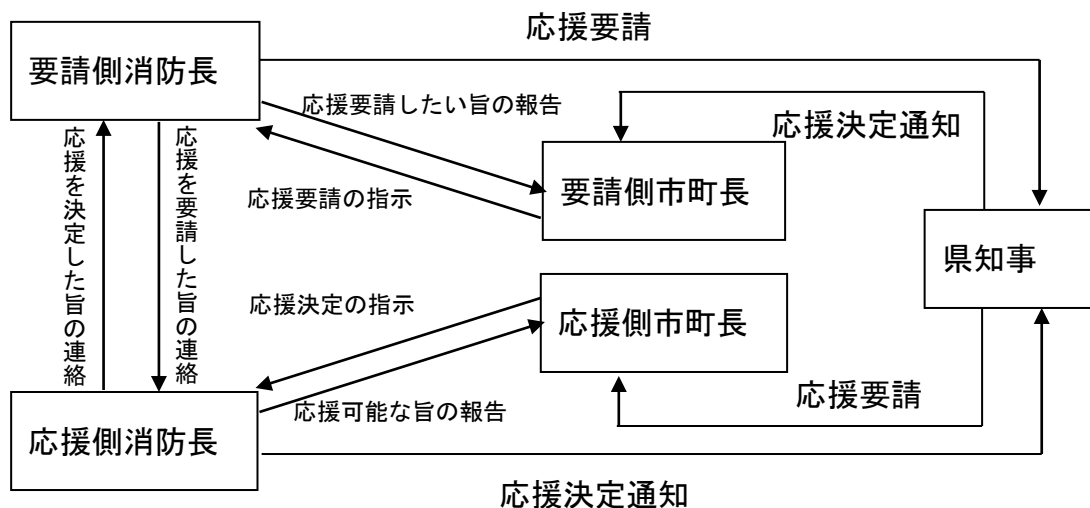
(応援側市の消防本部)

第3条 応援側市の消防本部の連絡先は次のとおりとする。

消防本部名	連絡・要請窓口の名称	電 話	ファクシミリ
神戸市消防局	警防部司令課	(078) 331-0986	(078) 325-8529

(航空応援要請及び決定通知ルート)

第4条 要綱第4条及び第5条に定める航空応援要請及び航空応援決定通知ルートは、次のとおりとする。



2 要綱第4条及び第5条に定める要請、連絡又は通知は、様式第1号により、電話又はファクシミリ等によって行うものとする。

(通信連絡)

第5条 通信連絡の使用電波は、県内共通波(148.29Mhz)とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

(要請側市町の事前計画等)

第6条 要綱第8条に定める要請側市町の事前計画等については、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」(昭和61年5月消防救第61号、以下「国細目」という。)³を準用し、あらかじめ応援側市に送付しておくものとする。

(事故時の連絡等)

第7条 要請側市町の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市の消防長へ速やかに連絡しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(航空応援活動即時報告)

第8条 応援側市の消防長は、応援隊が帰庁したとき、すみやかに応援活動の概要を、様式第2号により、要請側市町等の消防長に通知するものとする。

2 要請側市町等の消防長は、すみやかに当該災害の概要を、様式第3号により、応援側市の消防長に通知するものとする。

附則

この細目は、昭和63年8月1日から施行する。

附則

この細目は、平成12年9月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係) 省 略

様式第2号(第8条関係) 省 略

様式第3号(第8条関係) 省 略

2-9 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地への医療救護チームの派遣
- (2) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入
- (3) 被災した会員病院への医師、看護師等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
- (4) その他災害初動時医療に関する必要な措置

2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

（広域応援体制）

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

資料編 2 協定関係

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は記名押印のうえ、各1通を保管する。

附 則

- 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

2-9 - ①

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(情報集約担当病院)

第2条 会員病院ごとに第1次情報集約担当病院及び第2次情報集約担当病院を定める。

2 災害が発生した場合、第1次情報集約担当病院が情報収集・集約の役割を担うものとするが、第1次情報集約担当病院が被災した場合は、第2次情報集約担当病院がその役割を担うものとする。

(総合調整担当病院)

第3条 総合調整担当病院は以下のとおりとする。

- (1) 第1次総合調整担当病院……会長が開設する会員病院
- (2) 第2次総合調整担当病院……第1次総合調整担当病院が被災した場合、副会長が開設する会員病院
- (3) 第3次総合調整担当病院……第1次及び第2次総合調整担当病院が被災した場合、東播ブロックの理事の会員病院
- (4) 第4次総合調整担当病院……第1次、第2次及び第3次総合調整担当病院が被災した場合、但馬ブロックの理事の会員病院

2 情報集約担当病院は、上記第1次から第4次の順で、いずれかの総合調整担当病院に被災状況を連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する会員病院は、口頭、電話又は電信等により、下記の条項のうち、把握できるものについて明らかにし、情報集約担当病院あるいは総合調整担当病院へ応援要請するものとする。

災害による通信手段等の遮断により、被災した会員病院からの応援要請がなくても、応援が必要と判断される場合、情報集約担当病院は上記と同様の手段により、総合調整担当病院へ応援要請できるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要な人員、医薬品等の数量及び内容
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(会員病院への応援要請)

第5条 総合調整担当病院は、災害状況に応じて、各ブロックの理事又は監事の開設する会員病院に応援要請し、要請を受けた会員病院は、ブロック内の会員病院へ応援要請を行うものとする。

(応援の終了)

第6条 本協定は災害初動時について定めているが、本協定による応援の終了は、総合調整担当病院が、他の理事の会員病院と協議のうえ決することとし、その内容は速やかに会員病院に連絡するものとする。

2-10 小野市防災行政無線局管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小野市地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及びその他の事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置した小野市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。
- (2) 無線設備 無線局の電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局と通信を行うため、本市に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停車中運用する無線局をいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行うものであって、郵政大臣の免許を受けたものをいう。
- (6) 無線取扱者 無線設備の操作を行うものであって、郵政大臣の免許を受けていないものをいう。

(無線局の目的)

第3条 小野市地域防災計画に基づき、小野市の地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するために使用することを目的として、併せて一般行政にも活用することを目的とする。

(総括責任者)

第4条 無線局の管理及び運用上の最高責任者として総括責任者を市長とする。

(管理責任者)

第5条 総括責任者の職務を補佐し、直接無線局の維持管理業務を行う管理責任者を置く。

2 管理責任者は、水道部長をもってこれに充てる。

(運用責任者)

第6条 無線従事者及び無線取扱者を指揮監督し、基地局又は移動局の運用に関する業務を行うため運用責任者を置く。

2 運用責任者は、水道部工務リーダーをもってこれに充てる。

3 運用責任者は、管理責任者の指示に従い、無線局の日常の運用に関する業務を管理する。

(無線従事者及び無線取扱者)

第7条 無線局に無線従事者及び無線取扱者を置き、運用責任者の指揮監督のもとに、通信を行う。

(無線従事者の配置及び勤務体制)

第8条 無線従事者の1名以上は、管理責任部課に配置、所属する。

2 管理責任者は、無線局の運用形態に応じて無線従事者を適正に配置する義務を持つ。

(秘密の保持)

第9条 無線局の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、示達の日から施行し、平成 6 年 6 月 3 日から適用する。
- 2 小野市行政無線の運用等に関する規程(昭和 57 年 11 月 30 日水管規程第 1 号)は廃止する。

2-10-① 小野市防災行政無線局管理運用細則

(目的)

第1条 この細則は、小野市防災行政無線局管理運用規程に基づき、小野市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の運用を円滑に行うために定めるものである。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、緊急通信、一般通信及び試験通信とする。

2 緊急通信とは、地震、台風等災害時における緊急に通信を要するものをいい、一般通信とは緊急通信及び試験通信以外のものをいう。

(通信事項)

第3条 通信事項は、小野市防災行政無線局管理運用規程第3条に規定する業務に関する事項及び次に掲げる事項とする。

- (1) 平常業務に必要とする事項
- (2) その他管理責任者が特に必要と認めた事項

(通信時間)

第4条 緊急通信、一般通信及び試験通信は、必要に応じて随時実施する。

(通信の制限)

第5条 管理責任者は、災害の発生その他特別な理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の原則)

第6条 無線従事者又は無線取扱者が通信をしようとするときは、始めに「こちらはぼうさいおのです。」との自局の呼出名称及び交信対象者を明らかにしたうえ、通信事項を簡潔かつ明瞭に通信するよう努めなければならない。

2 通信は、運用責任者の指示に従い、無線従事者又は無線取扱者がこれを行うものとする。

(備付書類)

第7条 運用責任者は、次に掲げるものを管理保管する。

- (1) 無線局の免許状
- (2) 無線局申請書の副本
- (3) 電波法令集
- (4) 無線検査簿
- (5) 無線業務日誌

(無線業務日誌)

第8条 無線従事者は、毎日所定の事項を無線業務日誌に記載し、管理責任者の査閲を受けなければならない。

(通信統制)

第9条 非常災害時における通信統制は、災害対策本部が設置後、災害対策本部長の指示により、

無線従事者が基地局において行う。

(通信訓練)

第10条 無線局通信定期訓練を毎四半期1回以上行う。

(無線従事者の選改任届等)

第11条 管理責任者は、定められた期日までに、無線従事者の選改任届等、必要な事項を近畿電気通信監理局に届け出なければならない。

(無線設備の保守)

第12条 管理責任者は、無線設備について定期点検を実施し、常に無線局の管理に留意するものとする。

2 管理責任者、運用責任者又は無線従事者は、無線設備及び予備電源の機能検査を実施するものとする。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この細則は、示達の日から施行し、平成6年6月3日から適用する。

2-1 1 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、以上渇水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

- 2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。
- 3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を当て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行なうため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。
- 3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。
- 4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行なうものとする。

- 2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。
- 3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の抛出
- (5) 工事業者の斡旋

資料編 2 協定関係

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

- 2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調査業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

- 2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。
- 3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
- 5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援する団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

- 2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資機材保有状況

資料編 2 協定関係

(4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓 練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適 用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事
神戸市長
姫路市長
尼崎市長
明石市長
西宮市長
洲本市長
芦屋市長
伊丹市長
相生市長
豊岡市長
加古川市長

資料編 2 協定関係

たつの市長

赤穂市長

西脇市長

宝塚市長

三木市長

高砂市長

川西市長

小野市長

三田市長

加西市長

養父市

氷上市

朝来市

宍粟市

以下省略

兵庫県水道災害相互応援体制組織図 省略

2-12 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等に応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で養成を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況

資料編 2 協定関係

- (3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。
- 3 他府県からの応援要請に基づき、件が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

（応援実施内容の報告）

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を（様式第2号）により県に報告するものとする。

（災害廃棄物処理対策連絡会議）

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。
- 3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課（以下「環境整備課」という。）に置く。

（関連情報の整備）

第9条 各市長等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を（様式第3号）により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
 - (2) ごみの仮置場の確保状況
 - (3) 応急備蓄資機材等の保有状況
 - (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料
- 2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

（経費負担）

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

（補 則）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

（適 用）

資料編 2 協定関係

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市町及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

2-13 災害時における小野市と小野市内郵便局との相互協力に関する覚書

小野市（以下「甲」という。）と小野市内郵便局（以下「乙」という。）は、小野市内において発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に行なうため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、小野市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱
- (3) 高齢者及び心身障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- (4) 所管施設及び用地の相互提供
- (5) 災害情報の広報等への掲載等
- (6) その他前各号に掲げるもののほか必要な事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式による要請書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び対応状況
- (2) 協力を要請する理由
- (3) 協力の内容
- (4) 協力の期間
- (5) 所管施設及び用地の提供要請にあつては、使用目的及び場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請をうけたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制の整備について協議するものとする。

資料編 2 協定関係

(防災訓練への参加)

第7条 甲及び乙は、相互に主催する防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行なう。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては小野市総務部総務課長、乙においては小野郵便局総務課長とする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年2月16日

甲 小野市

小 野 市 長

乙 小野市内郵便局

小 野 郵 便 局 長

2-14 災害時における支援協力に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と北播磨建設業協会小野支部（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、小野市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策業務（以下、「業務」という。）の応援について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、業務のため、乙所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要となった場合は、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにして、乙に業務の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 甲の現場責任者
- (5) その他必要な事項

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。

- (1) 乙の所有又は管理する駐車場等を、一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供すること。
- (2) 乙の施設において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の施設において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物、その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業。
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協 力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供又は貸与するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書を速やかに甲に提出するものとする。ただし、報告書をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

資料編 2 協定関係

- (1) 災害の状況及び業務内容。
- (2) 応援に従事した事業者名並びに建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応援に従事した日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。費用の算出方法については、災害の発生した直前の当該地域における通常の実費用を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

(損害の負担)

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者は、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(適用)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに3年間延長されるものとし、以降もこの例による。

なお、乙所属会員の変更等があった場合は、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年8月21日

甲 小野市王子町806—1 小野市長

乙 小野市応急対策緊急出動協力会 会長

様式1 (第2条関係)

建設資機材等応援要請書

1 災害の状況及び業務内容 (緊急人命救助、緊急輸送路等の確保、その他)

2 応援を必要とする建設資機材等の種別及び数量

資機材種別名等	数量	単位	備考

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣先

(3) 派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

年 月 日

小野市応急対策緊急出動協力会 会長 様

小野市長

小野市担当者：所属_____ 氏名_____ 電話番号_____

様式2 (第5条関係)

建設資機材等応援報告書

1 災害の状況及び業務内容 (緊急人命救助、緊急輸送路等の確保、その他)

2 応援に従事した事業者名並びに建設資機材等の種別及び数量

事業所名	資機材種別名等	数量	単位	備考

3 応援に従事した日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣先

(3) 派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

年 月 日

小野市長 様

小野市応急対策緊急出動協力会 会長

小野市担当者：所属_____ 氏名_____ 電話番号_____

2-15-① 緊急時における生活物資確保に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、小野市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第20号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲及び乙協議のうえ、甲が行うものとする。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲及び乙協議のうえ、指定できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、小野市内の店舗の状況その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報し合うものとする。

（緊急時の体制）

第5条 甲は、緊急時の認定を行ったときは、乙に速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、乙の店舗において特別監視体制をとるものとし、生活物資の適切な確保及び供給を、乙の店舗を拠点にして行うものとする。

（生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続き等については、甲及び乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（情報提供）

第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な生活物資の物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体勢の整

備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成12年11月14日から発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成12年11月14日

(甲) 小 野 市 小 野 市 長

(乙) 生活協同組合コープこうべ 組合長理事

別表第1(第4条関係)

生活物資

小 麦 粉	醬 油	上 白 糖
食 用 油	育 児 用 粉 ミ ル ク	灯 油
ちり紙及びトイレットペーパー	ノ ー ト ブ ッ ク	パ ン
ハ ム	イ ン ス タ ン ト 麵	魚 肉 缶 詰
容 器 入 り 飲 料 水	洗 剤 及 び 石 鹼	ポ リ バ ケ ツ
飲 料 用 ポ リ タ ン ク	乾 電 池	懐 中 電 灯
カセットガスボンベ・カセット式ガスコンロ	ゴ ミ 袋	ラ ッ プ
ロ ー ソ ク	軍 手	運 動 靴
タ オ ル	紙 お む つ	紙 コ ッ プ 及 び 紙 皿
生 理 用 品	毛 布	肌 着

2-15-② 災害時における支援協力に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と セッツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小野市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、乙の小野工場において、被災者に対し、水道水、トイレ等を提供するよう、乙に協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- （1）段ボール製品（段ボールシート及び、段ボールケース）
- （2）その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに3年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

資料編 2 協定関係

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年4月1日

甲 小野市王子町806―1

小野市長

乙 大阪市西淀川区御幣島2丁目15番28号
みてじまグリーンビル 5F

セツカートン株式会社

代表取締役社長

2-15 - ③ 災害時における支援協力に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小野市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。

（1）乙の所有又は管理する駐車場および映画館等を一時避難場所として被災者に提供すること。

（2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（3）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（物資の種類）

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

（1）食料品

（2）食器類

（3）日用品

（4）その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

資料編 2 協定関係

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに3年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 小野市王子町806-1

小野市長 蓬 萊 務

乙 大阪市福島区海老江1丁目23号
イオンリテール株式会社

取締役兼常務執行役員

西近畿カンパニー支社長 伊 塚 義 廣

2-16 播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域12市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった

資料編 2 協定関係

場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年(2012年)8月30日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)5月29日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を21通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年(2012年)8月30日

姫路市長
加古川市長
たつの市長
小野市長
相生市長
赤穂市長
西脇市長
三木市長
高砂市長
加西市長
宍粟市長
加東市長

多可町長
稲美町長
播磨町長
市川町長
福崎町長
神河町長
太子町長
上郡町長
佐用町長

2-17 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と小野市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 小野市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 小野市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

資 料 編 2 協 定 関 係

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年10月20日

甲 近畿地方整備局長 谷 本 光 司

乙 小 野 市 長

2-18 災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災難（以下「災害」という。）により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、小野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）が福祉避難所として開設並びに福祉避難所間での協力を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の利用基準に該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 障害者手帳所持者
- (3) 上記に準じる者で、市が認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 介護保険施設
- (2) 障害者支援施設

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

資料編 2 協定関係

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ事前協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成25年 3月19日

(甲) 小野市王子町806番地の1
小野市

小野市長

(乙)

2-19 災害時における支援協力に関する協定（L P ガス等）

小野市（以下「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県L P ガス協会東播支部（以下「乙」という。）は、小野市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

- 第1条 災害時において甲がL P ガス及び燃焼機器等の機材（以下「L P ガス等」という。）を必要とする時は、甲は乙に対して要請書（様式1）により避難所等への供給について協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、L P ガス等を優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）

- 第2条 L P ガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

- 第3条 乙はL P ガスを供給するときは、供給設備並びに消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

- 第4条 乙が供給したL P ガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

（災害時の情報提供）

- 第5条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

- 第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

- 第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。
- （1）甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式2により報告するものとする。
- （2）甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）

- 第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

資 料 編 2 協 定 関 係

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 3月24日

甲 小野市王子町806番地の1
 小野市
 代表者 小野市長

乙 加西市北条町横尾804番地
 一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部
 代表者 支部長

2-20 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定

小野市（以下「甲」という。）と有限会社 広興姫路（以下「乙」という。）とは、災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかに、かつ円滑な応急トイレ対策を行い、市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の要望）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、災害用トイレ等の物品の調達が必要になった場合は、要求書（様式第1号）をもって乙に物品の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する事由
- （2）応援を必要とする物品の名称及びその数量
- （3）物品を供給する場所及び期間
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要望を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物品の種類）

第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）簡易トイレ
- （2）移動式仮設シャワー室
- （3）その他取り扱い商品

（物品の価格）

第5条 乙が甲に供給した物品の価格は、災害が発生した直前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、これをお互いに通知するものとする。

2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、かつ緊密に連絡を取り合うものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定

めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成26年 5月27日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月27日

甲 小野市王子町806-1

小野市長

乙 加古川市米田町平津733
有限会社 広興姫路

代表取締役

2-2-1 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定

小野市（以下「甲」という。）と有限会社 オーディテック（以下「乙」という。）とは、災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかに、かつ円滑な応急トイレ対策を行い、市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の要望）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、災害用トイレ等の物品の調達が必要になった場合は、要求書（様式第1号）をもって乙に物品の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を要請する事由
- （2）応援を必要とする物品の名称及びその数量
- （3）物品を供給する場所及び期間
- （4）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要望を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物品の種類）

第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）簡易トイレ
- （2）移動式仮設シャワー室
- （3）その他取り扱い商品

（物品の価格）

第5条 乙が甲に供給した物品の価格は、災害が発生した直前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、これをお互いに通知するものとする。

2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、かつ緊密に連絡を取り合うものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定

めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成26年6月11日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年6月11日

甲 小野市王子町806-1

小野市長

乙 大阪市北区天満橋1丁目6番6号
株式会社 オーディーテック

代表取締役

2-2-2 災害時における支援協力に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と兵庫みらい農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小野市内に地震、風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要望）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、時間等を明示した文書別紙（様式1）をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに別紙（様式1）の文書を提出するものとする。

2 事前に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。

（1）乙の所有又は管理する駐車場等を、一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供すること。

（2）乙の施設において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（3）乙の施設において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（物資の種類）

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙が甲に対し、災害において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

（1）食料品及び日用品の救護物資

（2）その他乙の取扱商品

（3）応援を必要とする資機材及び人員

（物資の価格）

第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

（物品の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別紙（様式2）により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（協議）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行

うものとする。

- 2 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成26年7月30日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年7月30日

甲 小野市王子町806-1

小野市長

乙 兵庫県加西市玉野町1156番地の1
兵庫みらい農業協同組合

代表理事組合長

2-23 災害時要配慮者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、小野市（以下「甲」という。）と薫楓苑（以下「乙」という。）が福祉避難所として開設並びに福祉避難所間での協力を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、施設の利用基準に該当すると認められる者で、災害時に何らかの配慮を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 障害者手帳所持者
- (3) 上記に準じる者で、市が認めた者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要配慮者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の收容施設をいう。）では対応が困難な要配慮者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 介護保険施設
- (2) 障害者支援施設

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な要配慮者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者

の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ事前協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 30年 3月 22日

(甲) 小野市王子町806番地の1

小野市

小野市長 蓬 萊 務

(乙) 兵庫県小野市匠台72番地の1

医療法人社団 薫楓会

理事長 天 野 浩 嗣

2-24 災害時における食料品等の物資供給に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と藤本食品株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における食料品等の物資供給に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小野市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、食料品等の物資供給について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害において乙の兵庫工場及び大島工場の可能な範囲で供給を行うものとする。

- （1）食料品
- （2）その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第4条 乙が、第2条に規定する協力により供給した物資の価格は、供給時直前における乙の市販価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

（物資の引取り）

第5条 物資は、甲が乙の指定する場所において、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに3年間延長されるものとし、以降もこの例による。

協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 兵庫県小野市王子町806番地の1
小野市
小野市長 蓬 萊 務

乙 和歌山県岩出市中島928番地
藤本食品株式会社
代表取締役社長 藤 本 典 子

2-25 災害時におけるボランティア支援に関する協定書

(目的)

第1条 小野市（以下「甲」という。）と小野ライオンズクラブ及び小野ひまわりライオンズクラブ（以下「乙」という。）は、被災地支援において活動するボランティアを支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応じるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

また、乙は、ボランティアセンター設置を行う小野市社会福祉協議会とボランティア受け入れ状況やそれに伴う必要な物資等の相互連携を図り、円滑なボランティア支援に資することとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

(支援の内容)

第3条 本協定により、甲が、乙に対し、協力を要請する支援の内容は次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動のための資機材の提供
- (2) ボランティアへの飲食提供
- (3) その他ボランティアの活動支援にかかること
- (4) 前各号に掲げるもののほかに、特に要請のあった事項

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲において、ボランティアに対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲は、小野市社会福祉協議会からボランティアセンター設置の報告を受け、支援が必要な場合に乙に支援要請及び情報提供を行うものとする。支援内容、数量などの詳細な情報交換は乙と小野市社会福祉協議会で行うものとする。

2 甲、乙及び小野市社会福祉協議会は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月27日

(甲) 小野市王子町806番地の1
小野市

小野市長

(乙) 小野市王子町800番地の1
小野ライオンズクラブ

会長

小野市王子町800番地の1
小野ひまわりライオンズクラブ

会長

要請書

小 安 第 号
平成 年 月 日

小野ライオンズクラブ
会 長 田中 勝巳 様

小野市長 蓬萊 務

小野ライオンズクラブ災害時におけるボランティア支援要請書

「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり災害時ボランティアに関する支援を要請します。

記

支援開始希望時期： 年 月 日

支援要請内容 (1) ボランティアセンターにてボランティアへの飲食提供
(希望するものに○) (2) ボランティア活動のための資機材の提供
(3) その他ボランティアの活動支援にかかること
(4) 前各号に掲げるもののほかに、特に要請のあった事項
()

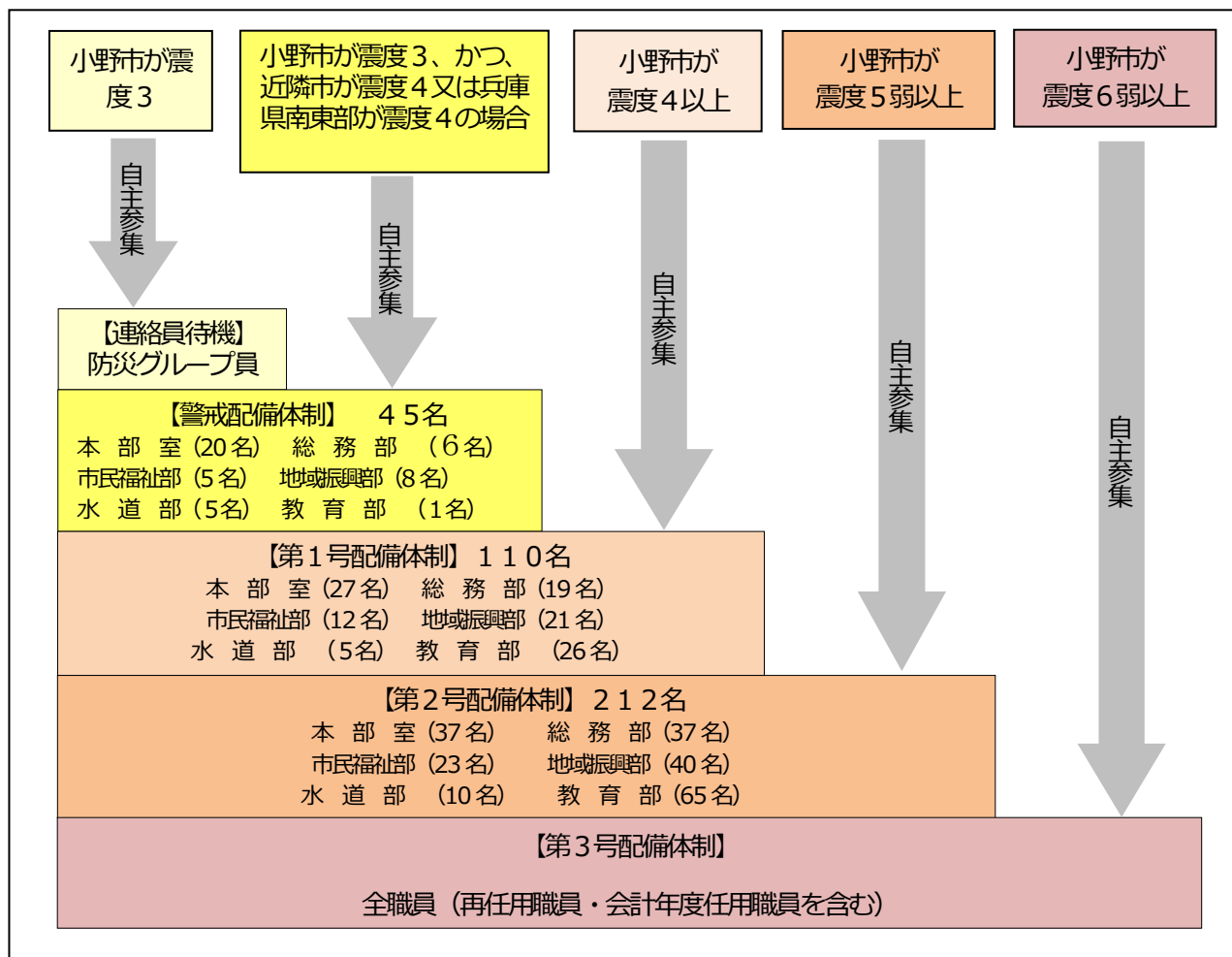
3 各行動・運用マニュアル

3-1 職員の参集・動員 編

3-1-1 参集・動員フロー（地震時：自主参集）

各職員は、勤務時間外に防災指令の発令基準の規模の地震が発生した場合、配備体制に準じて自主的に参集し配備につくものとする。

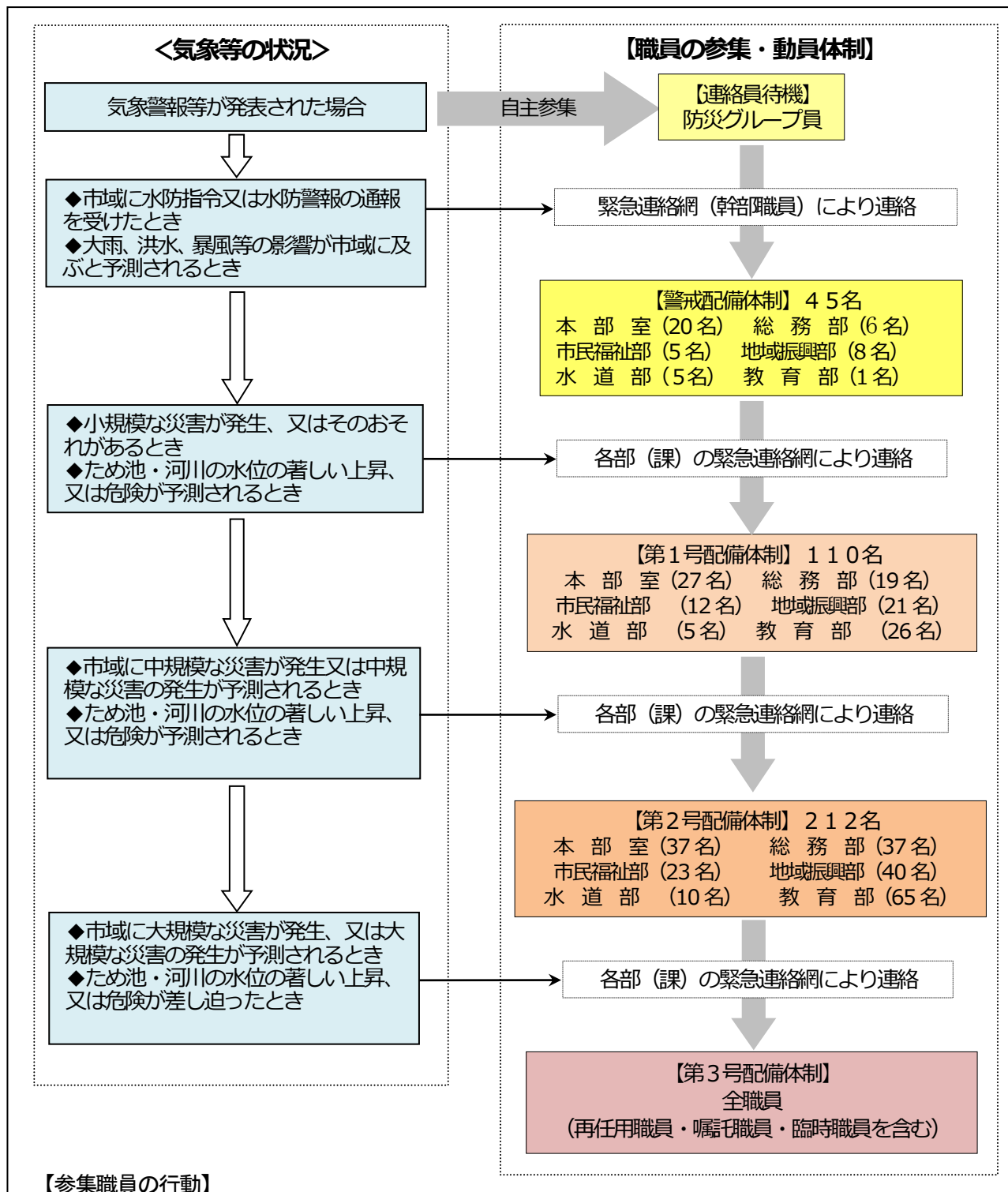
なお、地震情報はテレビ等で自主的に収集し、防災センターや消防本部への問い合わせ等の電話は一切行わず、参集するものとする。



【参集職員の行動】

- 職員自身又は家族の被災により配備につけないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- 居住地周辺で大規模な被害が発生し人命救助活動等が実施されているときは、これに参加しその旨を所属長に連絡する。
ただし、災害対策本部員、部長、室長、課長、防災担当指定要員等は、この限りでない。（市の災害対応に従事するため。）
- 原則として車の使用は避け、可能な限り自転車、オートバイ等により配備につくこと。
但し、市外在住職員で交通網の途絶等により参集が困難な場合は近隣在住職員間での乗り合せ等を行い、速やかに配備につくこと。
- 参集途上において、災害状況をできるだけ把握し、到着後各班長を通じて「本部室」へ報告する。
- 地震の規模に応じて、職員自らの食料及び飲料水を確保し参集する。

3-1-2 参集フロー（風水害等）



- 職員自身又は家族の被災により配備につけないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- 居住地周辺で大規模な被害が発生し人命救助活動等が実施されているときは、これに参加しその旨を所属長に連絡する。
ただし、災害対策本部員、部長、室長、課長、防災担当指定要員等は、この限りでない。（市の災害対応に従事するため。）
- 原則として車の使用は避け、可能な限り自転車、オートバイ等により配備につくこと。
- 参集途上において、災害状況をできるだけ把握し、到着後各班長を通じて「本部室」へ報告する。
- 災害の規模に応じて、職員自らの食料及び飲料水を確保し参集する。

3-1-3 配備体制の参集基準

【警戒配備体制】

◆参集職員 (45名)	各部長等（災害対策本部員） ・本部室（20名） ・総務部（6名） ・市民福祉部（5名） ・地域振興部（8名） ・水道部（5名） ・教育部（1名） ・消防本部 状況により消防長が決定
●参集基準	◇市域に水防指令又は水防警報の通報を受けたとき ◇当地方に気象の警報が発令され、市域に影響を及ぼすと予測されるとき ※注 意 何らかの災害が発生、又はそのおそれが緊迫している場合は、速やかに第1・第2号配備体制に移行する。（関係職員に通報）
■その他の職員	上記の基準に該当すると予想される場合は、自宅で待機し、所属長の指示を待つ

【第1号配備体制】

◆参集職員 (110名)	管理職員等（災害対策本部各班長は全員） ・本部室（27名） ・総務部（19名） ・市民福祉部（12名） ・地域振興部（21名） ・水道部（5名） ・教育部（26名） ・消防本部 状況により消防長が決定
●参集基準	◇市域に気象の警報等が発令されるなど、小規模な災害が発生、又はそのおそれがあるとき ◇ため池・河川の水位の著しい上昇、又は危険が予測されるとき
■その他の職員	上記の基準に該当する場合は、自宅で待機し、所属長の指示を待つ

【第2号配備体制】

◆参集職員 (212名)	概ね1/2程度の職員 ・本部室（37名） ・総務部（37名） ・市民福祉部（23名） ・地域振興部（40名） ・水道部（10名） ・教育部（65名） ・消防本部 状況により消防長が決定
●参集基準	◇市域に中規模な災害が発生、又は中規模な災害の発生が予測されるとき ◇ため池・河川の水位の著しい上昇、又は危険が予測されるとき
■その他の職員	上記の基準に該当する場合は、自宅で待機し、所属長の指示を待つ

【第3号配備体制】

◆参集職員 (全職員)	全職員（再任用職員、会計年度任用職員を含む） ◇所属長等の指示により速やかに参集する
●参集基準	◇市域に大規模な災害が発生、又は大規模な災害の発生が予測されるとき ◇ため池・河川の水位の著しい上昇、又は危険が差し迫ったとき ※留意事項 ◇各職員は、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、また災害を察知したときは、自主参集する。 ◇各職員は、異常天候等の場合、ラジオ、テレビ等の気象情報に注意し、状況に応じて、所属長と連絡をとり、自主参集する。 ◇各職員は、特に指示があった場合を除き作業服等を着用し、自己の食料1食分を携帯し、参集する。 ◇職員で消防団員に任命されている場合は、消防団活動を優先する。ただし、この場合は、所属長に何らかの方法をもって連絡する。

3-1-4 配備体制別参集職員表

本部室又は部	班 名	課 名	警 戒 体 制	第1号 配備体制	第2号 配備体制	第3号 配備体制
本 部 室 (市民安全部長)	防災班	市民安全部 防災G、地域安全G	1 8	2 5	3 2	全職員
	環境業務班	市民安全部 生活環境G				
	秘書班	秘 書 課	1	1	2	〃
	企画班	総合政策部	1	1	3	〃
総 務 部 (総務部長)	総務班	総務課	1	3	6	〃
	情報収集班	ICT 推進課	1	2	3	〃
	広報班	市民サービス課	1	2	4	〃
	財政 ・輸送班	財政課	1	3	6	〃
	応援班	税務課	1	8	1 6	〃
	会計班	会計課	1	1	2	〃
市民福祉部 (市民福祉部長)	要配慮者支 援・避難所運 営班	市民課 社会福祉課 高齢介護課 子育て支援課	4	8	1 6	〃
	感染対策班	健康増進課	1	4	7	〃
地域振興部 (地域振興部長)	道路河川課	道路河川課	8	2 1	4 0	〃
	まちづくり 班	まちづくり課				
	産業班	産業創造課				
	観光班	観光交流推進課				
	地域振興部 協力班	議会事務局、農業委員会 選挙監査公平固定資産評価審査委員会				
水 道 部 (水道部長)	水道班	管理G、工務G	5	5	1 0	〃
消 防 部 (消防長)	消防班	(状況により消防長が決定する)				
教 育 部 (教育長)	教育部本部		1	2 6	6 5	〃
総 配 備 人 員			4 5	1 1 0	2 1 2	全職員

【北播磨総合医療センターの参集体制】

配 備 体 制	警戒配備	第 1 号配備	第 2 号配備	第 3 号配備
参集職員合計	北播磨総合医療センターの対応マニュアルに定めるところによる			

3-2 災害対策本部 編

3-2-1 災害対策本部設置フロー

情報伝達系統図（気象警報発令・災害発生、又はそのおそれがある場合）



【参 考】

○国土交通大臣と気象庁が共同で行う洪水予報

【洪水予報の対象区域】

河川名	区	発表者
加古川	(左岸) 加東市多井田字大上 48 番地先か海まで (右岸) 加東市上滝野 塩谷 1 番の 1 地先から海まで	姫路河川国道事務所 神戸地方気 台

【対象となる基準地点】

河川名	観測所名	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位 (危険水位)	計画高 水位
加古川上流	板皮	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m	6.10m

【洪水予報の種類等と発表基準】

種類	情報名	発表基準
「洪水注意報(発表)」 又は「洪水注意報」	はん濫 注意情報	・はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれない時
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	はん濫 警戒情報	・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき(一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき) ・はん濫危険情報の発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)
	はん濫 危険情報	・はん濫危険水位に到達したとき ・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	はん濫 発生情報	・はん濫が発生したとき ・はん濫が継続しているとき
「洪水注意報 (警報解除)」	はん濫注意情報 (警戒情報解除)	・はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合、(はん濫注意水位を下回った場合を除く) ・はん濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(はん濫危険水位に達した場合は除く)
「洪水注意報解除」	はん濫注意 情報解除	・はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき

○国土交通大臣の発する水防警報

【水防警報の対象区間】

河川名	区 域
加古川	(左岸) 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで (右岸) 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで
東条川	(左岸) 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流地点まで (右岸) 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流まで
万願寺川	(左岸) 小野市西脇町字古新田林 100 番地先から加古川合流地点まで (右岸) 小野市西脇町字池の尻 792 番地先から加古川合流点まで

【水防警報の対象とする量水標】

河川名	水 防 警 報 の 対 象 と す る 量 水 標				
	量水標	所在地	水 位		
			水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	計画高 水位
加古川 東条川	国包	加古川上荘町国包	1.50m	2.50m	6.76m
万願寺川	万願寺	小野市西脇町神子ヶ渚	2.90m	3.40m	6.38m

【水防警報の種類】

種 類	区 域
第 1 段階 (待 機)	水防団の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第 2 段階 (準 備)	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
第 3 段階 (出 動)	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。
第 4 段階 (解 除)	水防活動の終了の通知を行う。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

【水防警報の種類】

河川名	量水標	第 1 段階 (待 機)	第 2 段階 (準 備)	第 3 段階 (出 動)	第 4 段階 (解 除)
加古川 東条川	国包	はん濫注意水位(警戒水位)に達する 3 時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する 2 時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する 1 時間前	水防活動の必要がなくなった時
万願寺川	万願寺	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時

○知事が発する水防警報

【水防警報河川】

ア 一級河川（31河川）

竹田川、左門瀬川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、
加古川、美嚢川、志染川、淡河川、**万勝寺川**、**万願寺川**、下里川、**東条川**、千鳥川、野間川、
 杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

イ 二級河川（40河川）

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、利賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、
 山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、
 夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、
 久斗川、大板川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川、

【水防警報の種類】

種 類	区 域
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号 準備	水防事態が発生すれば直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号 出動	水防活動に出動させるもの。
第4号 解除	水防活動を終了させるもの。

【水防警報の発令】

種 類	区 域
1 号 (待 機)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位（通報水位）、又は通報潮位を○cm（各県民局においては河川、海岸毎の特性を考慮して設定）上回り、さらに上昇するおそれがあるとき
2 号 (準 備)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が○m（各県民局等において、水防団待機水位（通報水位）又は通報潮位とはん濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位の概ね中間～2/3 で設定）に達し、はん濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
3 号 (出 動)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位がはん濫注意水位（警戒水位）、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき
4 号 (解 除)	水位又は潮位観測所の水位がはん濫注意水位（警戒水位）（又は当該水位－○cm）、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1）待機及び準備の2段階は省略することができる。

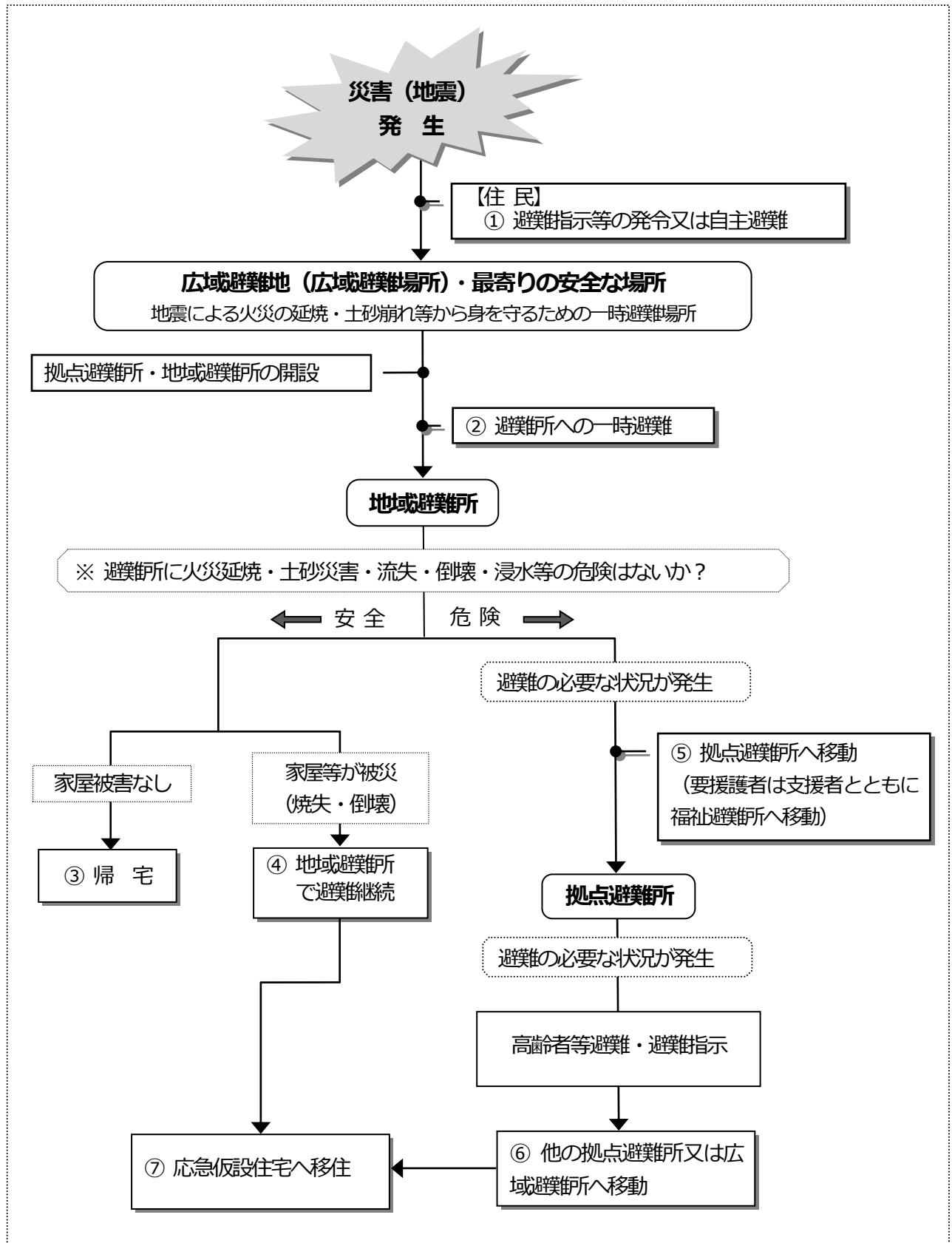
注2）水防警報を発表できない場合は、理由に付して関係者に通知する。

3-3 避難所 編

3-3-1 地震時の市民の避難行動及び避難所開設等

災害発生時の避難を、次図のような段階避難方式とする。

避難路は指定せず、安全な避難路を任意に選ぶ自由避難方式とする。



① **高齢者等避難・避難指示の発令（又は自主避難）**

災害（地震）発生後、火災や崖崩れ等の危険が迫り、高齢者等避難・避難指示が発令されたとき、又は市民の自主判断で避難が必要な状況が発生したとき、避難行動が開始される。避難行動は、地域や防災コミュニティごとに一団となって避難することを原則とし、各地区にある広域避難地（広域避難場所）若しくは最寄りの安全な場所へ避難する。

② **「地域避難所」へ一時避難**

避難行動を開始した市民は、地域の集会所等の地域避難所へ集結する。一時避難し、地域住民の安否を確認する。合わせて地域の被害状況を確認する。

③ **避難者の帰宅**

一時的に避難した市民の内、火災の危険が去る等地域や自宅等の危険が去り自宅の被害が免れた、あるいは被害が軽微な市民は、それぞれの自宅に帰宅する。

④ **「地域避難所」で避難者収容**

地域避難所が安全であることが確認できれば、要配慮者等で長距離避難ができない人と要配慮者を支援する人を優先的に収容する。収容可能な数を超える場合は、収容できない避難者は拠点避難所（学校、体育館、コミセン等）へ避難する。

⑤ **「拠点避難所」へ移動し避難継続**

地域避難所が火災延焼・土砂災害・流失・倒壊・浸水等の危険がある場合は、地域や防災コミュニティごとに一団となって拠点避難所へ避難する。全員が集結する時間的余裕がない場合は、集結できたものからグループを作り避難する。要配慮者には支援に必要な数の支援者を同行させる。避難経路は原則通学路とし、安全を確認しながら避難する。

また、地域避難所が安全であるが、収容可能な避難者数を超える場合は、収容できない避難者は拠点避難所（学校、体育館、コミセン等）へ避難する。

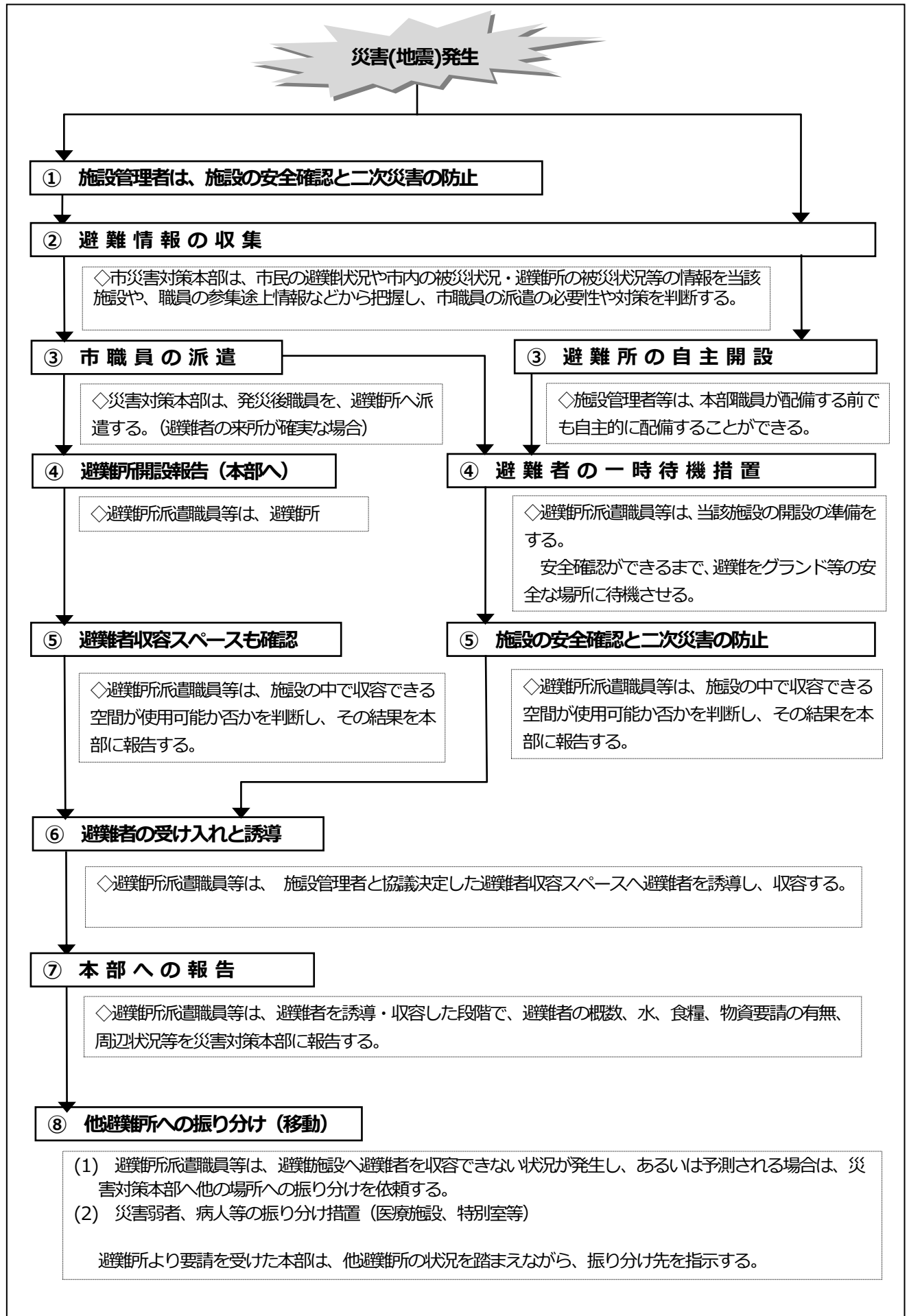
災害（地震）発生後、火災延焼・土砂災害・流失・倒壊・浸水等の危険な状況になった場合は、避難者は他の「拠点避難所及び広域避難所」へ移動し、避難を継続する。

⑥ **「他の拠点避難所・広域避難場所」へ避難**

災害（地震）発生後、拠点避難所・地域避難所が火災延焼・土砂災害・流失・倒壊・浸水等の危険な状態になった場合は、他の拠点避難所や広域避難所へ避難する。

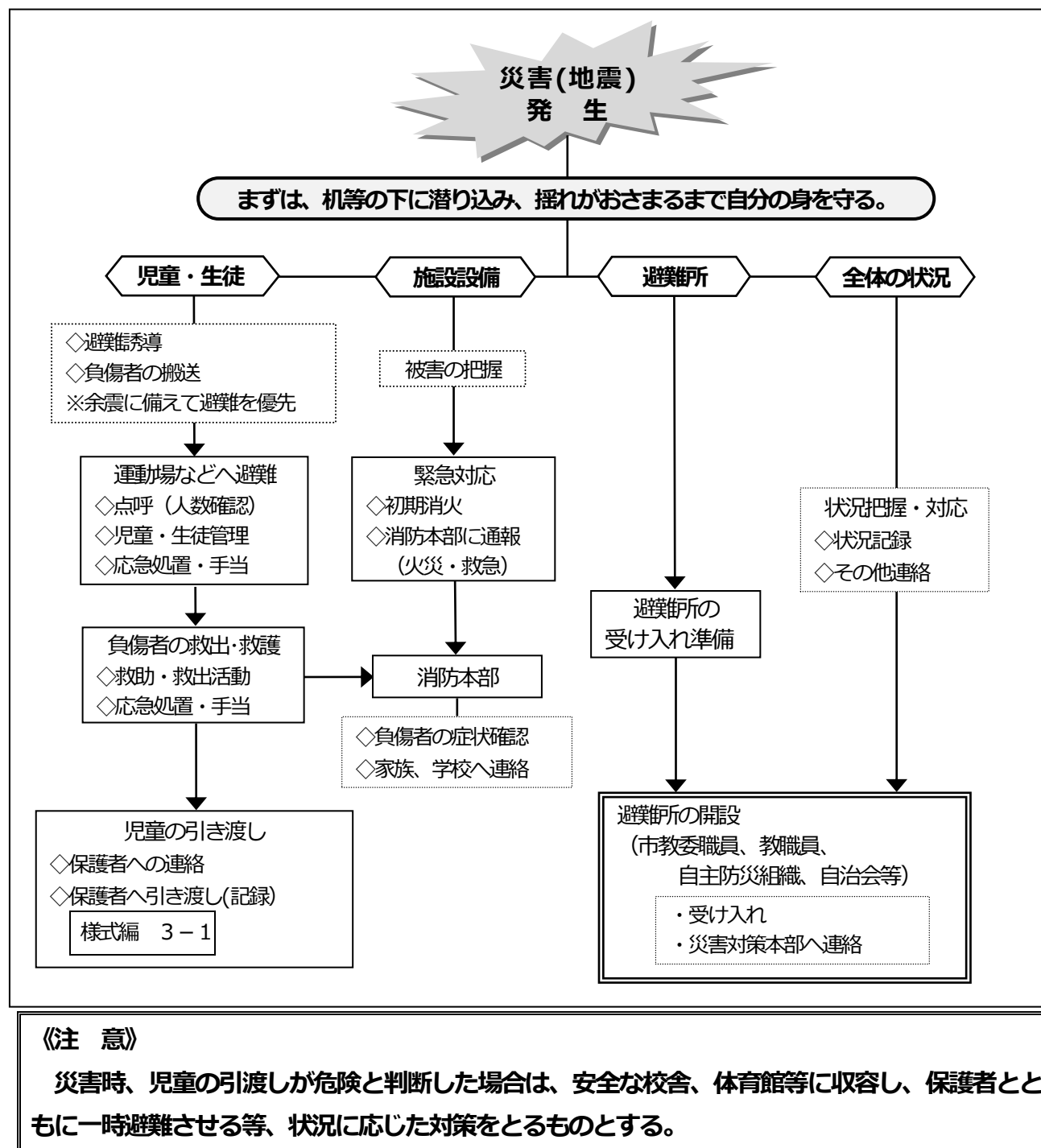
⑦ **避難所開設の後、応急仮設住宅が建設された場合、被災者は応急仮設住宅の生活に移行する。**

3-3-2 避難所の開設フロー

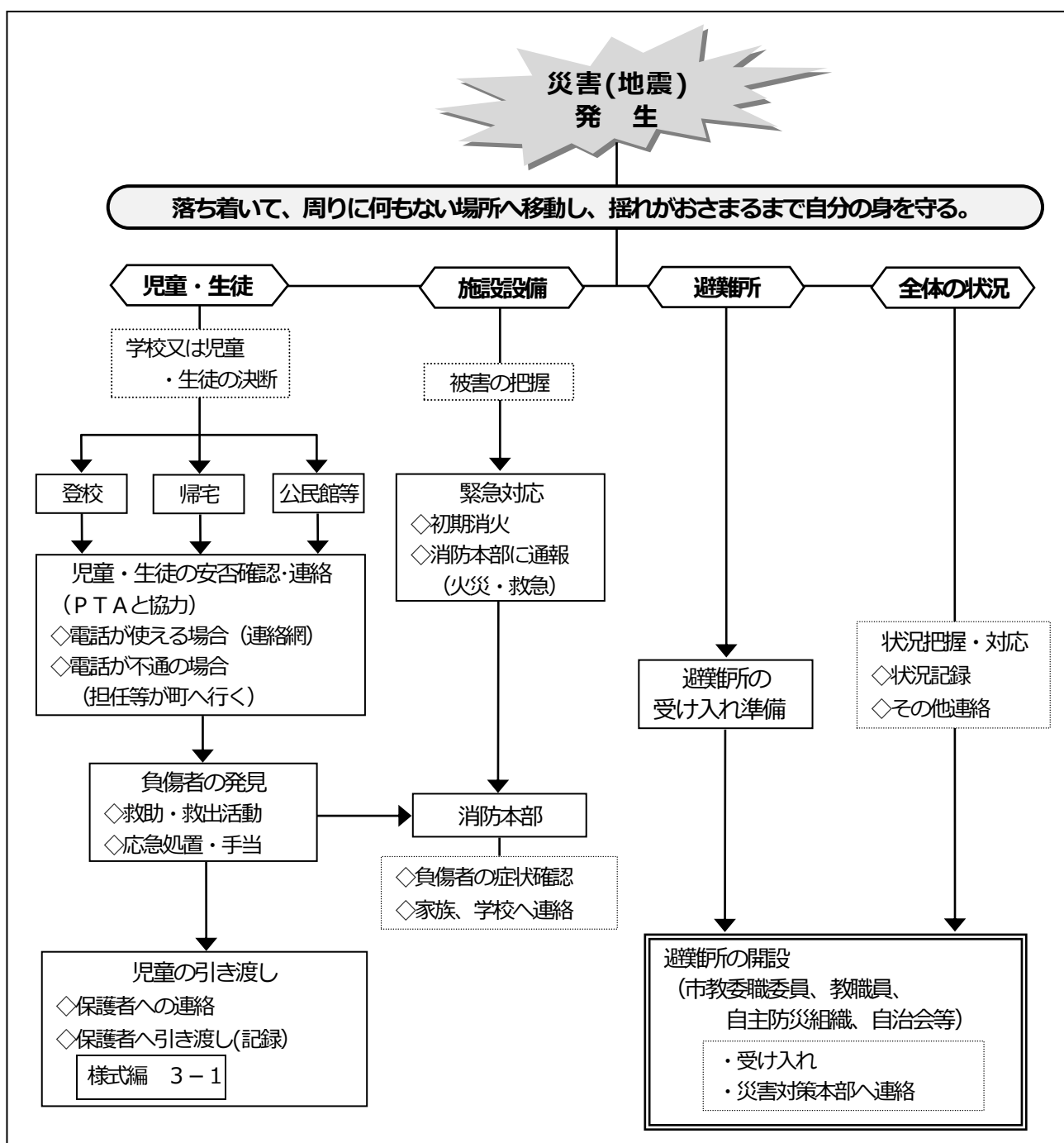


3-4 学 校 編 学校の避難行動及び避難所開設フロー（地震）

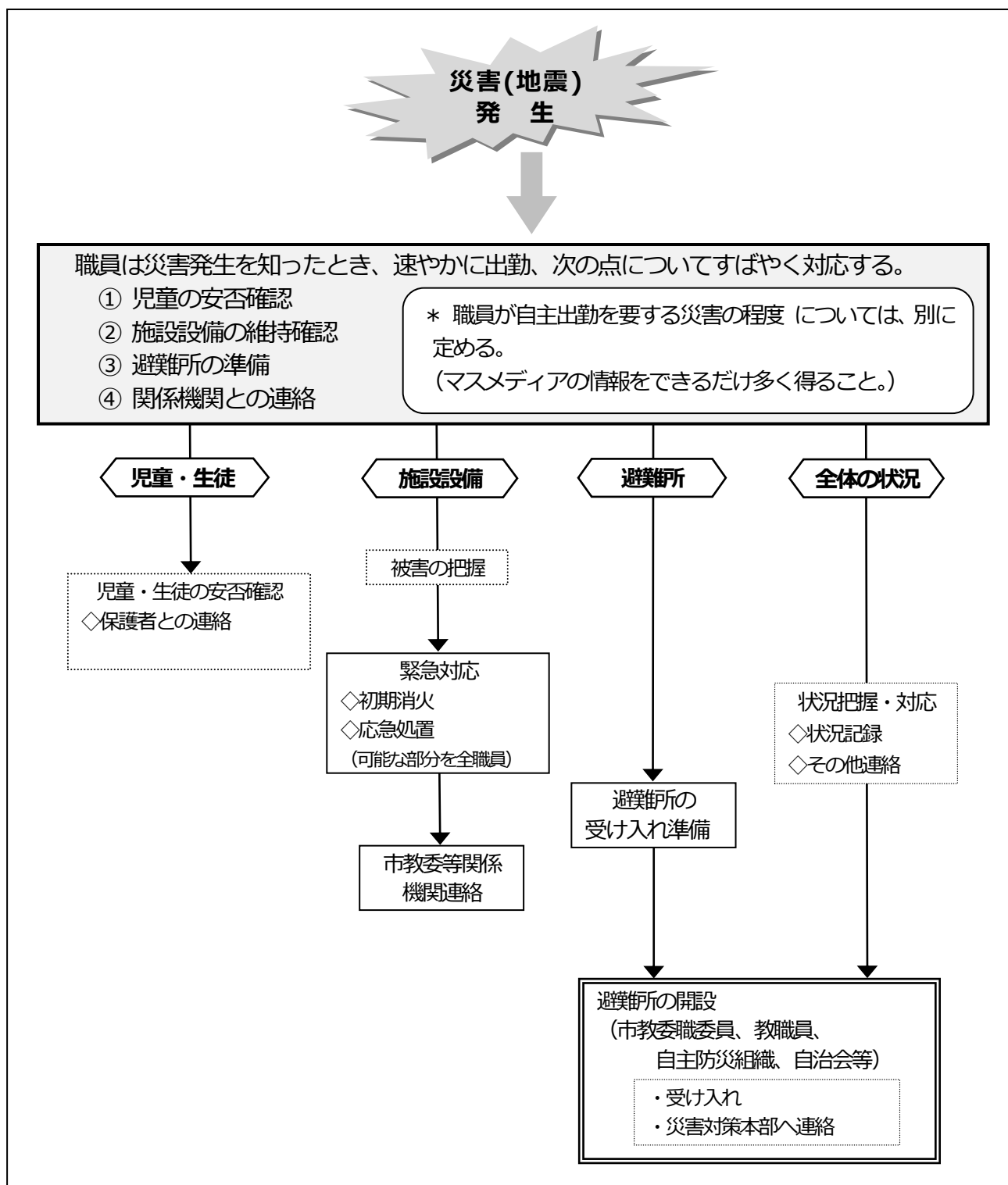
3-4-1 児童・生徒が学校にいる場合



3-4-2 児童・生徒が登下校中の時



3-4-3 児童・生徒が家にいる時



- * 職員の出勤について
災害の状況により、出勤できない職員があることが予測できる。
したがって、職員はできるだけ緊急事態を自覚し出勤されたい。

3-5 避難所の開設

発災直後の避難所の運営にあたっては、行政職員や施設職員は、自主防災組織、ボランティアのみなさんと協力し、取り急ぎ次のような活動をしながらか避難所運営本部の体制づくりに努める必要があります。

(1) 運営体系

- ① 避難所の運営は、避難者自身による自主組織を中心として行います。
避難所の運営は、避難者を中心とした自治組織によって運営されることを基本とします。行政職員や施設職員、ボランティアは、避難所運営の協力者として携わり、避難者がむやみに依存しすぎるようなことがないよう心掛ける必要があります。
- ② 避難所の運営組織は、運営本部と各活動班と住居単位に基づく居住組で構成されます。すべての避難所の運営は、避難所運営本部を中心として行います。
- ③ 災害（避難）直後等の混乱時にあつては、行政職員、施設職員は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに避難所運営の体制づくりに努める必要があります。

(2) 避難所の開設

① 原則

災害対策本部本部長が、当該避難所の安全性を確認した後、施設管理者と協議のうえ判断し開設するものとする。ただし、通常の開設手順のいとまがない場合は、災害対策本部の職員と教育部及び施設管理者が協議のうえ開設することができる。

拠点避難所が避難住民を受け入れるために必要な箇所の鍵は、本部室、施設管理者と災害対策本部教育部が、それぞれ所管の施設の鍵を管理するものとする。

② 開設準備と開設

ア 施設を開錠し、施設管理者と協力のうえ避難所を開設する。

イ 避難者の部屋割り

- ◆世帯を一つの単位として、血縁関係、居住地域を考慮のうえ一つの住居組として割り振る。
- ◆疾病者、身体障害者、高齢者、幼児、妊婦などを優先して室内に割り振る。

ウ 避難所開設状況報告書（様式編 3-2、避難者家族票（様式編 3-5）、避難者収容記録簿（様式編 3-6、3-7）の作成

エ 施設の開錠と避難所表示看板の掲示

オ 建物被害の点検（必要によりまちづくり課）と収容スペースの確認（体育館、会議室、格技場等）

カ 避難所事務所、救援物資置き場、応急現場救護所、災害弱者避難室の確保

(3) 応急給水（担当：水道部工務G、管理G）

水道施設に多大な被害を受け、避難者、住民等が飲料水を得ることができなくなった場合、必要な飲料水の供給を行う。

(4) 食料・物資の供給（担当：総務部財政課）

災害用食料・物資については、まず備蓄で賄い、必要がある場合に調達を行うこととするが、これに拠りがたい場合には救援そして炊き出しを行う。

食料品	備 蓄 ⇒ 業者から調達 ⇒ 救 援 ⇒ 炊き出し
物 資	備 蓄 ⇒ 業者から調達 ⇒ 救 援

様式編 3-11	食料品等物品要請書
----------	-----------

(5) **トイレの対応**（担当：市民安全部 生活環境G）

水道等の不通によりトイレが使えなくなった場合、仮設トイレを設置する。

<下水道、直結型仮設トイレについても考察>

汲み取り式の場合は、収集車の手配

(6) **要配慮者支援**（担当：市民福祉部）

被災地で最も弱い立場である疾病者、身体障害者、高齢者、幼児、妊婦等について看護・健康管理を支援する。

必要により医療センター部と協議する。

(7) **負傷者・遺体の一時収容**（広域医療センター、市民安全部生活環境G）の職務

避難所が現場救護所となった場合、負傷者、遺体（推定）が一時的に収容されることがある。医療機関、遺体収容所へ搬送されるまで、医療機関、警察、消防等関係機関と連絡をとりながら遅滞なく処理に努める。

遺体には、住所、氏名、年齢、性別及び遺族の連絡先等を記載した用紙を遺体の身近に置く。（トリアージ・タグとの共通性に注意する。）

様式編 3-9	遺体表示票
様式編 3-10	遺体引き渡し票

(8) **県等への連絡すべき事項**

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所開設の日時、場所、施設名 ② 収容人員、収容状況 ③ 開設の見込み、期間その他必要事項 |
|--|

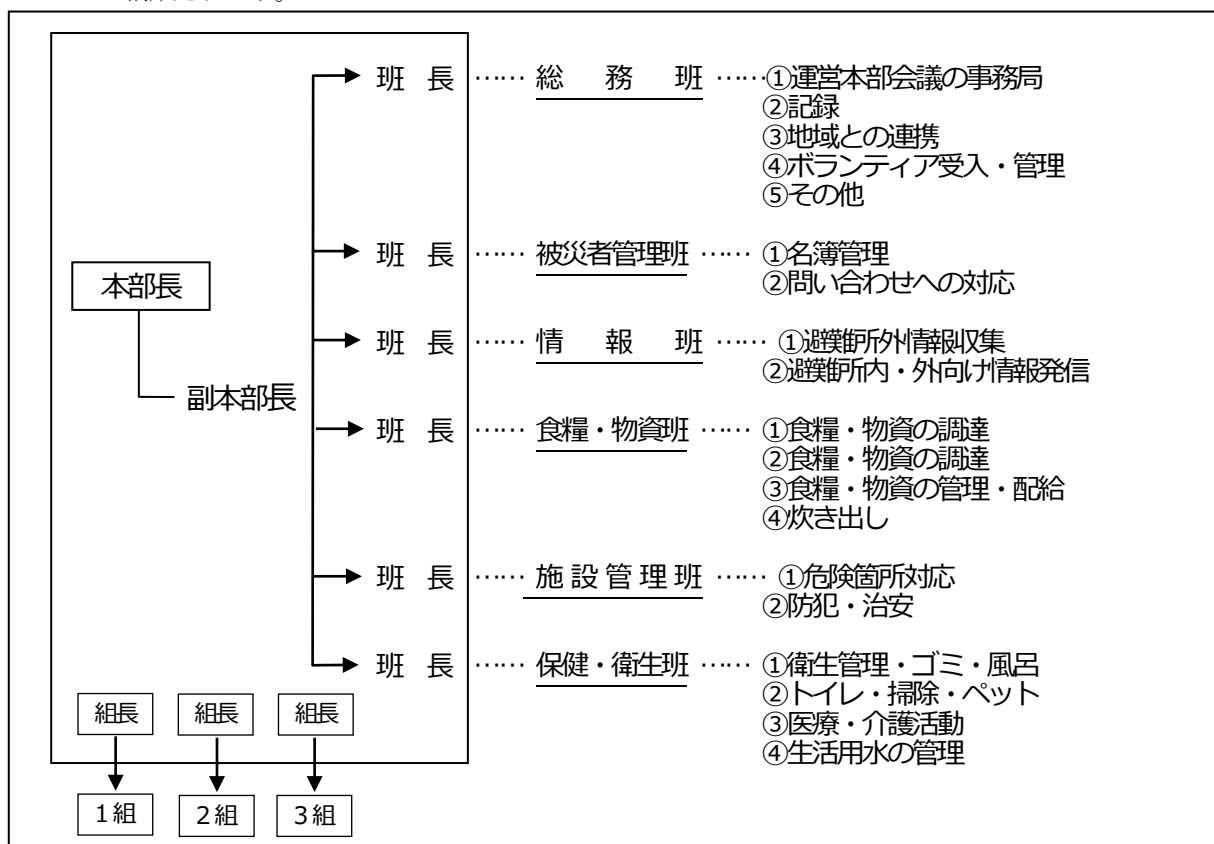
以上は、初期の運営において最小限のものを記入したが、避難所の代表者（本部長）等と協議しながら、避難者自身によって運営できるように努める必要があります。

3-7 避難所の運営

3-7-1 避難所運営本部

(1) 組織図及び役割分担

避難所運営本部は避難者の中から、本部長、副本部長、各住居組の代表(組長)、各活動班の代表(班長)、によって構成されます。



(2) 役 割

避難所運営本部は、避難所を運営する最高決定機関として、運営本部会議の開催等、避難所生活の運営全般に携わります。

様式編3-2 避難所開設状況報告書 (速報)

(3) 運営の役割分担

① 運営本部長、副本部長の選出

避難者全体の中から選出し、本部長(副本部長)を中心として主に次のような活動を行います。

- ア 避難所内ルール決定、変更とその徹底
- イ 避難者の要望、意見のとりまとめ
- ウ 災害対策本部との連絡・調整

② 組長の選出

避難所内の部屋ごとなど、居住区画に基づいて「居住組」を構成し、その中から組長を選出します。そして、主に次のような活動を行います。

- ア 組員の人数確認及び組員の意見を取りまとめ運営会議へ提出する役割を担います。
- イ 居住組単位で、当番として行わなければならない仕事に次のようなものがあります。
 - ◆公共部分の清掃 ◆炊き出しの実施 ◆生活水の確保 など
 - ※ この他にも避難所で定めた当番は、組員が協力して行います。
- ウ 1人の組長の目の届く範囲はおおむね40人以下と考えられます。必要に応じて居住組を細かく分けることも考えましょう。

③ 班長の選考

居住組の中から活動委員を選出し、避難所内で発生する様々な作業を行うため活動班を構成し、その中から班長を選出します。そして、主に次のような活動班を作ります。

◆総務班 ◆被災者管理班 ◆情報班 ◆食料・物資班 ◆施設管理班 ◆保健・衛生班 等
※ 以上は参考です。避難所の規模や作業量によって検討する。

(4) 各班の任務

① 総 務 班

避難所内の情報を記録して一本化することです。各班の協力を受けながらボランティアに協力を仰ぎます。

様式編 3-3 避難所運営本部名簿

しかし、頼りすぎないように注意して運営していきましょう。

ボランティアの受け入れ	・ボランティアの派遣は災害対策本部が市民福祉部を通じて受けます。 ・ボランティア受付簿を作成します。
ボランティアの管理	・どのような協力を受けるかは、運営会議で検討します。 ・ボランティアの安全に配慮し、危険な作業は行わせてはなりません。 ・ボランティアであることが一目で分かるように名札や腕章をつけましょう
地域との連携	・避難所に居る人に限らず、被災者は自主的に災害に立ち向かうことが必要です。在宅被災者も、自分たちのことは自分たちで行うのが原則です。 しかし、災害直後の混乱の中では、トイレ、生活用水など避難所側から支援を受けることも多いでしょう。 ・災害対策本部（行政）に物資や食料の必要数を報告する際には、近所の在宅被災者の必要数も報告する気配りが必要です。 ・いろいろなことを、日誌等で記録しておきましょう。

様式編 3-4 避難所日誌

② 被災者管理班

名簿の作成は最初に行わなければならない重要事項です。安否確認に対応したり、また、物資や食料を全員に供給するためには不可欠な仕事です。できるだけ迅速かつ適確に作成しましょう。

名簿の管理	・被災者名簿の管理 <table border="1"> <tr> <td>様式編 3-5</td><td>避難者家族表</td></tr> <tr> <td>様式編 3-6</td><td>避難者収容記録簿</td></tr> <tr> <td>様式編 3-7</td><td>避難者収容記録簿</td></tr> </table> ・退所者・入所者の管理 ・外泊者の管理 <table border="1"> <tr> <td>様式編 3-8</td><td>外泊届け</td></tr> </table> ・名簿の公開	様式編 3-5	避難者家族表	様式編 3-6	避難者収容記録簿	様式編 3-7	避難者収容記録簿	様式編 3-8	外泊届け
様式編 3-5	避難者家族表								
様式編 3-6	避難者収容記録簿								
様式編 3-7	避難者収容記録簿								
様式編 3-8	外泊届け								
問い合わせへの対応	・安否の確認 ・避難者への伝言 ・避難者への来客の対応 …… 住居空間へは立ち入らぬこと。								

③ 情 報 班

災害時の通信手段が絶たれた状態で、情報は錯綜します。正しい情報を避難者全員で共有することが大切です。効率よく漏れないように避難者に行き渡らせる必要があります。

避難所外情報収集 他避難所との情報交換

避難所外向け 情報発信	行政への情報発信						
	被災直後に報告 しなければならない事項	・死者数 <table border="1"> <tr> <td>様式編</td><td>3-9</td><td>遺体表示票</td></tr> <tr> <td>様式編</td><td>3-10</td><td>遺体引き渡し票</td></tr> </table> ・負傷者数 ・避難者数（就寝者数） ・食事必要数	様式編	3-9	遺体表示票	様式編	3-10
様式編	3-9	遺体表示票					
様式編	3-10	遺体引き渡し票					
	避難生活において毎日報告すべき事項	・避難者数（就寝者数） ・食事必要数 ・避難者からの要望					
避難所内向け 情報伝達	避難者全体への情報伝達						
	掲示板による伝達	・最新情報（今日入った情報） ・行政からのお知らせ ・生活情報（風呂、給水車など）					

④ 食料・物資班

発災直後は食料の配給が十分に行き渡りません。避難者が協力し合って炊き出しや持ち寄った食料で助け合いましょう。

食料・物資の調達	・必要な食料・物資を行政に報告します。 ・避難者へ持ち寄った食料の提供を呼びかける。 個人が持ち寄った食料であるが提供を呼びかけるとともに、可能であるなら自宅等にある備蓄品の提供も呼びかける。				
食料・物資の 受け入れ・管理・配給	・食料・物資の受払簿を作成し、種類数量を記入します。 <table border="1"> <tr> <td>様式編</td><td>3-13</td><td>救援物資管理簿</td></tr> </table> ・品物を分類してその個数を記入し、在庫がすぐ判るようにします。 ・物資の配給は、原則として平等とします。 ・緊急の場合は、弱者を優先して物資の配給を行います。 ・原則として物資の配給は居住組単位とし、代表者が取りに来るようにします。		様式編	3-13	救援物資管理簿
様式編	3-13	救援物資管理簿			
炊き出し	必要な道具 の調達	・薪、カセットコンロ、炊飯器などの調理用熱源 ・なべ、フライパンなど調理器具 ・包丁、まな板、おたま、菜箸などの調理器具 ・皿、割り箸、スプーンなどの食器 (衛生状態の安全が確保できない状況では、使い捨てが望ましい。)			
	炊き出しの 人員を確保	・多大な労力を必要とします。一部の人に作業が集中しないようにします。 ・炊き出しを行う際には次のような点に留意すること。 ・炊き出しは必ず、施設の責任者の了承を得ること。 ・調理は衛生的な場所で行うこと。 ・原則として加熱するものとし、生物は避けること。			

⑤ 施設管理班

二次災害を防止する意味で、施設の点検や防火・防犯に留意するよう避難所内外に呼びかける必要があります。

早急に施設の危険度の判定や危険区域の修繕	・災害対策本部の専門家による危険度判定を受ける。 ・危険箇所への立入りは厳重に禁止します。 ・新たな危険箇所をチェックし施設管理者に補修を働きかける。
----------------------	---

防火・防犯に関する呼びかけ（避難所内外）	・火気の取扱い場所を制限する。 ・夜間の当直制度を設ける。 ・防火・防犯のために夜間の巡回を行う。
----------------------	---

⑥ 保健・衛生班

生活用水、ゴミ、医療などは、避難者生活の中で直接的に関わりのあることであり、全員で協力して行います。

ア 災害直後はゴミの収集も滞ることがあり、避難者の協力が必要です。

ゴミ集積場を設置	避難所の屋外に設置する。 ・清掃車が出入りしやすい場所 ・調理室など、衛生に配慮を必要な場所から離れた場所 ・居住空間から離れた場所
ゴミの分別収集をするよう呼びかける。	

イ 入浴（風呂）の機会を得るのにルールが必要です。

仮設風呂・シャワーが設置されない場合	・知人や親戚宅での「もらい湯」を奨励する。 ・地域内の公衆浴場（ゴルフ場等を含む。）を利用する。
仮設風呂・シャワーが設置された場合	・男女別に利用時間を設定し、利用する。

ウ トイレを確保します。

・トイレの使用可能状況を調べます。 ・トイレ用水を確保します。	
トイレが少ない場合	災害対策本部に 仮設トイレの設置を要請します。
仮設トイレを設置する場合	・飲用井戸の周囲に置かない。 ・バキュームカーの出入り可能な場所に設置する。 ・照明用電源が確保できる場所に設置する。 ・清掃用の水が利用できる場所に設置する。

エ ペット

災害によりペットも生活の場を失います、共存するためにルールが必要です。

・避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込みを禁止します。 ・屋外にスペースを設ける。

オ 医療・介護活動

・避難所内に医務室を設けます。（学校の保健室等） ・避難所内にある程度の医薬品を準備します。	
避難所内の疾病者を把握	必要に応じて適当な避難所（室）を考える。
避難所での生活が困難な高齢者など	施設や病院への収容も必要です。

カ 飲料水及び生活用水の確保

水は大切に使い、清潔を保つように保管します。手洗い・洗顔・食器洗いに使用した水は、トイレ用として再利用しましょう。

飲食用、手洗い・洗顔・食器洗い用、トイレ用と分類して保管、貯蔵しておく必要があります。

飲食用の水	・給水車（耐震性貯水槽、配水池からの汲み上げ） ・救援物資 ・ペットボトル（備蓄）
生活用水	家庭の井戸水（災害時市民開放井戸・湧き水など）

(6) 避難所の閉鎖

① 避難指示等が解除となり、避難所開設の必要がなくなった場合など、市本部から閉鎖の指示があった場合は、その旨を避難者に伝え、速やかに帰宅させます。

- ② 避難者が自宅等から持参したもの、市が避難者へ支給したものは、避難者が各自持ち帰るように徹底します。
- ③ 避難所運営本部は、備蓄資材の残量を確認し、市本部に報告します。
- ④ 避難所運営本部は、避難所を閉鎖した旨（時刻、担当職員等）を市本部に報告するとともに、施設の管理責任者に報告し持ち場を離れます。

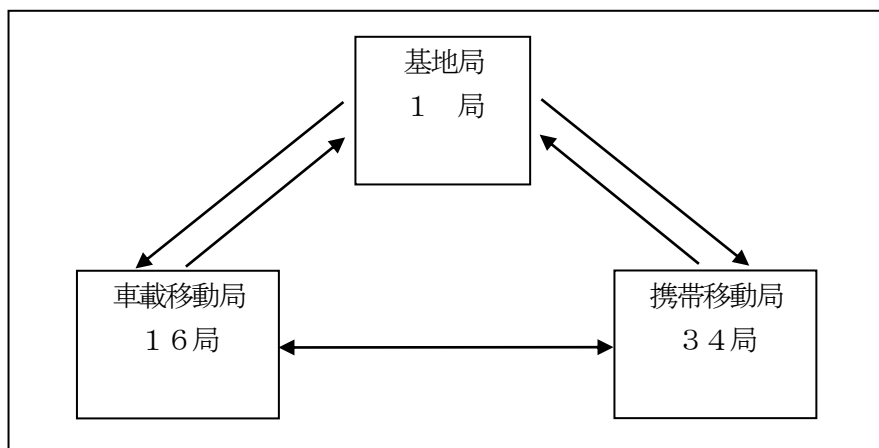
(7) その他

その他にも避難所をスムーズに運営していくために、考慮しなければならないことがたくさんあります。避難者（被災者）の自立とあらゆる方々の指導と協力を受け、地域復興のため頑張りましょう。

3-8 災害時における通信計画

災害により有線が途絶した場合は、携帯電話、市防災行政無線、消防無線又はアマチュア無線の活用を図るなど各種事業所の協力を受け、有効な方法で避難所と各機関の連絡にあたる。

1 防災行政無線（移動系デジタル）の系統図



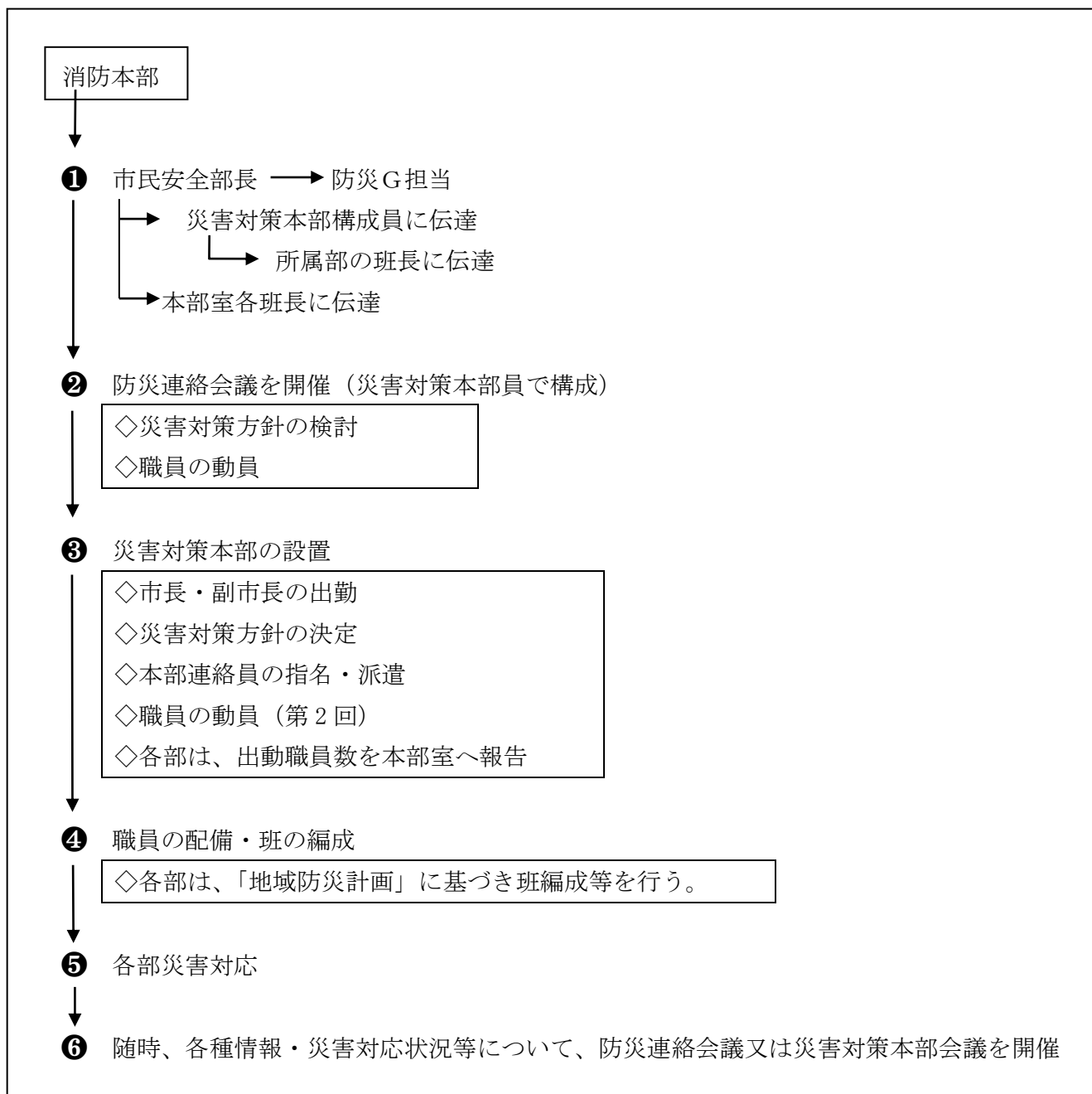
2 移動局の配置

移動局(車載) の配備	災害時は次のとおり配備（車両含む。）する。		
		移動局遠隔制御	車載型無線送受信
	防災センター	1	—
	市民安全部	1	7
	市民福祉部	—	—
	地域振興部	—	—
	水道部	—	9
	教育委員会	—	—
	消防本部	—	—
携帯型	防災センター	3	
	総合政策部	1	
	総務部	1	
	市民福祉部	5	
	地域振興部	9	
	水道部	3	
	教育委員会	9	
	消防本部	3	

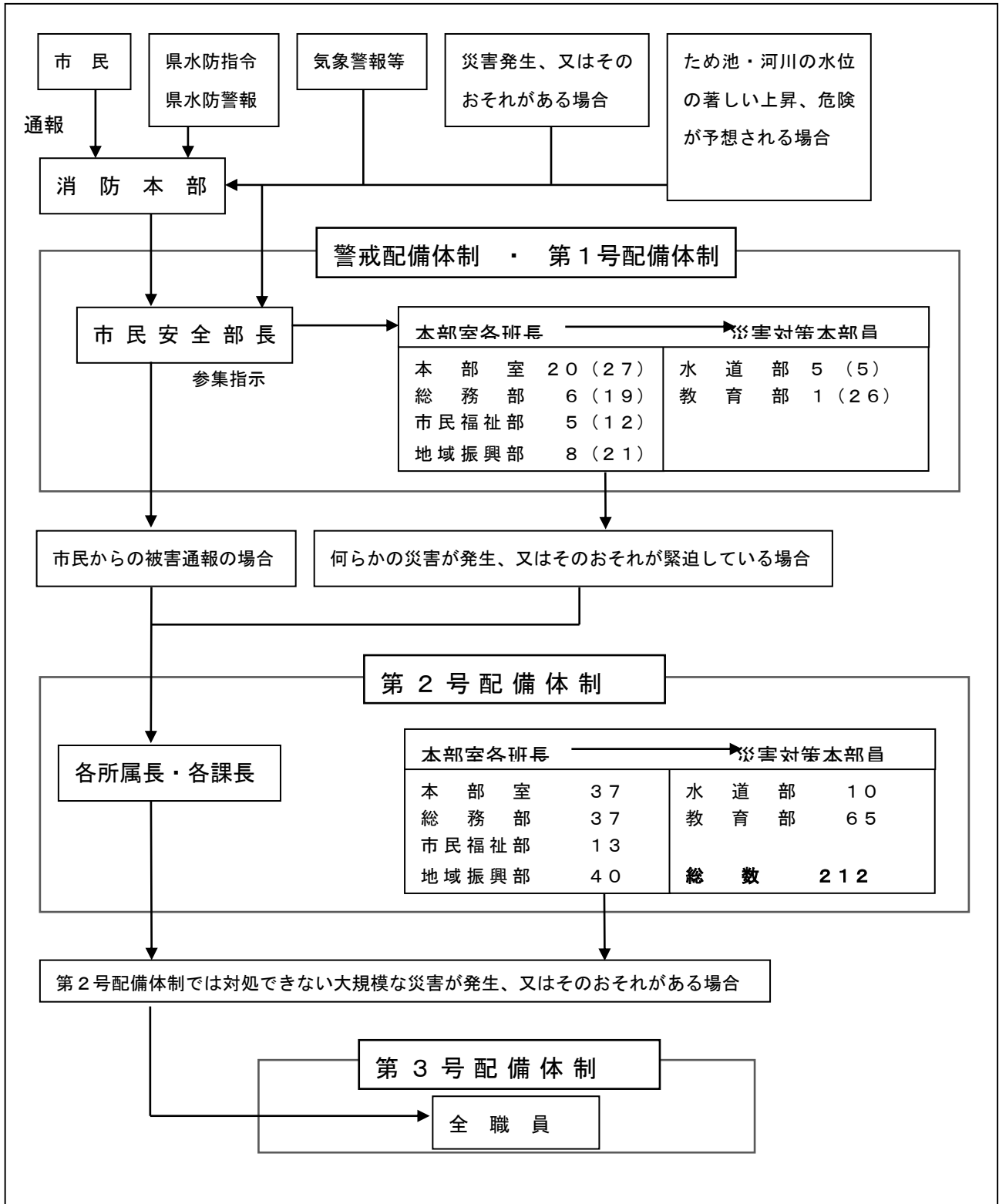
* その他「小野市防災行政無線局管理運用規程」に基づく。

3-1-1 災害対策本部設置フロー

情報伝達（気象警報発令・災害発生、又はそのおそれがある場合）



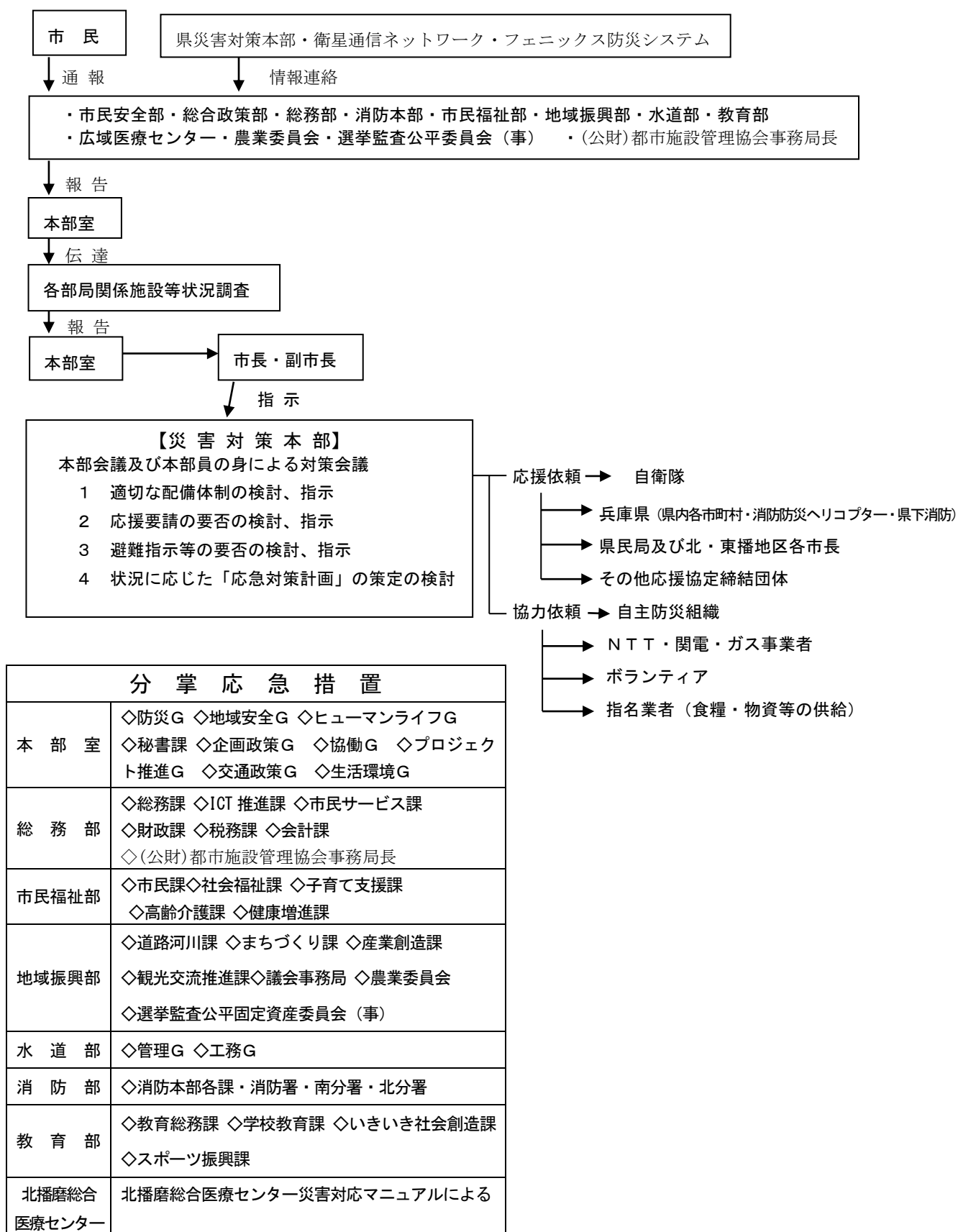
3-12 参集体制フロー



※注意

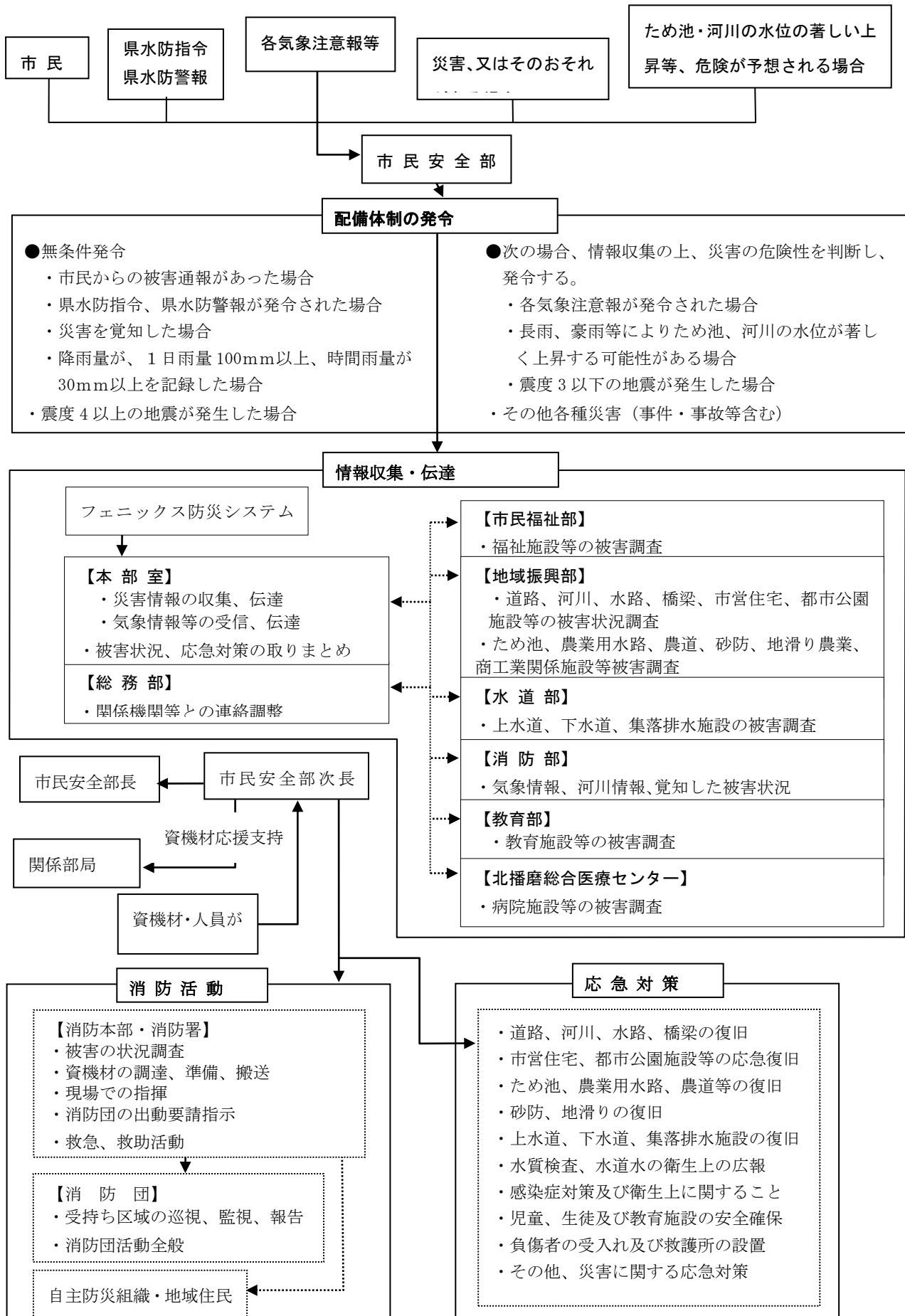
- ・ 各職員は、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、また災害を察知したときは自主参集する。
- ・ 各職員は、異常気象等の場合、ラジオ、テレビ等の気象情報に注意し、自主参集する。
- ・ 各職員は、特に指示があった場合を除き、作業服等を着用し、自己の食料1食分を携行し、参集する。
- ・ 職員が消防団員に任命されている場合、消防団活動を優先する。この場合は、何らかの方法をもって所属長に連絡する。

3-13 初動体制フロー



※ 「小野市地域防災計画」事務分掌による

3-14 応急対策フロー



3-15 災害時（風水害・地震）における行動マニュアル

この活動指針は、小野市の市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で防災上必要があると認められるときに、市災害対策本部の各部・班が対応すべき活動の一端を示したものである。

ただしこの指針は、「小野市地域防災計画」による事務分掌から抜粋したものであり、災害の態様によっては、明文化されていないもの及び分担が不明確なものが現出することも考えられる。このため災害対策本部員は、配備体制時においては常に、相互の連絡・調整に努め、遅滞のない災害応急対策を図るものとする。

① 防災指令の種類

警戒配備体制	地震	小野市が震度3、かつ近隣市（加古川市・三木市・加東市・加西市）のいずれか1市が震度4、若しくは兵庫県南東部で震度4を観測した場合
	風水害	小野市に気象業務法による、大雨、洪水、暴風等の警報が発令され、市域に、その影響が及ぶと予測されるとき等、災害対策本部組織における本部室及び各部は、警戒配備体制（警戒配備体制は、「地域防災計画書」）の配備により、情報の収集及び災害対応の準備に努める。 ただし、市域内において災害の発生が予測され、その対策を要すると認められるときは、直ちに災害対策本部を設置し、第1号又は第2号配備体制に移行する。
第1号配備体制	災害が発生するおそれがあるが、発生 of 時期、災害の規模等の予測が困難なとき、又は小規模な災害が発生したときに取りべき各班の活動指針である。各班の主な活動内容は、被害状況と情報の収集・伝達である。	
第2号配備体制 及び 第3号配備体制	中規模以上の災害が発生、又はそのおそれがある場合に発令されるもので、防災活動に当たることが可能な態勢である。 兵庫県及び神戸海洋気象台によって土砂災害警報が発令された場合は、即時に第2号配備体制に移行し、土砂災害警戒区域の警戒調査を実施し、必要によっては即時に高齢者等避難、避難指示を発令し、第3号配備体制に移行する。	
共 通 事 項	1 災害対策本部が設置されたときは、各部に本部連絡員を置く。連絡員は、本部室に常駐し、対策部との連絡・調整に当たる。 2 各班で実施する巡視・監視等は、原則として最低2人以上で実施し、場所、目的等、関連する部・班等との連絡と調整を行い効率的に実施する。 3 ここに示した活動の指針はあくまでも基本的な事項について定めており、災害対応の具体的な行動は、現場、又は現況での判断を重視し、各対策班の班長（所属長）等の指示・指導によることとする。（配備人員は地域防災計画の臨時配備体制参集職員表による。）	

② 行動マニュアル

ア 本部室

【組織構成】 ◆防災班（防災G、地域安全G、ヒューマンライフG） ◆秘書班（秘書課） ◆企画班（総合政策部） ◆環境業務班（生活環境G）		
警 戒 配備体制 （20人）	防災班（13人） 環境業務班（5人）	◇ 災害対策本部員に対し、現況報告を行い召集する。 ◇ 状況の把握に努め、災害対策本部の設置準備を行う。 ◇ 本部室各班に対し、現況報告を行うとともに、第1号配備体制への移行が遅滞なく実施できるように伝達する。（職員の自宅待機等） ◇ 安全安心パトロールを活用し、危険箇所の巡回監視を実施し、情報を対策本部に報告する。
	秘書班（1人） 企画班（1人）	◇ 自宅または連絡可能な場所において、指示があるまで待機する。
第1号 配備体制 （27人）	防災班（20人） 環境業務班（5人）	◇ 災害対策本部の開設 ◇ 災害対応総合情報ネットワークシステムの対応（県への報告等） ◇ 気象情報を分析し、災害予測を立て、災害対策本部資料を作成する。 ◇ 災害時のし尿、廃棄物処理対策等の準備
	秘書班（1人）	◇ 本部長の指示、命令等の伝達を行う。
	企画班（1人）	◇ 関係機関への通報連絡
第2号 配備体制 （37人）	防災班（22人） 環境業務班（5人）	◇ 警察との調整 ◇ 防災関係機関（NTT、関西電力、各輸送機関）との調整 ◇ 地区連絡所（各コミュニケーションセンター）、又は現地対策本部の設置等の検討
	秘書班（2人） 企画班（3人）	
第3号 配備体制	全 職 員	◇ 応援の依頼（自衛隊、県、近隣市町等及び応援協定締結機関・団体） ◇ 応援受入れ後の対応及び人員配置の検討 ◇ 高齢者等避難、避難指示の検討、実施 ◇ 廃棄物等の回収・処理

イ 総 務 部

【組織構成】 ◆総務班（総務課） ◆情報収集班（ICT 推進課） ◆広報班（市民サービス課） ◆財政・輸送班（財政課） ◆応援班（税務課） ◆会計班（会計課） ◆（公財）都市都市施設管理協会		
警 戒 配備体制 （６人）	総務班（１人）	◇ 防災班と協力し、災害警戒本部の開設を行なう。 ◇ 防災班の情報により、関係各部・班との連絡調整を行なう。
	情報収集班（１人）	◇ 緊急連絡網により、所属職員に対し、警戒配備体制下にある現状及び事態の変化による配備体制の変更も有り得ることを連絡する。 ◇ 気象情報の受信記録及び今後の各種状況記録を準備する。 ◇ 災害情報等の広報活動並びに報道機関への対応準備を行う。
	財政・輸送班（１人）	◇ 緊急連絡網により、所属職員に対し、警戒配備体制下にある現状及び事態の変化による配備体制の変更も有り得ることを連絡する。 ◇ 災害用公用自動車の配車準備及び災害対策用物資の確認・調達準備を行う。
	広報班（１人） 応援班（１人） 会計班（１人）	◇ 自宅または連絡可能な場所において、指示があるまで待機する。
第１号 配備体制 （１９人）	総務班（３人）	◇ 防災班と協力し災害対策本部の開設を行なう。 ◇ 災害対策本部の情報により、関係部・班との連絡調整行なう。
	情報収集班（２人）	◇ 気象情報を収集し、室長又は班長へ報告（消防署管制室に１名派遣）する。 ◇ 気象情報及び各部の応急対策の取りまとめ並びに記録をする。
	広報班（２人）	◇ 報道機関への対応に備え各種情報を収集する。
	財政・輸送班（３人）	◇ 災害用公用車両を一括管理下に置き、その振り分けを行う。 ◇ 庁舎内外の危険要因の排除を行う。
	応援班（８人） 会計班（１人）	◇ 避難準備情報、避難勧告及び指示に備え、広報車両を確保しておく。 ◇ 災害終息後における、罹災証明発行のため、本部室及び防災活動実施部から情報を収集し、罹災者名簿及び被害状況を取りまとめる。 ◇ 必要に応じ部内及び避難所運営への支援を行う。 ◇ 災害終息まで、広報班に所属する。 ◇ 災害が拡大し、甚大な被害の発生が予測された場合は、見舞金及び義援金の募集等の準備を行なう。
第２号 配備体制 （３７人）	総務班（６人）	◇ 人員の再配置、各部の人員・資機材等不足状況把握 ◇ 各部の情報収集及び被害状況の取りまとめ（情報空白地の調査班編成準備の指示） ◇ 市庁舎安全確保 ◇ 災害用公用車両の不足状況の把握及び再配車 ◇ 地区連絡員、又は現地対策本部員の検討・指名 ◇ 報道機関との連絡・調整及び記者発表 ◇ 応援受入れ後の対応及び人員配置の検討 ◇ 避難準備情報、勧告、指示の広報及び避難誘導の実施 ◇ 避難誘導、避難所運営の応援、部内業務の支援 ◇ 被害調査、罹災証明発行体制の確立、被災者台帳作成準備
	情報収集班（３人）	
	広報班（４人）	
	財政・輸送班（６人）	
	避難所業務協力班（１６人）	
第３号 配備体制	会計班（２人）	
	全 職 員	

ウ 市民福祉部

【組織構成】 ◆要配慮者支援・避難所運営班（市民課、社会福祉課・子育て支援課・高齢介護課）
◆感染症対策班（健康増進課）

警戒 配備体制 (5人)	要配慮者支援・ 避難所運営班 (4人)	◇ 緊急連絡網等により、所属職員及び食料班長並びに避難業務協力班長に対し、警戒配備体制下にある現状並び事態の変化による配備体制の変更も有り得ることを連絡する。 ◇ 避難所開設、要配慮者支援等準備の連絡体制を確立する。(教育部と連携)
	感染症対策班 (1人)	◇ 緊急連絡網により、所属職員に対し、警戒配備体制下にある現状及び事態の変化による配備体制の変更も有り得ることを連絡する。 ◇ 感染症対策用薬品等の調達準備を行う。
第1号 配備体制 (12人)	要配慮者支援・ 避難所運営班 (8人)	◇ 社会福祉施設等の巡視を適宜実施する。 ◇ 要配慮者への安否確認、情報提供を実施する。 ◇ 自主避難者に対する避難所を開設する。 ◇
	感染症対策班 (4人)	◇ 保健衛生施設の巡視を実施する。 ◇ 災害時及び災害終息時における感染症対策活動の手配の準備又は実施を行う。(衛生薬品、人員等)
第2号 配備体制 (13人)	要配慮者支援・ 避難所運営班 (6人)	◇ 健康福祉事務所等関係機関との連絡・調整 ◇ 人員の再配置、人員・資機材等不足状況の把握及び本部室への連絡（教育部と連携） ◇ 感染症・衛生薬品等の調達体制を確立、感染症対策実施 ◇ 社会福祉施設及び保健衛生施設等の安全確保
	感染症対策班 (7人)	◇ 避難を必要とする災害時要援護者の避難支援（高齢者等避難発令時）
第3号 配備体制	全職員	◇ 福祉避難所（コミセンおの、チャイコム、エクラ）管理者との連絡・調整及び開設・運営 ◇ 避難所（一時避難所）管理者との連絡・調整及び開設・運営（教育部と連携） ◇ 衛生体制を確立 ◇ ボランティア連絡体制の確立、ボランティア配置計画の策定、配置 ◇ 被災者相談窓口の設置準備 ◇ 日本赤十字社との連絡・調整

エ 地域振興部

【組織構成】 ◆道路河川班（道路河川課） ◆まちづくり班（まちづくり課） ◆産業班（産業創造課） ◆観光班（観光交流推進課） ◆地域振興部協力班 （議会事務局、農業委員会事務局、選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局）		
警 戒 配備体制 （８人）	道路河川班 まちづくり班 産 業 班 観 光 班 （計８名）	◇ 緊急連絡網により、所属職員に対し、警戒配備体制下にある現状及び事態の変化による配備体制の変更も有り得ることを連絡する。 ◇ 道路、河川、橋梁等の関係施設の状況調査準備を行う。 ◇ 緊急連絡網により、所属職員に対し、警戒配備体制下にある現状及び事態の変化による配備体制の変更も有り得ることを連絡する。 ◇ 市営住宅等の状況調査準備を行う。 ◇ 緊急連絡網により、所属職員に対し、警戒配備体制下にある現状及び事態の変化による配備体制の変更も有り得ることを連絡する。 ◇ 警戒ため池及び急傾斜地等災害危険箇所の状況調査準備を行う。 ◇ 緊急連絡網により、所属職員に対し、警戒配備体制下にある現状及び事態の変化による配備体制の変更も有り得ることを連絡する。 ◇ 都市公園施設及び小野市公園施設の状況調査準備を行う。
第１号 配備体制 （２１人）	道路河川班 まちづくり班 産 業 班 観 光 班 （計２１名）	◇ 道路、河川及び橋梁等の関係施設の巡視を適宜実施する。 ◇ 小野市応急対策緊急出動協力会に対し、応援可能であるか否かの確認を、事前に行う。 ◇ 地域振興部の関係施設の状況について、部及び班の対応等を本部室へ報告する。 ◇ 都市公園施設及び小野市公園施設の巡視を適宜実施する。 ◇ 市営住宅等の巡視を適宜実施する。 ◇ 警戒ため池、砂防及び地すべり等災害危険箇所の巡視を適宜実施する。 ◇ 農業用水路、農業用施設及び森林等農林関係の巡視を適宜実施する。 ◇ 商工業関係及び中小企業の被害状況調査を実施するための事前準備を行う。 ◇ 都市公園施設及び小野市公園施設の被害調査を実施するための事前準備を行う。 ◇ 都市公園施設及び小野市公園施設の巡視を適宜実施する。
第２号 配備体制 （４０人）	道路河川班 まちづくり班 産 業 班 観 光 班 （計４０名）	◇ 人員の再配置、人員・資機材等不足状況の把握及び本部室への連絡 ◇ 道路障害物の除去（所管外は所管機関に依頼） ◇ 危険箇所（道路、橋梁、河川、崖崩れ等）の確認及び交通規制（警察との調整） ◇ 避難路、運輸・輸送路計画の策定、確保 ◇ 建設業者（応援協定締結）応援体制の確立 ◇ ため池危険排除について管理者と協議 ◇ 樋門管理委託者に対し、逆流防止等について協議
第３号 配備体制	全 職 員	◇ 土砂災害危険箇所の把握 ◇ 防災資機材（ショベルカー、ダンプカー、水防用土砂等）の調達

オ 水 道 部

【組織構成】 ◆水道班（管理グループ・工務グループ）

警 戒 配備体制 (5人)	管理G・工務G (5人)	◇ 緊急連絡網により、所属職員に対し、警戒配備体制下にある現状及び事態の変化による配備体制の変更も有り得ることを連絡する。 ◇ 関係施設の状況調査準備を行う。
第1号 配備体制 (5人)	管理G・工務G (5人)	◇ 上水道関係施設等の巡視を適宜実施する。 ◇ 下水道関係施設等の巡視を適宜実施する。 ◇ 集落排水施設等の巡視準備を行う。
第2号 配備体制 (10人)	管理G・工務G (10人)	◇ 人員の再配置、人員・資機材等不足状況の把握及び本部室への連絡 ◇ 水道施設の安全確保及び応急対策の確立 ◇ 下水道施設の安全確保及び被災による衛生活動体制の確立 ◇ 飲料水の衛生対策及び給水体制の確立
第3号 配備体制	全 職 員	◇ 応急給水の受入れ、人員配置計画策定 ◇ 上下水道衛生活動

カ 消 防 部

【組織構成】 ◆消防班（消防本部各課、消防署、南分署、北分署）

警 戒 配備体制 (2人以上)	配備人員は消防の 配備計画による。	◇ 本部室への気象情報、河川情報等の提供を行う。 ◇ 気象状況、河川状況及び土砂災害警戒箇所の警戒巡視の準備を行い、必要に応じ実施する。 ◇ 職員の動員及び災害活動は、消防計画及び水防計画による。
第1号 配備体制	配備人員は、 消防長が決定	◇ 本部室へ災害情報、気象情報を提供するとともに相互に連絡・調整を行う。 ◇ 水防にあっては、今後の推移を予測し、水防地区隊本部開設の事前準備として該当施設管理者に水防地区隊本部設置の予定を連絡する。 ◇ 水防地区隊本部等の巡視及び要水防箇所の監視を行う。
第2号 配備体制	配備人員は、 消防長が決定	◇ 資機材等不足状況の把握及び本部室への連絡 ◇ 気象情報、気象警報等の資料を本部室へ連絡 ◇ 被害状況及び活動状況を本部室へ連絡 ◇ 救急・救助活動、二次災害防止対策 ◇ 消防団活動隊の編成
第3号 配備体制	全職員	◇ 危険区域の設定及び避難誘導 ◇ 各種消防相互応援協定による応援依頼、受入れ、人員配置計画策定

キ 教 育 部

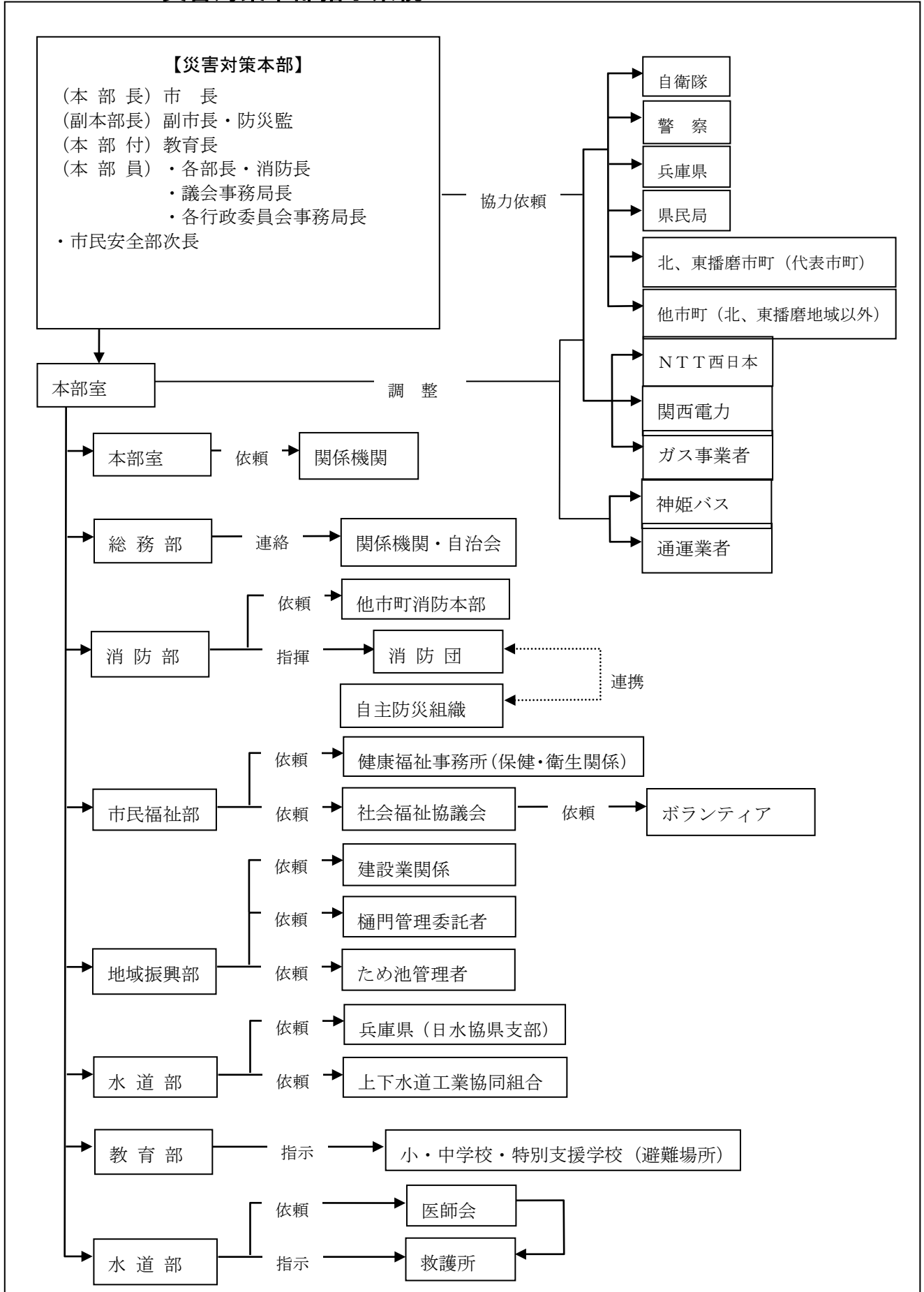
【組織構成】	◆ 総務部（教育総務課・いきいき社会創造課）
	◆ 教育部（学校教育課・スポーツ振興課）

警 戒 配備体制 (1人)	総務部	◇ 市民福祉部救助班と連携し、学校、コミセンおよび体育館等の避難所開設準備の連絡体制を確立する。
	教育部	◇ 緊急連絡網により、所属職員に対し、警戒配備体制下にある現状及び事態の変化による配備体制の変更も有り得ることを連絡する。 ◇ 教育関係施設の状況調査準備を行う。 ◇ 避難所開設に係る連絡手段の準備を行う。（市民福祉部と連携） ◇ 関係機関への連絡調整を行う。
第1号 配備体制 (26人)	総務部	◇ 市民福祉部救助班と連携し、学校、コミセンおよび体育館等の避難所開設準備をする。
	教育部	◇ 電話等通信施設による関係施設の状況調査を実施する。 ◇ 学校施設での避難所開設については、気象情報及び災害情報等により状況判断し救助班と連携しその準備を行う。
第2号 配備体制 (65人)	総務部 教育部	◇ 人員の再配置、人員・資機材等不足状況の把握及び本部室への連絡 ◇ 教育施設の安全確保の指示・徹底
第3号 配備体制	全 職 員	◇ 児童、生徒の安全確保 ◇ 避難所（学校等教育施設等）の開設準備（市民福祉部と連携）

ク 医療センター部

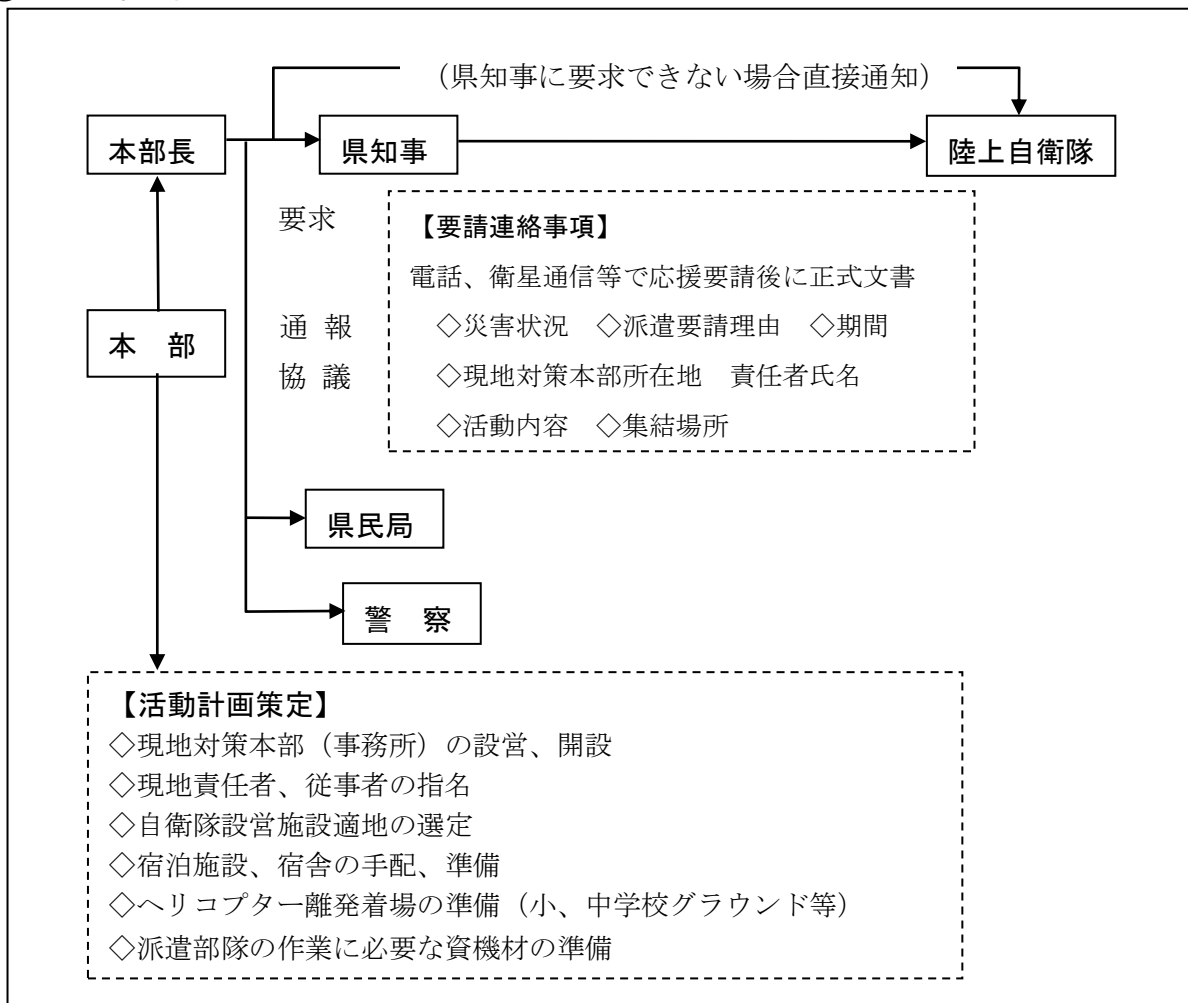
警戒配備体制	北播磨総合医療センター 災害対応マニュアルに基づく
第1号配備体制	
第2号配備体制	
第3号配備体制	

3-16 災害対策本部指示系統

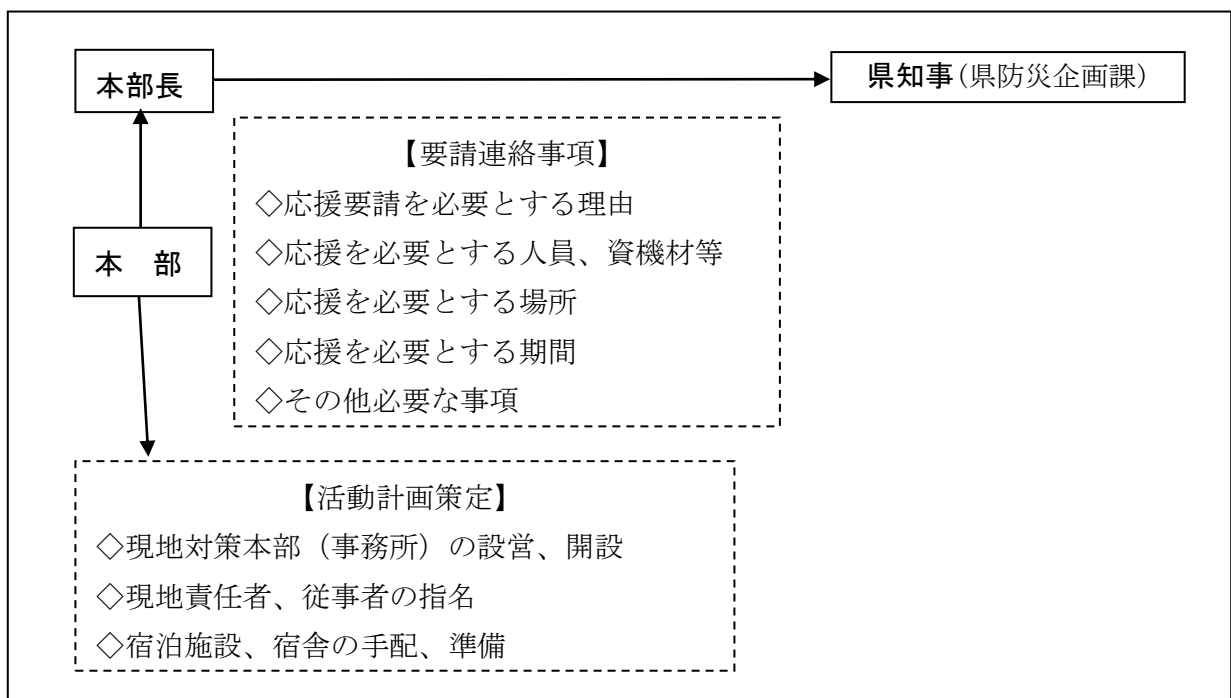


3-17 応援要請フロー

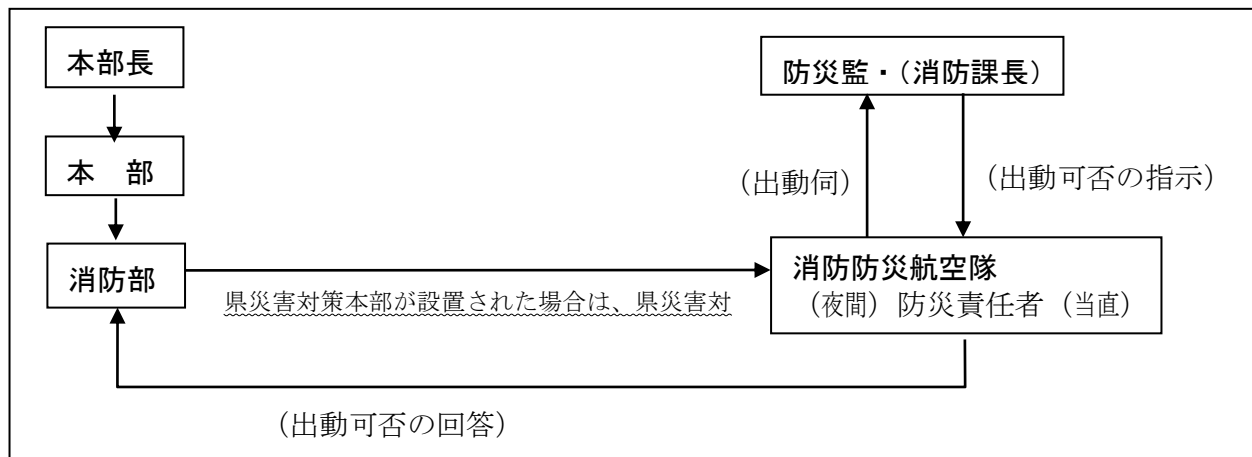
① 自衛隊



② 兵庫県



③ 県消防防災ヘリコプター



【要請（連絡）事項】

- ◇災害の種別（救助者の人数、性別、年齢等）
- ◇発生現場の気象状況
- ◇離発着場の所在地および地上支援体制
- ◇現場最高指揮者の職、氏名及び連絡手段
- ◇応援に必要な資機材

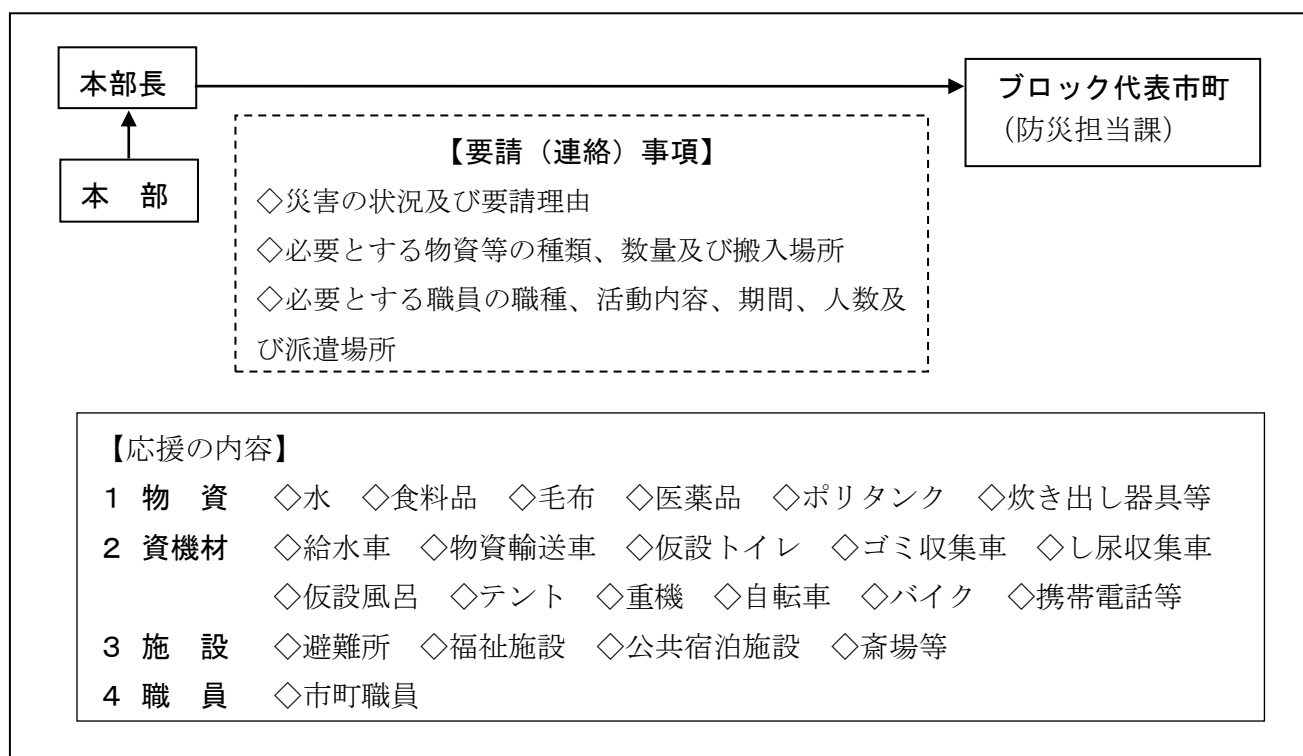
受入態勢の整備（要請側）

- ◇離着陸場所の確保及び安全対策
- ◇傷病者等の搬送先離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ◇空中消火基地の確保
- ◇航空機燃料の準備
- ◇着陸帯の表示（直径7mの円・H文字）

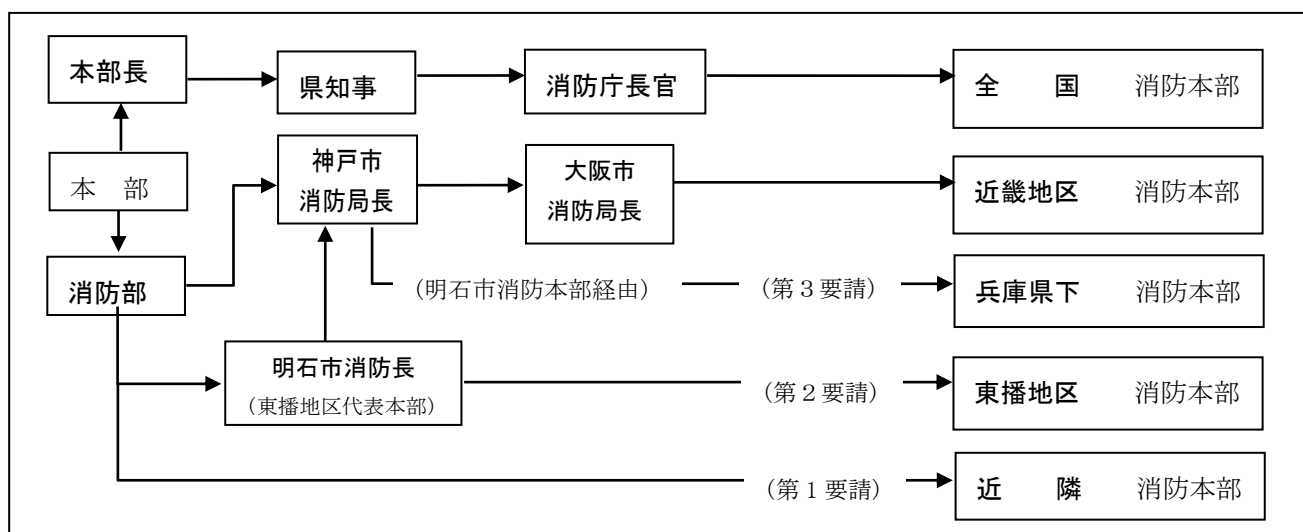
出動時の確認（消防防災航空隊）

- ◇使用無線の周波数
- ◇到着予定時間
- ◇活動予定時間
- ◇受入態勢の確認（燃料、離発着場）
- ◇その他（要請書の内容の再確認等）

④ 近隣市町（東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定）



⑤ 広域消防

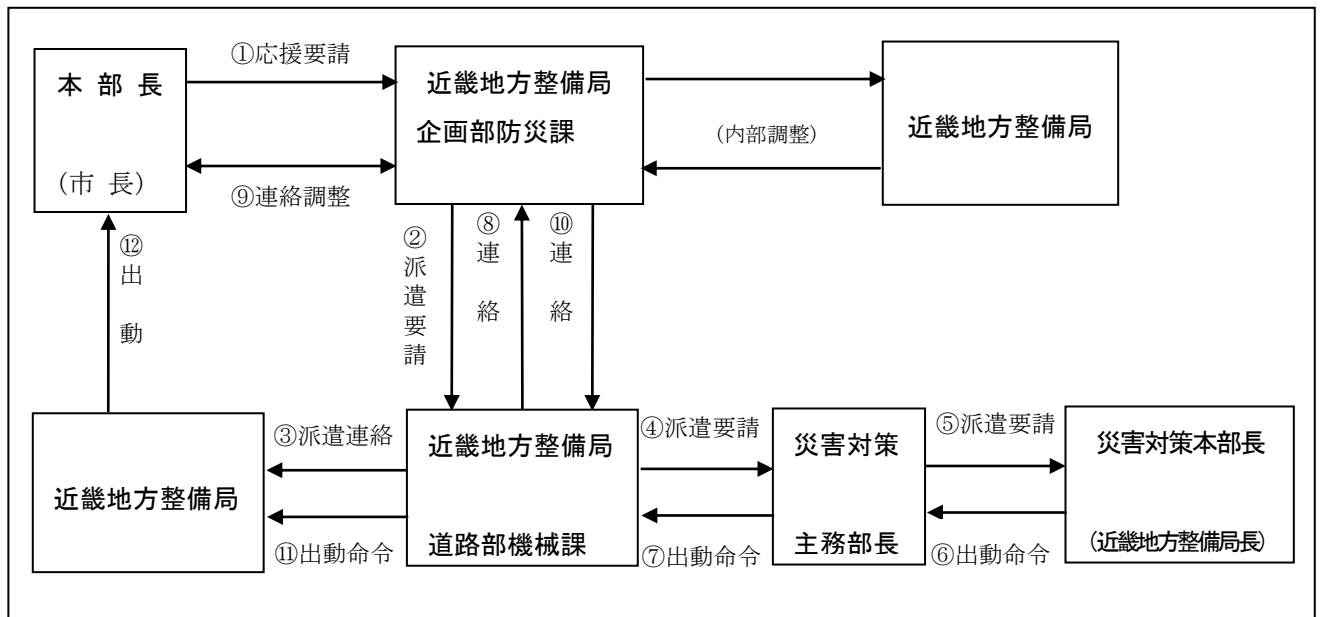


留意事項

- 第1要請……市町相互間における消防相互応援協定締結消防本部消防長へ直接要請する。
(・加古川市 ・三木市 ・北はりま)
- 第2要請……東播地区内消防本部に応援要請をするときは、東播地区代表消防本部消防長に依頼する。地区代表消防本部消防長が出動本部を調整
- 第3要請……県内消防本部に応援要請をするときは、東播地区代表消防本部消防長に伝達を依頼する。地区代表消防本部消防長は神戸市消防局長に要請を伝達。伝達を受けた神戸市消防局長が出動本部を調整

⑥ 近畿地方整備局

災害対策用機械借り受け・出動要請



災害対策用機械（近畿地方整備局 姫路国道事務所）

- 1 対策本部車（現地対策本部用）
- 2 排水ポンプ車（排水量 150m³/min）
- 3 照明車（2KW×4灯・1KW×2灯）
- 4 空中撮影装置（高度 250m・高解像度カメラ、ビデオカメラ搭載）
- 5 その他機械等（姫路国道事務所以外の事務所保有）
 - ・土のう造成機
 - ・造水機
 - ・応急組立橋

4 關係機關連絡先一覧

4 - 1 兵庫県 企画県民部防災対策局

消 防 課 (消防係)	時 間 内	(電 話) 078 - 325 - 8519
		(F A X) 078 - 362 - 9915
		(衛星電話) 7 - 151 - 3411
		(衛星FAX) 7 - 151 - 6384
災害対策課 (防災係)	時 間 内	(電 話) 078 - 362 - 9988
		(F A X) 078 - 362 - 9911
		(衛星電話) 7 - 151 - 3140
		(衛星FAX) 7 - 151 - 6380
	時 間 外	(電 話) 上記と同じ
		(F A X) //

4 - 2 兵庫県 北播磨県民局

総務企画室 (総務防災課)	時 間 内	(電 話) 0795 - 42 - 5111
		(F A X) 0795 - 42 - 4704
		(衛星電話) 7 - 151 - 87 - 185 - 1206 (県庁を經由)
		(衛星FAX) 7 - 151 - 87 - 185 - 630
加東土木事務所 (河川砂防課)	時 間 内	(電 話) 0795 - 42 - 5137
		(F A X) 0795 - 42 - 5137
		(衛星電話) 7 - 151 - 87 - 185 - 530 (県庁を經由)
		(衛星FAX) 7 - 151 - 87 - 185 - 637
	時 間 外	(電 話) 0795 - 42 - 9304
		(F A X) —

4 - 3 兵庫県 その他

兵庫県 加古川流域土地改良事務所	0794 - 82 - 9824	FAX 0794-83-6835
〃 加東 農林振興事務所	0795 - 42 - 6923	FAX 0795-42-7232
〃 加東 健康福祉事務所	0795 - 42 - 9365	衛星 FAX 185-634
〃 消防防災航空隊	078 - 303 - 1192	FAX 078-302-9119

4 - 4 陸上自衛隊

第8高射特科群 第332高射中隊	時 間 内	(電 話) 0794 - 66 - 7301
	時 間 外	

4 - 5 東播磨地域 防災関係機関（広域応援協定）

市 町 名	電 話	衛星通信		備 考
		電 話	F A X	
西脇市（防災安全課）	0795 - 22 - 3111	7 - 213 - 52	7 - 213 - 61	
三木市（危機管理課）	0794 - 82 - 2000	7 - 215 - 2425	7 - 215 - 5414	
加西市（危機管理課）	0790 - 42 - 1110	7 - 220 - 52	7 - 220 - 61	
加東市（防 災 課）	0795 - 42 - 3301	7 - 341 - 52	7 - 341 - 61	
多可町（生活安全課）	0795 - 32 - 2380	7 - 361 - 52	7 - 361 - 61	
明石市（総合安全対策室）	078 - 912 - 1111	7 - 203 - 2409	7 - 203 - 5402	
加古川市（防災対策課）	0794 - 21 - 2000	7 - 210 - 52	7 - 210 - 61	
高砂市（危機管理室）	0794 - 42 - 2101	7 - 216 - 52	7 - 216 - 61	
稲美町（危機管理課）	0794 - 92 - 1212	7 - 381 - 52	7 - 381 - 61	
播磨町（危機管理課）	0794 - 35 - 0355	7 - 382 - 52	7 - 382 - 61	

4 - 6 国土交通省 近畿地方整備局

機 関 名	電 話	F A X	備 考
姫路河川国道事務所	079 - 282 - 8211		
姫路河川国道事務所 小野出張所	63 - 2792		
近畿地方整備局 企画部 企画課	06 - 6942 - 1141	06-6942-7463	

4 - 7 警 察

兵庫県 小野警察署（警備課）	64 - 0110
市場交番（小野警察署経由）	64 - 0110
粟生駐在所	66 - 2931
小田駐在所	67 - 1360
河合駐在所	66 - 7603
菅田駐在所	67 - 0143
下来住駐在所	63 - 2810

4 - 8 消防本部（東播磨地区）

消防本部名	電 話	衛星通信		備考
		電 話	F A X	
明石市消防本部	078 - 917 - 0119	7 - 203 - 9	203 - 5403	代表
加古川市消防本部	079 - 424 - 0119	7 - 759 - 44	759 - 62	
北はりま消防組合消防本部	0795 - 27 - 8123			
北はりま消防本部 （西脇消防署）	0795 - 22 - 0119	7 - 920 - 41	920 - 62	
北はりま消防本部 （加西消防署）	0790 - 42 - 0119	7 - 768 - 44	768 - 62	
北はりま消防本部 （加東消防署）	0795 - 42 - 0119	7 - 891 - 41	891 - 62	

三木市消防本部	82 - 0119	7 - 763 - 41	763 - 62	
高砂市消防本部	079 - 448 - 0119	7 - 764 - 41	764 - 62	
淡路広域（事）消防本部	0799 - 24 - 0119	7 - 906 - 44	906 - 62	

4 - 9 ライフライン・医療・その他関係機関

	機 関 名	電 話	備 考
1	西日本旅客鉄道(株) 加古川管理駅	079 - 422 - 3460	
2	神戸電鉄(株)志染駅	0794 - 85 - 5288	
3	神姫バス(株)三木営業所	82 - 3126	
4	N T T 西日本兵庫支店設備部災害対策室	078 - 393 - 9440	
5	関西電力送配電(株)兵庫支社	079-229-9145	
6	小野市・加東市医師会	62 - 5280	
7	兵庫県医師会	078 - 371 - 4114	
8	小野市応急対策緊急出動協力会	63 - 2332	(代表：田村組(株))
9	小野郵便局	63 - 2052	
10	生活共同組合 コープこうべ (第五地区本部)	078 - 583 - 8411	FAX 078 - 583 - 8778

4 - 10 小野市災害対策各部 直通電話番号表

※ 市役所管理人室 63 - 1000 ・ 63 - 1001

	各 部 等	ダイヤルイン・直通	各 部 等	ダイヤルイン・直通
本部室	防災G(防災センター)	63 - 3387	総合政策部	63 - 1404
	ヒューマンライフG	63 - 4311	生活環境G	63 - 1686
	秘 書 課	63 - 1002	市民サービス課	63 - 1013
総務部	総 務 課	63 - 3615	財 政 課	63 - 1014
	ICT 推進課	63 - 1439	会 計 課	63 - 2077
	税 務 課	63 - 1009		
市 民 福祉部	市 民 課	63 - 1005	社会福祉課	63 - 1011
	子育て支援課	63 - 1645	健康増進課	63 - 3977
	高齢介護課	63 - 1509		
地 域 振興部	道路河川課	63 - 1008	産業創造課	63 - 1928
	まちづくり課	63 - 1937	観光交流推進課	63 - 2182
	議会事務局	63 - 1006	農業委員会	63 - 2266
	選挙・監査・公平委員会	63 - 1007		
水道部	水 道 部	63 - 1004		
教育部	教育総務課	63 - 1015		
医療セン ター部	管理当直・医事係	88-8800 (昼夜直通)		
消防部	高機能指令センター	63 - 0119 (昼夜直通)		

5 避難指示等の判断

- ・伝達マニュアル

5-1 加古川本流避難判断速見表

判断 レベル	区域 番号	区 域	高齢 者等 避難	※1	避難 指示	備 考
I	1-①	下来住町 鉾谷神社下流	3.3	4.4	5.0	
		栗生町（島、大畑、森岡）	4.0	4.4	5.0	
II	1-②	大島町（西、中） 市場町（広島、太郎太夫、下市場） 池尻町（広島） 檜山町（広島） 下来住町（1区、2区）	4.4	5.0	6.0	
III	1-③	栗生町（島、大畑、森岡除く） 西脇町（万願寺川北側川沿） 下来住町（3区、4区） 来住町（舟本） 下大部町（川沿い） 片山町（低地） 大島町（区画整理、東） 市場町（寺脇） 王子町（上溝） 住永町	5.0	5.5	6.0	
IV	1-④	復井町（金剛寺周辺、保木除く） 青野ヶ原町 河合中町（市営住宅除く） 河合西町 新部町（大寺県道西側除く） 旭町 昭和町（福善寺以西除く） 三和町 西脇町（万願寺川南） 阿形町（低地） 黍田町（低地） 檜山町（室山、山口千代一商店以西） 葉多町（小山ノ下） 垂井町 神明町区画整理 王子町（ふたば家具店以西）	5.5	6.0	6.5	大門橋の橋桁に流れが当たると判断すれば、1-④の河合地区に高齢者等避難を発令する。 （急激な上昇が認められれば避難指示を発令する。）
V	1-⑤	高田町 喜多町 古川町（東条川南、東条川北低地	6.0	6.5		

※ 高齢者等避難、避難指示欄の数字は西脇市板波水位とする。

※ 発令判断は西脇市板波の水位により判断するが、西脇市黒田庄町船町の水位を参考にする。

また、大島、大門、古川第2の水位変化も参考にする。

※ 時間当たりの水位上昇を参考に急激な増水については、基準水位到達を待たず、予測に基づき避難判断を行うものとする。

※1 従前の「避難勧告」

5-2 東条川避難判断速見表

判断 レベル	区域 番号	区 域	高齢者 等避難	※1	避難 指示	備 考
I	2-①	小田下町（千歳橋下流）	2.7	2.7 ダム放流	3.83	
II	2-②	池田町（新橋周辺） 曾根町（川沿い） 小田上町（川沿い） 小田下町（川沿い） 船木町（川沿い）	2.7 ダム放流	3.83	3.83 ダム放流	
III	2-③	小田下町（川の北旧県道沿い） 船木町 菅田町（川沿い） 住吉町（川沿い） 久保木町（川沿い） 古川町（川沿い）	3.83	3.83 ダム放流	4.41	
IV	2-④	小田上町（川の南県道沿い） 小田上町（川の北旧県道沿い） 小田下町（川の南県道沿い） 小田下町（川の北処理場周辺） 中番町（町の東低地） 菅田町（町の南高台を除く） 住吉町（川の北保育所以南） 住吉町（川の南菅田橋周辺） 久保木町（町の南高台を除く） 古川町（川の北低地） 古川町（川の南） 喜多町 高田町	3.83 ダム放流	4.41		

※ 高齢者等避難、避難指示欄の数字は加東市吉井水位とする。

※ 発令判断は加東市吉井の水位により判断するが、鴨川ダム、大川瀬ダムの放流量を参考にする。

※1 従前の「避難勧告」

5-3 万願寺川避難判断速見表

判断 レベル	区域 番号	区 域	高齢者 等避難	※1	避難 指示	備 考
I	3-①	栗生町（島、大畑、森岡）	4.0	4.0 上流水位 全て上昇	5.0	
II	3-②	西脇町（川の北低地） 西脇町（川の南川沿い）	4.0 上流水位 全て上昇	5.0	6.0	
III	3-③	西脇町（川の南） 阿形町（低地） 栗生町（県道三木穴栗線以南）	5.0	6.0	6.38	
IV	3-④	栗生町（県道三木穴栗線以北） 三和町 旭町 新部町（井ノ口、小学校周辺） 昭和町（公民館以南）	6.0	6.38		

※ 高齢者等避難、避難指示欄の数字は小野市西脇町万願寺水位とする。

※ 発令判断は小野市西脇町万願寺水位により判断するが、加西市中野、山枝、下里の各水位を参考にする。

5-4 その他河川避難判断速見表

判断レベル	判 断 基 準	
	警戒調査開始基準	避難判断基準
I	・ 時間雨量 40 ミリを超えた場合 ・ 日雨量 80 ミリを超えた場合	警戒調査を行い調査区域において浸水被害の発生が予測される場合
II	・ 時間雨量30ミリ超えが2時間を超えた場合 ・ 日雨量が 100 ミリを超えた場合	
III	・ 時間雨量20ミリ超えが4時間を超えた場合 ・ 日雨量が120ミリを超えた場合	
IV	・ 時間雨量10ミリ超えが5時間を超えた場合 ・ 日雨量が150ミリを超えた場合	
※ 降り始めからの雨量、前日までの降雨状況、季節条件（他の灌水状況、ため池の貯水量等）を考慮し判断する。		
※警戒調査の判断を優先し、現場の判断で高齢者等避難、避難指示を発令する。		

河川名	区域番号	区 域	高齢者等避難	※1	避難指示	備考
万勝寺川	4-①	万勝寺町畛川橋周辺 長尾町栄橋周辺 長尾町下河原橋周辺 中町中山橋周辺 垂井町垂井小橋周辺 垂井町垂井橋周辺 大島町東 東橋周辺	I	II	III	
	4-②	日吉町川沿い 垂井町（向山、焼山除く） 垂井町区画整理 神明町区画整理 大島町東 市場町寺脇	II	III	IV	
	4-③	万勝寺町川沿い 栄町川沿い	III	IV		
山田川	5-①	山田町 山田橋上流（舟付） 市場町 玉崎橋周辺 市場町 向島橋上流	I	II	III	
	5-②	市場町 神戸電鉄鉄橋下流右岸 市場町 山田川左岸川沿い 市場町 山田川右岸川沿い	II	III	IV	
	5-③	市場町 寺脇、太郎太夫、下市場 大島町 東（万勝寺川左岸）	III	IV		
谷	6-①	下来住町 谷川橋下流川沿い	I	II	III	

	6-②	下来住町 前谷川沿い 下来住町 谷川橋下流域	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
	6-③	下来住町1区 前谷川流域 下来住町2区 前谷川流域 下来住町3区 前谷川流域	Ⅲ	Ⅳ		
桜 谷 川	7-②	榊町 桜谷川沿い 檜山町 桜谷川沿い 檜山町 山口千代一商店以西	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
	7-③	榊町 桜谷川流域 檜山町 桜谷川流域 池尻町広島 市場町広島	Ⅲ	Ⅳ		
大 島 川	8-①	西本町 湾曲部	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	大池放水
	8-②	神明町区画整理 大島川沿い 垂井町区画整理 大島川沿い 大島町区画整理 大島川沿い 大島町東 大島川沿い 大島町中 大島川沿い	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	大池放水
	8-③	神明町区画整理区域 垂井町区画整理区域 神明町分譲地 片山町 南低地 大島町区画整理区域 大島町東 大島町中 大島町西	Ⅲ	Ⅳ		大池放水
そ の 他	9-①	各河川の川沿い部分	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
	9-②	各河川の流域部分	Ⅲ	Ⅳ		

5 - 5 発令判断基準

対象地区	・ 避難すべき区域の全部
警戒巡視開始	・ 時間雨量が40mmを超えた場合 ・ 時間雨量30mm以上が 2 時間を越えた場合 ・ 時間雨量20mm以上が 4 時間を越えた場合 ・ 時間雨量10mm以上が 8 時間を越えた場合 ・ 日雨量が100mmを越えた場合 ・ 総雨量が200mmを越えた場合
高齢者等避難	・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 警戒巡視又は住民等により前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加、小石等の落下、異音）が発見された場合
避難指示	・ 警戒巡視又は住民等により（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 ・ 土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合
緊急安全確保	・ 近隣で土砂災害が発生した場合 ・ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見された場合

6 浸水想定区域に対する 洪水時の対策について

6-1 浸水想定区域に対する洪水時の対策について

① 浸水想定区域

	水系名	河川名	浸水想定区域（範囲）	管理者
①	加古川	加古川	加東市境界（復井町）から加古川市境界（榎山町）まで	国土交通省
②	加古川	東条川	国道 175 号（古川町）から加古川合流（喜多町）まで	
③	加古川	万願寺川	西脇橋（西脇町）から加古川合流（栗生町）まで	
④	加古川	東条川	加東市境界（中谷町）から国道 175 号（古川町）まで	兵庫県

② 洪水予報等の伝達

洪水予報は気象台及び国土交通省から加古川揖保川に関する洪水予報が発令されており、東条川についても、気象台及び兵庫県により発令される。この情報を迅速かつ確実に住民に伝達する手段は次のとおりである。

水系名	河川名	地区名	伝達手段	留意点
加古川	東条川	下東条	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡	東条川には大川瀬ダム、鴨川ダムの放流警報システムが整備されている。
		大部	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡	
	加古川	河合	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡 栗生町防災サイレン吹鳴	河合地区の大半が浸水区域であり、迅速な避難指示が必要である。 地区外の大部小学校などへの誘導が必要。
		来住	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡	西脇町、阿形町は浸水により小野市側への避難が難しくなる。
		市場	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡	中小河川により分断されるので、集落ごとに避難経路が異なる。 大島町については地区外の小野小学校等への避難を誘導する。
	万願寺川	来住	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡 消防団サイレン吹鳴	西脇町、阿形町は浸水により小野市側への避難が難しくなる。

③ 浸水想定区域の避難場所は次のとおりであり地域特性を考慮し、円滑かつ迅速な避難の確保を図ること。

地域名	浸水区域町名	地域特性	避難場所	避難上の注意
河合	復井町 青野ヶ原町 河合中町 河合西町 新部町 旭町 昭和町 三和町 粟生町	青野ヶ原台地を除き大半が浸水区域にある。 洪水危険があれば早期の避難が必要。 避難に時間的余裕がないと判断すれば河合小学校、河合中学校、コミセンかわいなどの2階以上へ避難する。	(早期) 小野特別支援学校 新部町大寺集会所 西山町集会所 復井町集会所 大部小学校 (晩期) 河合小学校 河合中学校 コミセンかわい	加古川から離れる。 粟生川、河合中川、三井堰水路等から離れる。
来住	黍田町	J R 市場駅周辺の低地が浸水する。 町内に溜池が点在する。	黍田町公民館 白雲谷温泉ゆぴか	加古川から離れる。溜池の決壊に注意。
	来住町 下来住町	加古川、前谷川沿いの低地が浸水する。 山沿いに溜池が点在する。	来住小学校 来住保育所	加古川、前谷川から離れる。溜池の決壊に注意。
	阿形町	公民館周辺の低地が浸水する。 浸水時は避難路が浸水し、孤立状態になる。		加古川、万願寺川から離れる。山からの土砂災害に注意。
	西脇町	万願寺川沿いが浸水する。 浸水時は避難路が浸水し、加西方面への避難となる。		万願寺川から離れる。 山からの土砂災害に注意。
市場	大島町	小野南中学校が浸水区域内にあり、避難所から除外されている。 町内に氾濫危険のある大島川、万勝寺川が流れている。	小野小学校 小野工業高校	加古川、万勝寺川、大島川から離れる。 出来る限り川を渡らない経路を避難する。
	市場町 池尻町 檜山町	加古川沿いの低地が浸水する。 地域内に氾濫危険のある桜谷川、広島川、山田川が流れている。	市場小学校	加古川、桜谷川、広島川、山田川から離れ。 出来る限り川を渡らない経路で避難する。
下東条	池田町 曾根町 小田町 船木町 中番町 菅田町 住吉町 久保木町	東条川沿いの低地が浸水する。 鴨川ダム、大川瀬ダムの放流に伴う増水がある。	コミセン下東条 下東条小学校 中番小学校 旭丘中学校	できる限り川を渡らない経路で避難する。
大部	古川町 喜多町			

- ④ 浸水想定区域に存する特定施設（高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者を収容する施設）は次のとおりであり、洪水予報等が発令された場合は迅速に情報を伝達し、円滑な避難の確保を図ること。

区域	施設区分	施設名	所在地	電話番号	収容人員	一時避難場所
①	高齢者施設	栗生逢花苑 デイサービス	栗生町 3610-1	65 - 2800	54 25	施設 2 階以上
		オパール デイケア	復井町 916-1	66 - 0951	70 50	復井町公民館 西山町公民館
		青山荘 デイサービス	復井町 673-20	66 - 7305	100 19	施設 2 階以上
		デイサービスセンター こみなみ	市場町 255	62 - 1111	10	コミセンいちば 市場小学校
		あったかい家 七宝	大島町 570-4	63 - 8805	30	小野小学校 小野工業高校
	障害者施設	ひまわり園	河合中町 82-7	66 - 5181		復井町公民館 西山町公民館
	乳幼児施設	亀鶴保育所	河合中町	66 - 7808		コミセンかわい
		中央保育所	新部町	66 - 2944		河合小学校
		栗生こども園	栗生町	66 - 5947		河合小学校
④	高齢者施設	ふなき	船木町 7-3	67 - 0900		コミセン下東条

7 災害時要援護者施設リスト

7 災害時要援護者施設リスト

7 - 1 高齢者施設

施設名称	所在地	収容人員	電話番号	備 考
青 山 荘	復井町 673 - 20	100	66 - 7305	特別養護老人ホーム
栗生逢花苑	栗生町 3610 - 1	54	65 - 2800	特別養護老人ホーム
ふたばの里	二葉町 80 - 123	50	70 - 0200	特別養護老人ホーム
なごみの杜	天神町 973	54	62 - 0753	特別養護老人ホーム
オパール	復井町 916 - 1	70	66 - 0951	老人保健施設
シルバーランド	葉多町 261 - 1	50	63 - 5628	老人保健施設
薫楓苑	復井町 1741	80	66 - 2020	老人保健施設
グループホームふたば	二葉町 80 - 123	9	70 - 0200	認知症対応型共同生活介護施設
グループホーム銀荘	葉多町 257 - 1	5	62 - 7835	認知症対応型共同生活介護施設
グループホームこもれば	久保木町 1561 - 24	9	64 - 0155	認知症対応型共同生活介護施設
グループホーム まんでん堂 おの南	市場町 1080-1	18	62-1886	認知症対応型共同生活介護施設
さわらびの郷	西本町 572	25	62 - 0006	小規模多機能型居宅介護施設
ふ な き	船木町 7-3	25	67 - 0900	小規模多機能型居宅介護施設
まんでん堂 おの南	市場町 1080-1	25	62-1885	小規模多機能型居宅介護施設
ぬ く 森	久保木町 1561 - 24	29	64 - 0155	小規模特別養護老人ホーム
こみなみの家	天神 1183 - 24	29	62-1111	看護小規模多機能型居宅介護施設
栗生逢花苑 デイサービスセンター	栗生町 3610 - 1	25	65 - 2800	通所介護（デイサービス）
さわらびデイサービス センター小野	西本町 572	35	62 - 0006	通所介護（デイサービス）
デイサービスセンター あったかい家七宝	大島町 570 - 4	30	63 - 8805	通所介護（デイサービス）
小 野 市 デイサービスセンター	復井町 673 - 20	19	66 - 7305	通所介護（デイサービス）
デイハウス憩い小野	天神町 902 - 1	10	63 - 2172	通所介護（デイサービス）
ふたばの里 デイサービスセンター	二葉町 80 - 123	40	70 - 0202	通所介護（デイサービス）
ツクイ小野黒川 デイサービスセンター	二葉町 80 - 123	30	64 - 2500	通所介護（デイサービス）
デイサービス キリン堂	王子町 25 - 1	30	63 - 9722	通所介護（デイサービス）
	中町 413 - 5	25	62 - 3700	通所介護（デイサービス）
リハビリデイサービス トナリノ	本町 1 丁目 70-4	10	60 - 1096	地域密着型通所介護 (デイサービス)

資 料 編 7 災害時要援護者施設リスト

リハビリセンター スマイルライフ	片山町 1475 - 1	10	63 - 2700	地域密着型通所介護 (デイサービス)
デイサービスセンター こみなみ	市場町 255	10	62 - 1111	認知症対応型通所介護 (デイサービス)
デイサービスセンター こもれび	久保木町 1561 - 24	12	64 - 0155	認知症対応型通所介護 (デイサービス)
まんてん堂 グループホームおの南	市場町 1080 - 1	18	62 - 1886	認知症対応型共同生活介護施設
まんてん堂 小規模多機能型 ホームおの南		25	62 - 1885	小規模多機能型居宅介護施設
オパール	復井町 916 - 1	50	66 - 0951	通所リハビリ (デイケア)
シルバーランド	葉多町 261 - 1	60	63 - 5628	通所リハビリ (デイケア)
土井病院	復井町 1723 - 2	60	66 - 2119	通所リハビリ (デイケア)
小野病院	天神町 973	80	62 - 1803	通所リハビリ (デイケア)
薫楓苑	復井町 1741	25	66 - 2020	通所リハビリ (デイケア)

7-2 障害者施設

施設名称	所 在 地	収容人員	電話番号	備 考
放課後デイサービス りあんず	天神町字北堂ノ上 1004-1	10	62-5801	放課後等デイサービス
就労支援事業所宿花	神明町字西畑 235-3 小野神鉄ビル 1F	20	62-1115	就労継続支援(A型)
多機能型事業所 小野福祉工場	新部町 1 丁通 1320	50	66-6561	就労継続支援 (A型、B型)
障害者支援施設 小野起生園	新部町 1 丁通 1320	50	66-6121	短期入所、共同生活 援助、生活介護等
ワークセンターすみれ	古川町字辻の内 26-1	30	62-8802	就労継続支援 (A型、B型)
ホームヘルプサービス センターあんず	広渡町 589-2	5	63-8911	居宅介護 重度訪問介護
コスモスの里	広渡町 589-2	5	63-8911	生活介護
ぷらす	檜山町 386	15	60-2766	就労継続支援(B型) 生活介護等
どり〜む小野	天神町 664-1	20	88-8906	就労継続支援(B型)
それいゆ	片山町 1033-5	10	70-9025	就労継続支援(B型)
ひまわりハウス	片山町 1075-4	20	70-8989	地域活動支援センター
ハレルヤファーム	万勝寺町 799	10	67-1193	就労継続支援(B型)
ワークひろば	葉多町 328-1	10	60-2692	就労継続支援(B型)
ひまわりクラブ	神明町 235-3	10	69-0431	タイムケア
こどもプラス小野	王子町 914-102	10	70-7911	放課後等デイサービス
フォーリーフ	大島町 570-4	10	63-8299	放課後等デイサービス
フォーリーフノース	広渡町 433	10	73-8765	放課後等デイサービス
市立ひまわり園	河合中町 82-7	40	66-5182	生活介護 就労継続支援 (B型)

7-3 幼児施設

施設名称	所 在 地	収容人員	電話番号	備 考
小野保育所	黒川町 478-4	184	62-2881	保育所
光明保育所	神明町 298	100	62-6969	保育所
中央保育所	新部町 916-1	81	66-2944	保育所
栗生こども園	栗生町 2951-1	90	66-5947	認定こども園
亀鶴保育所	河合中町 726-1	123	66-7808	保育所

来住保育所	下来住町 1361-1	115	62-4080	保育所
市場こども園	市場町 767	102	62-2044	認定こども園
育ヶ丘保育園	育ヶ丘町 1481-100	99	63-7010	保育所
小野ひまわり保育所	広渡町 66	50 以上	62-5129	保育所
北辰保育園	高田町 1828-1	89	62-2865	保育所
白百合保育園	敷地町 1501-7	75	62-2823	保育所
下東条西保育所	住吉町 16-4	115	67-0312	保育所
みやま保育園	中谷町 200-2	70	67-0158	保育所
下東条中央保育園	小田町 1687-1	81	67-0250	保育所
小野東幼稚園	黒川町 474-1	117	62-2666	幼稚園
わかまつ幼稚園	西本町 497-1	89	62-2113	幼稚園

7 - 4 病院・診療所（入院施設）

施設名称	所在地	収容人員	電話番号	備 考
栄宏会小野病院	天神町 973		62-9900	病 院
独立行政法人病院機構 兵庫あおの病院	市場町 926-453		62-5533	病 院
土 井 病 院	復井町 1723	160	62-2119	病 院
緑 駿 病 院	匠台 72-1	180	63-5577	病 院
育が丘クリニック	檜山町 1475-689	19	62-8112	診療所
小野レディースクリニック	西本町 538-1	15	62-1103	診療所
わかば産婦人科	敷地町 1500-5	12	62-6111	診療所
ひまわりクリニック	神明町 216-1	10	62-7209	診療所（透析）

7 - 5 その他

施設名称	所在地	収容人員	電話番号	備 考
グッドタイムリビング小野	黒川町 126-1	70	62-7805	高齢者住宅
はっぴーらいふ小野	王子町 886-1	30	62 - 7503	サービス付き高齢者住宅
市立小野特別支援学校	昭和町 458-1	42	66-2571	特別支援学校

8 ため池リスト

8-1 防災重点ため池指定箇所

ため池名称	所在地	備考(特定ため池の指定状況)
芦谷1号	小野市 小田町字芦谷236	法指定 R1.7.31指定
芦谷2号	小野市 小田町字芦谷233	法指定 R1.7.31指定
芦谷3号	小野市 小田町字芦谷228	法指定 R1.7.31指定
芦谷4号	小野市 小田町字芦谷230	法指定 R1.7.31指定
芦谷5号	小野市 小田町字芦谷201	法指定 R1.7.31指定
奥風呂谷1号	小野市 小田町字奥風呂谷1450	法指定 R1.7.31指定
奥風呂谷2号	小野市 小田町字奥風呂谷1451	法指定 R1.7.31指定
奥風呂谷3号	小野市 小田町字奥風呂谷1452	法指定 R1.7.31指定
奥風呂谷4号	小野市 小田町字奥風呂谷1453	法指定 R1.7.31指定
櫻谷池1号	小野市 小田町字櫻谷1244	法指定 R1.7.31指定
櫻谷池2号	小野市 小田町字櫻谷1248	法指定 R1.7.31指定
櫻谷池3号	小野市 小田町字櫻谷1249	法指定 R1.7.31指定
櫻谷池4号	小野市 小田町字櫻谷1254	法指定 R1.7.31指定
櫻谷池5号	小野市 小田町字櫻谷1255	法指定 R1.7.31指定
櫻谷池6号	小野市 小田町字櫻谷1257	法指定 R1.7.31指定
広沢上池	小野市 小田町字広沢南1916	法指定 R1.7.31指定
広沢下池	小野市 小田町字広沢南1917	法指定 R1.7.31指定
坂口池	小野市 小田町字浮坂967-1	法指定 R1.7.31指定
中池	小野市 小田町字浮坂948-1	法指定 R1.7.31指定
廣瀬谷1号	小野市 小田町字廣瀬谷1899	法指定 R1.7.31指定
廣瀬谷2号	小野市 小田町字廣瀬谷1990	法指定 R1.7.31指定
廣瀬谷3号	小野市 小田町字廣瀬谷1901	法指定 R1.7.31指定
田池	小野市 曾根町字ミノタ558	法指定 R1.7.31指定
鎌谷池	小野市 曾根町字鎌谷388	法指定 R1.7.31指定
鑿池	小野市 曾根町字岩ヶ谷608	法指定 R2.3.31指定
操谷下池(新池)	小野市 曾根町字操谷618-1	法指定 R1.7.31指定
操谷2号(廻し池)	小野市 曾根町字操谷619	法指定 R1.7.31指定
操谷3号(タバ池)	小野市 曾根町字操谷620	法指定 R1.7.31指定
操谷上池(奥タバ池)	小野市 曾根町字操谷621-1	法指定 R1.7.31指定
東操屋谷池	小野市 曾根町字東操屋谷池1849	法指定 R1.7.31指定
別所池	小野市 曾根町字別所前613	法指定 R2.3.31指定
溝池(溝井池)	小野市 池田町字溝井451	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 池田町字南山13-1	法指定 R1.7.31指定
刈尾池	小野市 池田町字南山49	法指定 R2.3.31指定
新池	小野市 中谷町字ウラ650	法指定 R1.7.31指定
大池	小野市 中谷町字コウラ652	法指定 R1.7.31指定
中ノ池	小野市 中谷町字南山947	法指定 R1.7.31指定
立合池	小野市 中谷町字南山948	法指定 R1.7.31指定
馬渡池	小野市 中谷町字南山950	法指定 R1.7.31指定
中之池	小野市 中谷町字横谷奥の池963	法指定 R1.7.31指定
堂ヶ谷池	小野市 蔵本町字ムセノ前133	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 蔵本町字奥之谷214	法指定 R1.7.31指定
又池	小野市 蔵本町字奥之谷216	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 蔵本町字向新田373-1	法指定 R1.7.31指定
皿池	小野市 蔵本町字新池208	法指定 R1.7.31指定
森池	小野市 船木町字谷田283	法指定 R1.7.31指定
上池	小野市 船木町字東山872	法指定 R1.7.31指定
中池	小野市 船木町字東山873	法指定 R1.7.31指定
下池	小野市 船木町字東山874	法指定 R1.7.31指定
内町池	小野市 船木町字内池460	法指定 R2.3.31指定
沢田池	小野市 菅田町字澤田池658-1	法指定 R1.7.31指定
中ノ池	小野市 中番町字皿池之尻953	法指定 R1.7.31指定
大池	小野市 中番町字皿池之尻955	法指定 R1.7.31指定
皿池	小野市 中番町字土山630-1	法指定 R1.7.31指定
立合池	小野市 福住町字カラス谷582-1	法指定 R1.7.31指定
中の池	小野市 福住町字カラス谷584	法指定 R1.7.31指定
下の池	小野市 福住町字カラス谷585-1	法指定 R1.7.31指定
龜谷池	小野市 福住町字蔵前443	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 万勝寺町字真谷553	法指定 R1.7.31指定
大池	小野市 万勝寺町字真谷554	法指定 R1.7.31指定
中之池	小野市 万勝寺町字真谷555	法指定 R1.7.31指定
弁天池	小野市 万勝寺町字真谷556	法指定 R1.7.31指定
下池	小野市 万勝寺町字南山740-1	法指定 R1.7.31指定
上池	小野市 万勝寺町字南山768-1	法指定 R1.7.31指定
沢池	小野市 万勝寺町字豊田294	法指定 R1.7.31指定
真谷池3号	小野市 長尾町字秀ヶ坂南829	法指定 R1.7.31指定
真谷池4号	小野市 長尾町字秀ヶ坂南830	法指定 R1.7.31指定
真谷池5号	小野市 長尾町字秀ヶ坂南831	法指定 R1.7.31指定
とっくり池	小野市 長尾町字秀ヶ坂南832-8	法指定 R1.7.31指定
谷口池	小野市 長尾町字将監473-1	法指定 R1.7.31指定

ため池名称	所在地	備考(特定ため池の指定状況)
吉反田池1号	小野市 長尾町字西美の畑677	法指定 R2.3.31指定
吉反田池2号	小野市 長尾町字西美の畑678	法指定 R2.3.31指定
真谷池1号	小野市 長尾町字東山836	法指定 R1.7.31指定
王子谷池	小野市 日吉町字王子谷567-47	法指定 R1.7.31指定
大池	小野市 日吉町字坂の下202	法指定 R2.3.31指定
大西谷池	小野市 日吉町字大西谷32	条例指定 R1.7.31指定
折越池	小野市 日吉町字池の邊571	法指定 R2.3.31指定
二六池	小野市 日吉町字池の東東572	法指定 R2.3.31指定
新池	小野市 日吉町字池の東東574	法指定 R2.3.31指定
平池	小野市 日吉町字竹殿345-1、345-3	条例指定 R2.3.31指定
北谷池	小野市 日吉町字北谷578-8	法指定 R2.3.31指定
北池	小野市 浄谷町字大門1549	法指定 R1.7.31指定
歓喜院奥池	小野市 浄谷町字南谷1196	法指定 R1.7.31指定
亥ノ子谷下池	小野市 浄谷町字南谷2129	法指定 R2.3.31指定
亥ノ子谷上池	小野市 浄谷町字南谷2130	法指定 R2.3.31指定
南池	小野市 浄谷町字南池ノ内2229	法指定 R1.7.31指定
宝持院奥池	小野市 浄谷町字北谷2050	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 浄谷町字北池ノ上1546-22	法指定 R1.7.31指定
岡ノ上池	小野市 山田町字岡ノ上765	法指定 R1.7.31指定
風呂ヶ谷池	小野市 山田町字小田芝790	法指定 R1.7.31指定
龜池	小野市 山田町字池ノ尻1330	法指定 R1.7.31指定
鶴池	小野市 山田町字池ノ尻1339	法指定 R1.7.31指定
堂ヶ谷池	小野市 山田町字堂ヶ谷1107	法指定 R1.7.31指定
芦谷下池	小野市 榎山町字芦谷1472	法指定 R1.7.31指定
芦谷上池	小野市 榎山町字芦谷1473	法指定 R1.7.31指定
宮の前池	小野市 榎山町字宮之前684	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 榎山町字室山池ノ谷1844-1	法指定 R1.7.31指定
大池	小野市 榎山町字室山池ノ谷1845	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 榎山町字西ノ谷1848	法指定 R2.3.31指定
通池	小野市 榎山町字中田570-1	法指定 R1.7.31指定
中田池	小野市 榎山町字定目618-1	法指定 R1.7.31指定
大池	小野市 榎山町字妙見の前674	法指定 R1.7.31指定
下ノ池	小野市 池尻町字中山ノ谷594-1	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 池尻町字上山ノ谷625-1	法指定 R1.7.31指定
土坂池	小野市 池尻町字上鹿ノ谷626	法指定 R1.7.31指定
淵之首池	小野市 市場町字供御蘭地48	法指定 R1.7.31指定
堀田池	小野市 市場町字池之下1-1	法指定 R1.7.31指定
羅又中の池	小野市 神明町字西畑236-1	法指定 R1.7.31指定
羅又下の池	小野市 神明町字西畑238-1	法指定 R1.7.31指定
帆谷池	小野市 大島町字池の尻352-1	法指定 R1.7.31指定
沢の池	小野市 下大部町字沢池908	法指定 R1.7.31指定
葛ヶ谷池	小野市 来住町字葛ヶ谷池946	法指定 R2.3.31指定
皿池	小野市 来住町字皿池1859	法指定 R1.7.31指定
女池	小野市 来住町字女池1857	法指定 R1.7.31指定
男池	小野市 来住町字男池1225	法指定 R1.7.31指定
筋大池	小野市 来住町字地ノ内15	法指定 R1.7.31指定
鴫池	小野市 来住町字鴫池谷1505	法指定 R1.7.31指定
井ノ谷下池	小野市 泰田町字井ノ谷192	法指定 R2.3.31指定
井ノ谷上池	小野市 泰田町字井ノ谷193	法指定 R2.3.31指定
臼谷池	小野市 泰田町字臼雲谷1005	法指定 R2.3.31指定
西谷池	小野市 泰田町字西谷975	法指定 R1.7.31指定
都池	小野市 泰田町字西谷991-1、992-1	法指定 R1.7.31指定
大池	小野市 泰田町字大池1-1	法指定 R2.3.31指定
白雲谷池	小野市 泰田町字白雲谷830	法指定 R1.7.31指定
蛭池	小野市 泰田町字片山776-1	法指定 R1.7.31指定
下の池	小野市 泰田町字片山810	法指定 R1.7.31指定
黒岩池	小野市 福岡町字黒岩52	法指定 R1.7.31指定
龜池	小野市 福岡町字細入178	法指定 R1.7.31指定
西池	小野市 福岡町字小峠170-1	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 福岡町字中の峠173	法指定 R1.7.31指定
白土池	小野市 吉野ヶ原町字西山1720	法指定 R2.3.31指定
奥池	小野市 復井町字奥ノ池1736	法指定 R2.3.31指定
西が池	小野市 復井町字皿池1728	法指定 R1.7.31指定
三号貯水池	小野市 復井町字西山1722	法指定 R1.7.31指定
一号貯水池	小野市 復井町字西山1724-103-1	法指定 R1.7.31指定
岩谷池	小野市 復井町字西山1724-140	法指定 R2.3.31指定
北谷大池(北谷池)	小野市 復井町字横ヶ谷1696	法指定 R1.7.31指定
赤子池	小野市 復井町字横ヶ谷1703	法指定 R1.7.31指定
古新池	小野市 復井町字横ヶ谷上池1738	法指定 R1.7.31指定
新林池	小野市 復井町字横ヶ谷上池1739	法指定 R2.3.31指定

ため池名称	所在地	備考(特定ため池の指定状況)
八ヶ池	小野市 河合中町字岩谷943-1	法指定 R1.7.31指定
逆池	小野市 河合中町字原田1201	法指定 R2.3.31指定
戸場池	小野市 河合西町字戸場822	法指定 R2.3.31指定
口池	小野市 河合西町字口ノ池812	法指定 R2.3.31指定
新池	小野市 河合西町字新池820	法指定 R2.3.31指定
青野下池	小野市 河合西町字青野831	法指定 R2.3.31指定
平池	小野市 河合西町字青野833	法指定 R2.3.31指定
大池	小野市 河合西町字大池811	法指定 R2.3.31指定
中の池	小野市 河合西町字中の池810	法指定 R2.3.31指定
長清池(長情池)	小野市 河合西町字長清池809	法指定 R2.3.31指定
鶴池	小野市 河合西町字鶴池843	法指定 R2.3.31指定
下ノ池	小野市 住吉町字横山1082-1	法指定 R1.7.31指定
双又池	小野市 住吉町字横山1085	法指定 R1.7.31指定
大池	小野市 住吉町字南山1083	法指定 R1.7.31指定
中ノ池	小野市 住吉町字南山1084	法指定 R1.7.31指定
下ノ池	小野市 住吉町字北山東1090-1	法指定 R1.7.31指定
中ノ池	小野市 住吉町字北山東1091	法指定 R1.7.31指定
上ノ池	小野市 住吉町字北山東1092	法指定 R1.7.31指定
通池	小野市 久保木町字通下池1839-1	法指定 R1.7.31指定
上ノ池	小野市 久保木町字通上池1841	法指定 R1.7.31指定
中ノ池	小野市 久保木町字通中池1840	法指定 R1.7.31指定
来迎池	小野市 久保木町字道池1837-1	法指定 R1.7.31指定
風呂ヶ谷池	小野市 久保木町字風呂ヶ谷1570	法指定 R1.7.31指定
平兵衛池	小野市 古川町字南山1044	法指定 R1.7.31指定
平池	小野市 鹿野町字鹿野ヶ原1879-1、1878-1	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 敷地町字クロフカ1569-1	法指定 R1.7.31指定
上鹿野谷池	小野市 敷地町字クロフカ1672-1	法指定 R1.7.31指定
ソコ池	小野市 敷地町字ナカヲ1502-8	法指定 R1.7.31指定
墓池	小野市 敷地町字宮林1478	法指定 R1.7.31指定
男池	小野市 敷地町字宮林1501-1	法指定 R1.7.31指定
下鹿野谷池	小野市 敷地町字鹿野谷1379-1	法指定 R1.7.31指定
塩池	小野市 敷地町字内田1386	法指定 R1.7.31指定
ニゴ池	小野市 敷地町字内田1387-1	法指定 R1.7.31指定
上田池	小野市 高田町字上田1753-1	法指定 R1.7.31指定
二塚池	小野市 高田町字野山1838-1	法指定 R1.7.31指定
瓦池	小野市 黒川町字小深田1136	法指定 R1.7.31指定
大道ヶ池	小野市 黒川町字小深田1164	法指定 R1.7.31指定
手洗池	小野市 黒川町字遠出1171	法指定 R1.7.31指定
奥池	小野市 黒川町字遠出1173	法指定 R1.7.31指定
権現池	小野市 王子町字宮山800-1	法指定 R1.7.31指定
下ノ池	小野市 王子町字上野838	法指定 R1.7.31指定
墓池	小野市 王子町字上野840	法指定 R1.7.31指定
通り池	小野市 王子町字上野916-1	法指定 R1.7.31指定
大池	小野市 王子町字太池936-1	法指定 R1.7.31指定
新池	小野市 西脇町字反鱈759	法指定 R2.5.29指定
境田池	小野市 西脇町字并財天山813	法指定 R2.5.29指定
新田池	小野市 来住町字新田249	法指定 R2.5.29指定
小西谷池	小野市 日吉町584	法指定 R2.5.29指定
鎌の谷上池	小野市 山田町593	法指定 R2.5.29指定
若宮池	小野市 森田町799-1	法指定 R2.5.29指定
鶴ヶ池	小野市 福向町字中の峠176	法指定 R2.5.29指定
大龜谷池	小野市 榑町字谷口1891-37	法指定 R2.5.29指定
小野工業団地2号調整池	小野市 匠台36	条例指定 R2.5.29指定
小野流通工業団地1号調整池	小野市 匠台37	条例指定 R2.5.29指定
三角山1号池	小野市 櫻山町字三角山1887	法指定 R2.5.29指定
三角山2号池	小野市 櫻山町字三角山1888	法指定 R2.5.29指定

9 様式編

【掲載様式一覧】

1 県への被害状況等報告様式

- 1-1 第1号様式（火災）
- 1-2 第2号様式（特定の事故）
- 1-3 第3号様式（救急・救助事故等）
- 1-4 第4号様式（その1）（災害概況即報）
- 1-5 第4号様式（その2）（被害状況即報）

2 災害救助法の適応時の報告様式

- 1 災害の定義
- 2 報告すべき災害
- 3 記入要領
- 2-1 様式第1号 被害状況調
- 2-2 様式第2号 世帯構成員別被害状況調

3 学校・避難所・物資集積所に必要な様式

- 3-1 様式1 児童・生徒引き渡しカード
- 3-2 様式2 避難所開設状況報告書（速報）
- 3-3 様式3 避難所運営本部名簿
- 3-4 様式4 避難所日誌
- 3-5 様式5 避難者家族票
- 3-6 様式6 避難者収容記録簿
- 3-7 様式7 避難者収容記録簿
- 3-8 様式8 外泊届け
- 3-9 様式9 遺体表示票
- 3-10 様式10 遺体引き渡し票
- 3-11 様式11 食料品等物品要請書
- 3-12 様式12 食料品等物品受領書
- 3-13 様式13 救援物資管理簿

4 被害情報収集に関する様式

- 4-1 ①聞き取りメモ
- 4-2-1（被害状況報告）
様式1

- 1 人の被害
- 2 住家の被害
- 3 農林関係の被害（一般被害・農林業施設被害・農林業関係公共土木施設被害）
- 4 土木関係の被害（公共土木施設被害・道路の不通状況・都市計画施設被害）
- 5 建築関係の被害（公共住宅関係）
- 6 商工関係の被害（中小企業（大企業）関係報告）
- 7 衛生民生関係の被害（水道施設被害・水道施設の被害・清掃設備被害）
- 8 教育関係の被害（学校被害・文化財及び社会教育施設被害）
- 9 公共施設等の被害（交通機関の被害・電力施設の被害・通信施設の被害）
- 10 その他

- 4-2-2 様式2 人的被害（死傷者一覧表）（集計表）
- 4-2-3 様式3 住家被害一覧表（集計表）

- 4－2－4 様式4 避難状況（集計表）
- 4－2－5 様式5 消防職団員出動状況（集計表）
- 4－2－6 様式6 市・町災害対策（警戒）本部設置状況

1 県への被害状況等報告様式

1 県への被害状況等報告様式

1-1 第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分 月 日 時 分)	
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた 理由			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損 程度	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟		焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 人					
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

1 県への被害状況等報告様式

1-2 第2号様式（特定の事故）

第 報

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 2 危険物等に係る事故
 3 原子力施設等に係る事故
 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()						
発生場所							
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時 鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)				
消防覚知方法	気象状況						
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名					
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()						
施設の概要	危険物施設の区分						
事故の概要							
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)				
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出場機関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				その他	人		
					消防本部(署)	台 人	
					消防団	台 人	
					海上保安庁	人	
					自衛隊	人	
		その他	人				
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

1 県への被害状況等報告様式

1-3 第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 { 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
救助活動の要否			
要救助者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

1 県への被害状況等報告様式

1-4 第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

1 県への被害状況等報告様式

1-5 第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			兵庫県			区 分			被 害		
災害名 ・ 報告番号			災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流出・埋没	ha		
								冠 水	ha		
								畑	流出・埋没	ha	
									冠 水	ha	
							文 教 施 設		箇所		
報告者名							病 院	箇所			
							道 路	箇所			
区 分			被 害				橋 り ょ う	箇所			
人的被害	死 者		人		河 川		箇所				
	行方不明者		人		港 湾		箇所				
	負傷者		人		砂 防		箇所				
			人		清 掃 施 設		箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟		崖 く ず れ		箇所				
			世帯		鉄 道 不 通		箇所				
			人		被 害 船 舶		隻				
	半 壊		棟		水 道	戸					
			世帯		電 話	回線					
			人		電 気	戸					
	一 部 破 損		棟		ガ ス	戸					
			世帯		ブロック塀等	箇所					
			人								
	床 上 浸 水		棟								
			世帯								
			人								
	床 下 浸 水		棟			り 災 世 帯 数	世帯				
			世帯			り 災 者 数	人				
			人								
	非住家	公 共 建 物		棟		火災発生	建 物	件			
そ の 他		棟		危 険 物	件						
				そ の 他	件						

1 県への被害状況等報告様式

		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円				市 町 村			
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 適 害 用 市 救 町 村 助 名 法				
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	計	団体						
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 市 町 災害発生日時 年 月 日 時 分 災害の種類概況 応急対策の状況 1 1 9 番通報件数 件 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請 ・ 災害ボランティアの活動状況							

※ 被害額は省略することができるものとする。

※ 1 1 9 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入する。

2 災害救助法の適応時の報告様式

2 災害救助法の適応時の報告様式

災 害 報 告 取 扱 要 領

1 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災を除いたものとする。

2 報告すべき災害

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市町において災害対策本部を設置したとき。
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政的援助を要するもの。
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(4)の要件に該当する災害に発展する恐れがあるもの。
- (6) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度4以上を記録しているもの。
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

【例 示】

《風水害》

- 崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの。
- 河川の溢水、破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの。

《雪 害》

- 雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの。
- 道路の凍結または雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

《津 波》

- 津波により、人的被害または住家被害を生じたもの。
- ※ その他、国又は県が特に報告を求めるとき。

3 記入要領

被害状況報告（様式）の記入要領は、次に示す内容を記入すること。

区 分		記 入 内 容
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。
住家の被	住 家	現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないこと。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうものであること。

2 災害救助法の適応時の報告様式

区 分		記 入 内 容
住 家 の 被 害	全 壊 (全 焼) (流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも、とすること。
	半 壊 (半 焼)	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも、とすること。
	床上浸水	全壊及び半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの
非住家の被害	非 住 家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分を住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用また公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、倉庫等とする。
そ の 他 の 被 害	田の流失埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度の水につかったものとする。
	畑の流失、埋没および冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、特別支援学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、および流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

2 災害救助法の適応時の報告様式

区 分		記 入 内 容
り災世帯		災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
公共施設被害		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産施設をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

2 災害救助法の適応時の報告様式

2-1 様式第1号

被 害 状 況 調

年 月 日 時 分現在 中間（決定）報告 小野市

人 的 被 害	死 体				
	行 方 不 明				
	負 傷	重 傷			
		軽 傷			
		小 計			
	計				
住 家 の 被 害	棟 数	全壊、全焼及び流失			
		半 壊 及 び 半 焼			
		一 部 破 損			
		床 上 浸 水			
		床 下 浸 水			
	世 帯 数 及 び 人 員	全壊・全焼 及 び 流 失	世帯		
			人員		
		半壊及び半焼	世帯		
			人員		
		一 部 破 損	世帯		
			人員		
		床 上 浸 水	世帯		
			人員		
		床 下 浸 水	世帯		
			人員		
		災 害 発 生 年 月 日			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 災害救助法の適応時の報告様式

2-2 様式第2号

世帯構成員別被害状況調

年 月 日 時 分		現在 中間（決定）報告										小野市	
世帯構成 員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 以 上 世 帯	計	小 学 生	中 学 生
全 壊（焼）													
流 出													
半 壊（焼）													
床上浸水													

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 学校・避難所・物資集積所等で 必要な様式

3 学校・避難所・物資集積所に必要な様式

3-1 様式1

学校用

児童・生徒引き渡しカード

児童氏名			性別		学年組	年 組
住 所	町					
保護者氏名				電 話	() -	
兄弟姉妹	有・無	年 組		氏 名		
緊急時の 連 絡 先	電 話					
引き取り者				本人との 関 係		
避難場所						
引き渡し 日 時	月 日 時 分			教職員名		

3 学校・避難所・物資集積所に必要な様式

3 - 2 様式 2

避難所→本部室

避難所開設状況報告書（速報）

報 告 日 時	年 月 日 ()	午前・午後	時 分
施設名（学校名等）		報 告 者 氏 名	
連 絡 先	(TEL)	(FAX・無線等)	

◎ 報告事項

1 避難所開放区域

開 放 区 域 (部 屋 名 ・ 教 室 名 等)	可 能 状 況	特記事項（主な被害状況）
	1 可 ・ 2 不可	
	1 可 ・ 2 不可	
	1 可 ・ 2 不可	
	1 可 ・ 2 不可	

2 避難所にかかる設備

設備名	使 用 可 能 状 態	特 記 事 項 （ 主 な 被 害 状 況 ）
ト イ レ	1 可 ・ 2 不可	
水 道	1 可 ・ 2 不可	
電 気	1 可 ・ 2 不可	
ガ ス	1 可 ・ 2 不可	
電 話	1 可 ・ 2 不可	
F A X	1 可 ・ 2 不可	
放 送 設 備	1 可 ・ 2 不可	

3 避難者の状況

現 在 の 避 難 者		男 性	女 性	合 計
		名	名	名
名	内	65 歳以上	名	名
	内 訳	65 歳未満	名	名
		(高校生 名)	(高校生 名)	(高校生 名)
		小学生以上	(中学生 名)	(中学生 名)
		(中学生 名)	(小学生 名)	(小学生 名)
		(小学生 名)		
		小学生未満	名	名
		1 歳以上	名	名
		1 歳未満	名	名
		合 計	名	名

避難所運営本部名簿

年 月 日 現在

避難所運営委員会

行政担当者		
施設管理者		
運営本部長		
運営副本部長		

避難所運営活動班（各班長に◎、副班長に○を記入）

班 名	氏 名	地 域	氏 名	地 域
総 務 班				
被災者管理班				
情 報 班				
食料・物資班				
施設管理班				
保健・衛生班				

3 学校・避難所・物資集積所に必要な様式

3-4 様式 4

避難所用

避難所日誌

月 日 () 天気:					記録者				
組	1 組	2 組	3 組	4 組	5 組	6 組	7 組	8 組	計(名)
人数									
食 事 数	朝								
	昼								
	夕								
	計								

新規入所者数	名	
退所者数	名	
差し引き避難者数	名	

食事献立

朝	
昼	
夕	

本部会議議題・その他連絡事項

3 学校・避難所・物資集積所に必要な様式

3-5 様式5

避難所用

避難者家族票

受付 No

入所時刻		退所時刻	
月 日 :		月 日 :	
			班
氏名 (ふりがな)		性別	男・女
特技・資格 ()		年齢	歳
災害以前の住所			
電話 ()			
緊急連絡先 「必ず記入して下さい」	氏 名		
	住 所		
	電話番号		

家族構成

番号	氏 名	続柄	性別	年齢	備 考 (災害弱者等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
退所先住所・氏名					
その他連絡事項					

[illegible]

3 学校・避難所・物資集積所に必要な様式

3-7 様式7

避難所用

避難者収容記録簿

【市民以外用】

避難場所名 ()

[illegible]

3 学校・避難所・物資集積所に必要な様式

3-8 様式8

避難所用

外 泊 届 け

(ふりがな)		
氏 名		
外泊期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)	班
同行者		
緊急の場合の連絡先		

遺 体 表 示 票

				番 号	
遺 体 氏 名		男・女	住	TEL	
世帯代表者		歳	所		
住 所					
遺体発見場所				発見時刻	時 分
遺族の連絡先	氏 名				
	住 所				
遺体搬送者 連 絡 先	氏 名		受け取り時間	時 分	
	住 所	TEL			
そ の 他 特 記 事 項					
記入者氏名					

注 … 医療関係者、消防職員（トリアージ・タグ）等関係者と協議の上作成してください。

遺 体 引 き 渡 し 票

				番 号	
引き渡し者 氏 名		男 ・ 女	住 所		
間 柄					
引 き 渡 し 日 時					
記入者氏名					

注 … 医療関係者等と協議の上作成して下さい。

3 学校・避難所・物資集積所に必要な様式

3-11 様式11

避難所用

食料品等物品 要請書

要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
避難所名			
連絡先	TEL FAX	報告者氏名	

番号	品名	サイズ等	数量	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

3 学校・避難所・物資集積所に必要な様式

3-12 様式12

本部室→避難所→本部室

食料品等物品 受領書

要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
避難所名			
連絡先	TEL FAX	報告者氏名	

番号	品名	サイズ等	数量	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

3 学校・避難所・物資集積所に必要な様式

3-1 3 様式 1 3

避難所用

救 援 物 資 管 理 簿

区 分 ()

日 付 区分		/	/	/	/	/	/	/	/
例)インスタントラーメン	受け								
	配給								
	残数								
	受け								
	配給								
	残数								
	受け								
	配給								
	残数								
	受け								
	配給								
	残数								
	受け								
	配給								
	残数								
	受け								
	配給								
	残数								
	受け								
	配給								
	残数								
	受け								
	配給								
	残数								
	受け								
	配給								
	残数								

区分ごとに、整理していただくと便利です。

- ・ 長期保存可能な食品 : 米、レトルト飯、乾パン、インスタントラーメン、缶詰 等
- ・ 炊 き 出 し 用 食 品 : 生肉、生卵、生麺、野菜、果物、練り製品 等
- ・ 飲 料 水 : ミネラルウォーター、お茶・ウーロン茶、ジュース、コーヒー 等
- ・ 調 味 料 : 醤油、みりん、ソース、砂糖、塩、だし素、等
- ・ その他:: 粉ミルク 等
- ・ 衣類、生活用品、台所用品等についても分けたい。

4 被害情報収集に関する様式

①聞き取りメモ(通報時) (受信者)

事案No.					
要 請		☐ 対応必要 ☐ 対応不要			
災害種別		☐ 家屋損壊 ☐ 家屋浸水 ☐ 道路損壊 ☐ 道路冠水 ☐ 橋梁損壊 ☐ 河川の氾濫 ☐ 土砂崩れ・崖崩れ ☐ 倒木処理 ☐ ガレキ処理 ☐ その他			
災害区分		☐ 防災連携 ☐ 火 災 ☐ 救 急 ☐ 救 助 ☐ 特命救急 ☐ 警 戒			
入電(通報) 日 時		年 月 日 時 分			
通報者	氏名				
	電話番号				
出勤(要請) 場 所		小野市 町 番地			
通報(受付) 内 容					
被害原因		☐ 震災被害 ☐ 風水害 ☐ 火災被害 ☐ その他被害			



は、通報時に最低限の聞き取りする項目

4 被害情報収集に関する様式

4-2-1 〔被害状況報告〕

様式 1

1 人の被害 (小野市 町)

区 分	被 害 者 数
死 者	人
行 方 不 明	人
負 傷	人
計	人

2 住家の被害 (小野市 町)

項 目 区 分				合 計		
				棟 戸 世 帯 人 数 数 数 員	損 害 見 積 額 (推定 単位千円)	
住 家 の 被 害	棟 数	全 壊 ・ 全 焼 ・ 流 失				
		半 壊 ・ 半 焼				
		床 上 浸 水				
		床 下 浸 水				
		小 計				
	戸数・世帯数及び人員	全 壊 ・ 全 焼 ・ 流 失	戸数			
			世帯			
			人員			
		半 壊 ・ 半 焼	戸数			
			世帯			
			人員			
		床 上 浸 水	戸数			
			世帯			
			人員			
		床 下 浸 水	戸数			
			世帯			
			人員			
		合 計		棟数		
				戸数		
				世帯		
				人員		
災害救助法適用状況						

4 被害情報収集に関する様式

3 農林関係の被害

(1) 一般被害

(小野市 町)

種 別	栽培面積	田		畑		減収見込量	被害金額
		流失 埋没	冠水	流失 埋没	冠水		
① 農業被害		ha	ha	ha	ha	t	千円
② 林業被害							

(2) 農林業施設被害

(小野市 町)

種 別	事業主体	被害箇所数 被害面積等	減収見込量	被害金額
① 農地農業用施設				千円
② 林業用施設				
③ 共同利用施設				

(3) 農林業関係公共土木施設被害

(小野市 町)

種 類	事業主体又は 管 理 主 体	被害箇所	被害金額
① 林地荒廃防止施設			千円

4 被害情報収集に関する様式

4 土木関係の被害

(1) 公共土木施設被害

町	区 分		河 川		海 岸		砂 防		道 路		橋 梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
		千円		千円		千円		千円	決壊	千円	流失	千円		千円
									冠水		破壊			

(2) 道路の不通状況

路 線 名	被害箇所	被害状況	迂 回 路	開通（予定）月日	備 考

(3) 都市計画施設被害

事業主体又は 管 理 主 体	街路		公園等		下水道		都市排水施設		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
	決壊	千円		千円		千円		千円		千円
	冠水									

5 建築関係の被害

(1) 公共住宅関係

団地名	所在地	被害戸数等 被害状況	被害額

4 被害情報収集に関する様式

6 商工関係の被害

中小企業（大企業）関係報告

区 分		被 害 状 況					備 考
		計	A	B	C	D	
商 業	企 業 数						その他の被害額 (千円)
	従 業 員 数						
	被 害 金 額 (千円)						
工 業	企 業 数						
	従 業 員 数						
	被 害 金 額 (千円)						
鉱 業	企 業 数						
	従 業 員 数						
	被 害 金 額 (千円)						
計	企 業 数						
	従 業 員 数						
	被 害 金 額 (千円)						

7 衛生民生関係の被害

(1) 水道施設被害

種 別	事業主体	施設名	被害状況	被害額
上水道				千円

(2) 水道施設の被害

町 名	給水停止状況	復旧（予定）日	備 考

(3) 清掃設備被害

種 別	事業主体	施設名	被害状況	被害額
し 尿 処 理				千円
ご み 処 理				

4 被害情報収集に関する様式

8 教育関係の被害

(1) 学校被害

校 名	被 害 状 況				被害額合計	備 考
	建 物	土 地	工作物	設 備		
					千円	

(2) 文化財及び社会教育施設被害

施 設 名	被 害 状 況	被 害 額
		千円

9 公共施設等の被害

(1) 交通機関の被害（不通状況）

機関名	被災箇所	被災状況	開通（予定）日	備 考

(2) 電力施設の被害（停電状況）

管 轄	町 名	停電の状況	復旧（予定）日	備 考

(3) 通信施設の被害（電話の不通状況）

管 轄	電話不通状況	復旧（予定）日	備 考

4 被害情報収集に関する様式

10 その他

施設名（施設）	被害状況	被害額
庁舎及びこれに類する施設 その他		千円

4 被害情報収集に関する様式

4-2-2 様式2

人的被害（死傷者一覧表）（集計表）

（ 年 月 日 時現在）

町名	発生年 月 日	死亡・負傷 の 区 別	住 所	氏 名	職 業	性 別 (年令)	状 況
計		死 者 名 行方不明者 名 負傷者 名 計 名					

4-2-3 様式3

住家被害一覧表（集計表）

（ 年 月 日 時現在）

町名	被 害 年月日	被害場所	所有者	構造・種類	被害内容	被害面積	被害金額 千円	備考
計								

（注）非住家被害については、住家被害に準じ作成すること。

4 被害情報収集に関する様式

4-2-4 様式 4

避難状況（集計表）

（ 年 月 日 時現在）

町 名 (地区名)	避難指示 年月日	避難理由	避難場所	避難者数		避難年月日	
				世 帯	人 員	開始年月日	解除年月日

4-2-5 様式 5

消防職団員出動状況（集計表）

（ 年 月 日 時現在）

町 名 (地区名)	出動年月日	出動目的	出動人員	消防職団 員の区分	備 考

4-2-6 様式 6

(年 月 日 時現在)

市町名	対策（警戒）本部の名称	設置日時	廃止日時
		月日 時分	月日 時分
計			